

平成19年 9月11日

1.出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内 智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦 泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里已
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局 長 緒方正義
次長兼総務係長 黒川和広
議事係 長 松尾和久
議事係 員 森 正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市			長	樋	渡	啓	祐
副		市	長	古	賀		滋
副		市	長	大	田	芳	洋
教		育	長	浦	郷		究
総	務	部	長	大	庭	健	三
企	画	部	長	末	次	隆	裕
営	業	部	長	前	田	敏	美
く	ら	し	部	國	井	雅	裕
こ	ど	も	部	松	尾	茂	樹
ま	ち	づ	く	松	尾		定
山	内	支	所	藤	崎	勝	行
北	方	支	所	大	石	隆	淳
会	計	管	理	森		基	治
教	育	部	長	古	賀	堯	示
水	道	部	長	伊	藤	元	康
市	民	病	院	田	代	裕	志
総	務	課		古	賀	雅	章
財	政	課	長	久	原	義	博
企	画	課	長	角			眞

議 事 日 程

第 3 号

9月11日(火) 9時開議

日程第1 市政事務に対する一般質問

平成19年9月武雄市議会定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
6	3 山 口 裕 子	1. 庁舎活用について 2. 山内支所、三間坂駅周辺の整備について 3. 少子高齢化社会対応の町づくり
7	19 山 口 昌 宏	1. 下水道事業の今後のあり方について
8	22 平 野 邦 夫	1. 合併に係る未調整事項について 進捗状況と調整機関について(補助金・交付金の取扱い等) 2. 福祉行政について 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度について 生活保護行政について 3. 市の景観保護と建物の高さ制限について 4. 武雄温泉ハイツの陶芸教室の廃止について
9	11 山 崎 鉄 好	1. 防災(水害)対策について 2. おつば山神籠石について 3. 学校施設について
10	4 松 尾 陽 輔	～住みたい街、住みやすい街への更なる提言～ 1. 環境整備の充実 救急医療体制の整備の観点からAEDの設置について 有害図書撤去について 障がい者のバリアフリーについて 空き庁舎の活用について 2. 子育て支援の充実 乳幼児医療費の償還払いを現物払いへ 周辺部の通学手段の整備について(循環バスの増便と交通会議) 3. 防災対策の充実 要援護者、災害弱者への対応について 防災無線と水害地域の対応について 4. 財政基盤の充実 市民病院の経営改善計画書の実績検証について

開 議 9 時 1 分

議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づきまして、市政事務に対する一般質問を続けます。

日程から見まして、本日は4番松尾陽輔議員の質問まで終わりたいと思います。

それでは、通告の順序に従いまして、3番山口裕子議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。きょうは本当に早朝よりの議会傍聴、ありがとうございます。市民の方の参加のあること、本当にうれしく思います。今後とも参加のほどよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い私、山口裕子の一般質問を始めさせていただきます。

あいさつの中に昨日もありましたが、やはりことしの夏、佐賀北高優勝、本当にみんなが元気になるもとだったと思うんですが、私たちに言わせれば、北高の優勝、話を聞けば聞くほど、今一番欠けているもの、そういうところに光が差したような気がするんです。それは私、農業者もそうですが、本当に毎日こつこつこつこつとして、それでも被害に遭ったり台風の害に遭ったり虫の害に遭ったりと、本当に大変な毎日を送っているんですが、この北高優勝の陰に、監督も申されましたように、毎日こつこつとした中、それにお金がかかっていないところ、施設的に恵まれていないところを本当に神様は見捨てないというところ、そういうところにみんなが元気のもとをいただいたんじゃないかというふうに私は思います。

今いろいろな問題が起こっておりますが、私農業者としても、市長が打ち出しておりますレモングラス、本当に新しい打ち出しとして、何とか経済性を高めようということで頑張っていたいております。でも陰には、もともとお茶で頑張っておられた日本茶というのが数年、健康茶とかこういうハーブ茶の売れ行き増大でお茶業界が大変な形になっているということも聞きます。

子供たちに大切なものを残そうという形で私も食育、いろんな運動をしておりますが、古川知事が今度台湾のほうに「J-PON」という形で販売促進をされております。でも、よく考えたらこれはどういうことかなというふうに私も一つのストレスを見ました。というのは、食育という形で教育されるときに、知事が、本当に知事から聞いた言葉で、できるだけ県産品を食べましょう、地産地消ということで推進して回っておられます。私はもう1つ環境問題として、地球温暖化という問題が本当大変になってきております。そのとき知事が、「フードマイレージというのを御存じですか」というふうに言われました。この地球温暖化を抑えるためにも、どうか地元の物、地産地消を進めていきたいと思いますという話でしたが、

やはり経済も上がらないといけません。そういうために台湾のほうに販売促進されている「J-PON」は、じゃあ農業者にとってこれは一時的なことなのかなとか、本当に持続可能な社会というところ、農業とかを考えると、本当にいろいろな問題提起がなされているなというふうに最近考えております。

しかし、農業者に対しても子育てをしている親たちにとっても、いろんな問題が起こっております。企業を持つ方にしても。そういうときに、この北高の優勝の陰にあったこつこつと頑張っていく、そういうところに必ず見捨てられない、奇跡が起こる、本当神様が日を差してくださるということで、皆さんが元気になったんじゃないかなというふうに思います。

今後、自分もいろんな活動の中に、本当にこれはどうかなということを市民の皆さんと語って、またこの場で語っていきいたいなというふうに思います。

それでは、本題に入らせていただきます。

今回は、庁舎の活用と山内支所、三間坂駅周辺の整備について、少子・高齢化対応のまちづくりと3点上げております。3点の中で、小項目を上げていませんので、庁舎活用はこれ1点のみです。山内支所、三間坂駅周辺の整備は3項目に分かれております。少子・高齢化対応は2項目に分かれております。随時質問の中で言っていきたいと思っております。

それでは、庁舎活用についてお尋ねいたします。

北方支所、本庁の武雄市役所、そして山内支所、いろんな活用が進めておられますが、まず新しいところで、本庁の活用の中で子育てルームが開設されましたが、ほかに本庁においてこういう活用が予定されているかということと、オープンしまして利用の仕方とか利用の度合いというか、そういうところをお尋ねしたいと思っております。お願いします。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

私のほうからは全般的にお答えをしていきたいと思っております。

本庁におきましては、現在のところ計画はありません。

議長（杉原豊喜君）

松尾こども部長

松尾こども部長〔登壇〕

今回、1階のほうに開設をいたしましたキッズステーションの利用状況でございますけれども、7月に開設をいたしまして、7月は中途でございましたけれども、月23人の利用がっております。それから、8月は122人利用がっております。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

まだオープンしたばかりですから、これからだと思います。私も二、三回となくその部屋はのぞかせていただきました。本当に素晴らしいお部屋ができていますし、何かちょっと暗いなという武雄市役所の雰囲気少し明るくなったんじゃないかなというふうに思います。暗くなかったですかね。

もう3回ほど行くんですが、たまたまかもわかりませんが、お子さんとか利用のあるときになかなか行き当たりませんが、私としては、本当にいいスペースになっておりますので、子供たちに限らず、お年寄りの方というか、本庁を訪れた方がそこに和やかに語る場ができるんじゃないかなというふうに思いました。私もそこに上がって、何か絵本とかあったら、ちょっと時間があればそこで過ごしたいなという気持ちになりましたので、そういう開放につながっていったらいいかなというふうに思っております。そういうお考えのところ、市長もそういう開放を進んでしていただいたと思うんですが、そういうところの進め方に対して、市長の答弁をお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私は基本的に子育てのスペースは本庁の1階、そして北方の子育て総合交流センターというのを開設いたしましたけれども、ここは多世代、異世代交流の場にしたいというふうに思っております。したがって、市民の皆さんにお願いがありますが、基本的にキッズステーションという、あるいは子育て総合支援センターという名前はありますけれども、ここは多世代、異世代交流の場だというふうに考えておりますので、ぜひお越し願えればありがたいというふうに思っております。

特に子供たちは、今核家族化が進んでやっぱりおじいちゃん、おばあちゃんと接する機会がなかなかありませんので、そういう触れ合いの場にしていただければありがたい。子育て総合交流センターは私も見に行っておりますけれども、だんだんそういう場になっておりますので、武雄のがばいじいちゃん、がばいばあちゃんたちがいっぱい集まっていただければありがたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

本当に市長の要望に対しての対応の早さというか、そういうところで、いい施設ができているなというふうに思います。せっかく開いてもらっても、利用がないと本当に何もならないと思います。ぜひきょうたくさんの方が傍聴に来ていただいておりますので、1階のほうですが、帰りにのぞいてみていただきたいなというふうに思います。

次に、北方支所のほうでお尋ねいたしたいと思いますが、今子育て支援センターという形

で市長からもお話がありました、あと、武雄市の社協のほうが入ったと思うんですが、ほかに支所活用としては予定がありますでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

北方の支所の活用につきましては、今議員のほうから話がありましたとおり社会福祉協議会、それと北方支所の3階になりますけれども、災害の備蓄保管庫ということでしております。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

議場の活用は私のほうから答えたいと思います。

議場の活用については、さまざま意見が寄せられて、今まで帯に長し、たすきに短しという状況でありましたけれども、職員から非常にいい案が出ました。それは学習室に使ったらどうかという話が答弁の勉強会のときに出てきまして、これで初めて私も納得をして、これは北方、山内、これは議会ともよく相談させていただきますけれども、学習室として開放する方向で検討したいというふうに考えております。

すなわち、例えば市立図書館であった場合に、なかなかそれが学習専用スペースにならない。それで、やっぱり一般利用者の方々からそれはやめてほしいとかという話もありますので、ただ、勉強する場というのは必要だと思います。私も家に帰ったら勉強しておりませんでした。そういうことで、未来を背負う子供たちに開放するということで、学習室として開放していきたい。そして行く行くは、あそこはスクリーンもできるようになるわけですね。ですので、これは諸条件を詰めた上で、例えば、学習塾であるとか予備校であるとか、そういうサテライト教室になるようなことも考えられないかと。いろいろ考えていきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

今答弁の中で、最後のほうに塾とかそういう形も出てきましたが、北方支所のほうも賃貸スペースというか、賃貸で業者とか事業者に貸すという予定はあるのでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

お答えいたします。

北方支所につきましては引き続き検討をしていくということで、今は予定はございません。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

それでは、最後に山内庁舎の活用についてお尋ねいたします。

山内庁舎も最初の予定から賃貸スペースもありましたし、私たちが要望してありました図書施設とか、いろんな形の予定がなっておりました。早くも障がい者のセンターということが決定して今活動がなされておりますが、今現在、賃貸スペースも含めてどのような計画がなされているかをお尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

お答えをしていきたいと思えます。

市長のほうから3階の分については発言がありましたけれども、そのほかの分についてお答えをしていきたいというふうに思えます。

3階の分の旧委員会室でございますけれども、災害時の備蓄の保管庫という、それと旧議長室、応接室でございますけれども、ギャラリーということで活用を検討いたしております。それと、旧議会事務局、議員控室につきましては山内町商工会の事務所、それから、旧和会議室でございますけれども、市民団体の皆様の共同の事務所、それから、旧小会議室ですけれども、このほうにつきましては、情報通信の企業のベンチャーということで企業誘致のほうを考えてございます。市民団体ということですが、一般に言われますCSOということで、山内町の婦人会でございますとか、女性ネット、文化連盟、保護者会というような団体でございます。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

済みません、ちょっと早くてよくわからなかったんですが、市民団体というところで決まっているお部屋はどのお部屋だったのでしょうか。商工会が入るといってお部屋は議員の控室ですか。済みません、市民団体を予定されているという部屋はどこだったのでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

市民団体の共同事務所ということで予定をしています部屋は、旧和会議室ということでございます。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

わかりました。和室というのは多分議員の控室、休憩室だったと思うので、その部屋ですかね、間違いないですか。

そのお部屋は多分決定していないと思うんですが、商工会というのは本当に最近決まったことだと思うんですが、これは賃貸スペースになっているんでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

お答えします。

賃貸を予定いたしております。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

はい、わかりました。やはり財政を潤すという部分では、早く庁舎の活用が求められていると思います。商工会のほうも要望があって運んだことだと思いますが、スムーズな運営ができるようお願いしたいと思います。

また、ほかにも賃貸スペースという形であったと思うんですが、ほかにも予定が決まっているところ、計画がなされているところがあればお尋ねしたいと思います。

また、たびたび一回一回質問するのがあれですので、商工会はいつからそこに入っているかということと、あと、活動市民団体に和室をとるところは正式に投げかけが終わっているのかどうかですね、その3点をお尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

お答えをしていきたいと思います。

商工会はいつからかということですが、10月1日からを予定いたしております。

それと、他の支所をとということですが、今お話をしましたけれども、今の分について第1次ということで、今後引き続き検討をしていきたいというふうに思っています。

〔3番「もう一つ、市民団体」〕

市民団体の分につきましては、先ほどお話をしましたけれども、CSOということで調整をしていきたいというふうに思っています。今後、調整を図っていきたいというふうに思っています。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

ということは、市民団体は一応これからということですね。

先ほども答弁していただきましたが、私たち、その中に女性ネットワークという形で入っておりますが、利用の仕方です。昨年提案されたときに、旧町のとき産業課があった場所が、今何も使われておりません。そして、予定ではそこが図書室という形、町民が本当に図書の部屋を要望してありましたら、そこが図書室という形で予定されておりました。とても2階のお部屋のそれを団体が見たときに、ここは図書室に向かないという形で、今本当にぼんとしてあいております。とてもオープン施設でいい形になっておりますので、もしそういうふうに相談していただければ、元産業課のあのスペースを活動団体をお願いしたいと思っております。ぜひ私たち女性ネットワークだけでも二十数団体がまとまって活動しております。これから地域力というところでは、皆さん本当にボランティアらの力が必要となると思っておりますので、ボランティアの力を結集するためにでも、オープン施設のその場所を早く活用させていただきたいなというふうに思っております。

それと、前回議会質問のときも言いましたが、佐賀には市民活動センターのiスクエアビルとかありますが、本当にそこがいい機能を果たしております。そこで活動する方たちがちょっと割安で印刷ができたとか、パソコンが使えたりとか。支所もいろんな情報交換ができる場としてぜひ活用をお願いしたいと思います。それにロッカーとかも随分あいている分もありますので、それを1団体に1ロッカーぐらい与えてもらおうと、こちらのほうでそれを投げかけていただきますと、ボランティアでもいいですし、交代でその事務所に入るといっか、情報の連絡をするという形をつくり上げていきたいなと思っておりますので、ぜひ市長、そういうところを早急に打ってほしいなというふうに思っておりますが、市長の見解をお聞かせください。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

決まっている部分、決まっていない部分が先ほど企画部長の答弁でもあったと思っております。決まっていない部分については、先ほどの山口議員の御指摘を十分に踏まえた上で、市民になるべく開放すると。基本的に庁舎も市民財産でありますので、それは使っていただくように開放していきたいと。非常に参考になったところであります。

ただ、これをじゃあ永続的に貸していくかといったことに関しては、これは私は疑義があるところでありまして、例えば、1年から2年で更新制にするとか、そういった形で市民の皆さんたちの活動を見ていく必要が我々に管理責任者としてありますので、そこはお含みお

きをいただければありがたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

本当にありがとうございます。そういう活用のときに本当に組織内のこととか活用の仕方とかいろんな問題が出てくると思いますが、それは皆さんで協議しながら、山内町が本当に元気になるような使い方、そういうところにやっていきまして、また、さらにそれを新武雄市として結集できるような場につなげていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、市民の声といたしまして、北方の支所とか山内の支所に入りますと、本当に閑散としていて、広々と庁舎業務がされているのはわかりますが、とても入りづらいという声があります。何かすべてを注目されたように、暇になさっているわけじゃないでしょうけど、寒々とした感じの、市職員の方の、何か目が一度に集中してこちらに向くような気がするなんていうことを市民の方から声も聞いておりますので、だれが来たかもわからないくらい中がにぎわっていて、活気づいている支所を創造したいと思っておりますので、ぜひ私たちもそのような利用、活用をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、庁舎活用ということで、もう1つあります。

これは一応投げかけですが、先ほど2階に予定しておられた図書施設というところで、私たち旧町民は本当に分館的でもいいから図書室というか、交流の場を整えたいと思っておりました。それで新市になったわけですが、私の前回の一般質問でも申しましたが、エポカルがありますので、ぜひ分館的な働きのできる、せめて今は幼児書とか、本当に読み聞かせの本とか、そういう本がほとんどで、みんな古本なんですね。一応そこを土曜文庫という形で、私たち女性ネットワークとかが中心になりまして、やっとここまで作り上げてきました。この場が本当に畳のお部屋で、利用している人にとってはとてもいい部屋になっております。ここが公民館ですね。だから、土曜日だけ開放していただいております。そしたら、土曜日だけはホールも開放してもらって、中学生がそこで卓球をしたりとか、小さい子供と遊んだりとか、お年寄りの方も本を楽しみにして来ておられます。でも、どうしても県立図書館の巡回も新市になったからということで断られましたので、文庫が来ておりません。武雄市のほうに巡回文庫のようにお願いしているんだけど、なかなか動いてもらえないという声があります。本を借りに来ても、全然本がありません。もともと乳幼児の本、低学年の本しかなかったんですが、そういうところで一番求められていて、人と人のつながりができる場、情報交換できる場というのが、今旧山内町にとっても求められておりますので、この公民館全体を図書施設として利用できないかという声を、今私たちが上げているわけでござ

います。

教育委員会の業務がその中でもなされておりますが、その業務が空き庁舎というか、その中に入ることができれば、スムーズな形で進めてもらえるんじゃないかというふうなことも私たちは話しておりますが、そういうところの考えは市長のほうはどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

浦郷教育長〔登壇〕

公民館のお話でございますが、公民館の目的が非常に大きい目的がございます。その中で、地域の学習拠点として現在も年間約1万人程度の利用がされているということでございます。もちろん子供たちも含まれるわけでございますけれども、今の公民館の活動、今後の活動を考えましたときに、事務室としてはあそこにあったほうが一番利便性が高いし、地域住民の活用もしやすいものかというふうに考えております。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

私が言っているのは、教育委員会としての業務をなされている方が四、五人支所のほうではおられますよね。と、あと公民館の館長さんという方がおられますので、公民館としての利用窓口という形は置いてもらっても、教育委員会の仕事というところの事務所を使っている、大きくスペースをとっているところは庁舎内に入ってもらって、ここを市民に開放していただくと、本当にいい利用ができるんじゃないかというふうに思います。そういうところでお尋ねしたんですが、もう一度お聞かせいただけますか。じゃあ市長、お願いします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

行政財産をあずかる立場から、私のほうから答弁をいたします。

基本的には、その考えは非常にいいというふうに考えております。しかし、私もよく図書館に行きますけれども、あの限られたスペースでどういう本を置けばいいのかといったことに関して、あのスペースだとどうしても中途半端にならざるを得ない。全部置くわけにいかんわけですね、いろいろあらゆる本を。そうすると、図書館が本当に図書館として機能するには、やっぱりエポカルぐらいの規模でないとなかなか厳しいのかなというのは率直に思っております。ただ、あの場所をそういった意味で、先ほど図書室という案が出ましたけれども、何か活用ができないかどうか、これはよく教育長と相談をして検討を進めたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

本当に前向きな答弁ありがとうございます。私たちはエポカルのような図書館があれば、旧町のときからそういう図書懇話会とかいう形で進めておりました。しかし、今財政厳しい中、あるものを生かすというところを私たち活動団体にも投げかけて、ぜいたくを言わないで、本当にみんなが求めているものが充実していけばいいなというふうに思っております。

和室の活用というのがほかになくて、もう本当に寂しいながら、ここは図書館と言えません。文庫という形で私たちも名をつけているんですが、それでもいいんです。エポカルとか巡回の図書ですね、県立図書も回していただいたら本当によかったんですが、それだけでもスペースを設けてもらえれば、中学生も高校生も本を広げて勉強したかったり、地元のことを調べたりするときに、やっぱり地元が元気になるスペースとして、ぜひ用意していただきたいなというふうに思っております。施設的には、そのままそっくり使える状態でないので、最低限設備投資をしなければいけないかと思いますが、私たち団体としては、そういうふうになるだけ財政負担をかけないように思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

山内支所、三間坂駅周辺の整備についてお尋ねします。

これは先ほども申しましたように、1番目が県道改良のことと、2番目がネーミングライツということと、3番目に総合福祉センターの計画についてお尋ねしたいと思います。

それでは、三間坂駅から県道改良が平成11年より始まっております、伊万里山内線といいますが、三間坂駅より山内支所までの320メートルですが、これがなかなか完了に至りません。旧町のときからいろいろ問題が上がっているようですが、市民の方から、景観とか安全性とかから見て早く対応ができないのかというふうなお声をいただいておりますので、その進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

県道の伊万里山内線につきましては、議員見てのとおりです。あそこまで進んでいますけど、あれから用地交渉で詰まっているというところなんです。それで、その用地交渉がうまくいき次第、また次に進んでいくという状況です。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

そういう答弁は旧町のときから聞いておりまして、やはり市民の方は、うまくいくように、スムーズに対応できるように投げかけ、努力がなされているのかなということを聞きたいわけですね。そういうところから、ことしはこういう進みがあったとか、昨年からこういう進みぐあいですというような経過はないでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

議員先ほどおっしゃられたとおり、ここは県道でございます。それで、県の土木事務所のほうで用地交渉をされておられますが、土木事務所としても、努力はしているけど、全然向こうの言い分とこちらとの差があり過ぎてどうすることも今できないという状況です、ということでした。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

先ほども申しましたように、その答弁はわかるわけです。その土木事務所からの返答が去年おとしのものなのか、ことし新しいものなのかを私は聞きたかったわけです。やっぱり市民もそういう動きがあるのかなというところで知りたいわけですね。その答弁はもうよろしいです。

一応この線の改良を思うに当たって、今三間坂駅というのがちょっと話題になっております。三間坂駅だけにならず、三間坂ですね。それは今度久保君の取材とかでも、三間坂駅が映っているんですね。彼がそこから通学しているという形とか。それ以前に、黒髪山のウオークラリーとか登山客というのは、三間坂駅を利用してウオークラリーをしたり登山したりしております。

また、最近の話題としてリュ・シウォンさんの三間坂が素敵な星空というか、天体望遠鏡かなんかの歌に三間坂が出てきて、本当に私もびっくりしましたが、8月7日はぞろぞろと全国からリュ・シウォンさんのイベントにお集まりになりました。そのとき、その三間坂駅の前の道が本当に狭くはあるんです。でも、そこまでの改良は申しませんが、やはり景観的にも安全性なところも見て、ああ、急ぐべきだなというふうに思っております。市長もリュ・シウォンさんにかけて、また武雄が観光で有名になればというか、そういう仕掛けも望んでおられるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそのところは進めていただきたいなというふうに思っております。

また、リュ・シウォンさんでは11月にも認定第1号のイベントがあるようですので、本当に市を挙げて整える必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、よろしくお

願いたいします。

では、次に行きます。2番目です。

これが市長の具約21に当たるネーミングライツという形になるかどうかはわかりませんが、私たち山内町が20年来、国際交流の会として山内ワールドフレンズ協議会があります。市長も皆さんも御存じのとおり、本当に大変いい、町民挙げて、また、市民挙げての活動になっております。とてもいい交流で、ビデオとかも見られたらわかるんですが、私たち訪れた人が記念撮影をするときに、本当友好都市という看板が一番記念撮影しやすい、ブルックヘイブン中学校にあたりとか、道路にあるんですね。そこで山内町の人には記念撮影をして帰ってくるんですが、私たちもまあ手はずが悪かったのか、一応セバストポールと交流という看板が山内入り口と有田に抜けるところにあるんですが、ぜひいい場所でもありますので、この山内中学校から三間坂駅に抜ける一本道の市道があります。本当にそれはほかの道に比べてとても景観がよく、きれいな道でありますので、ぜひここに友好都市というか、姉妹都市という形で看板を上げていただいて、そこをセバストポールロードというか、そういう道、そういう名づけができないかというふうに私たち協議会では意見しておりますが、そのことに対して市長はどうお考えであられるかお尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず道路の愛称に関しては、路線選定については、今商工会議所及び両商工会で、まず路線を、ここは愛称をつけようという選定をさせていただいております。その中で、民意を最大限反映するために、公募による愛称を募集する計画だというふうに聞いております。それで決まって愛称という形になると思います。私見ですけれども、そこを例えばセバストポールストリートであるとか通りであるという、非常に私はいいなというふうに思っております。その上でぜひお願いしたいのは、これはいろんな地方でも何とか通りとか何とかストリートとかってしよおぼってんですね、だれも呼ぶ人はおらんですもんね。それはなぜかというぎ、やっぱり物語のなかけんですもんね。そいけん、もし道路の愛称がセバストポールストリートというふうに決まったときには、例えば、ウォーキングラリーを一緒にするとか、あるいは看板も、例えばぎらぎらじゃなくて布製のものをつくるとか、そういうふうに、単に当事者だけじゃなくて、広く市民とか、あるいは県民を巻き込むような通りにしないと、なかなか根づかないのではないかなというふうに思っておりますので、ちょっと申し上げたいというふうに思っております。

いずれにしても、市としては、それが決まれば案内所設置等の予算の確保、あるいは関係機関との調整等は積極的に行いたいと思っておりますので、この商工会議所を中心とする、こういう取り組みについてはありがたいと思っておりますし、全面的に支援をさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

ありがとうございます。私たち協議会も、まあ本当に官と民が一緒になってといいますか、いいまちづくりをしたいと思っておりますので、できるところで自分たちが積極的にやるといって形で行っていきたいと思っておりますので、本当に前向きに進めていただきたいというふうに思います。

そしてまた、毎年友好がなされておりますので、来年3月はまたセバストポールのほうから訪れるという形になりますので、よければその訪問団を受け入れるときに、そこで記念撮影というか、そういう式典ができたらいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、3番目になります。総合福祉センター計画についてお尋ねいたします。

これも旧町のときからこの計画が平成13年より山内町老人クラブ連合会により検討委員会が発足され、最初は老人福祉センターの建設という形で進められてきました。世の中の変化と異世代交流とか利用の仕方云々いろいろありまして、これを総合福祉センターという形で最終的には検討がなされております。

合併前の平成17年9月には、議会においても用地購入が整いました。それは建設をするという形での購入であります。地質調査が2,500千円、基本設計など2,500千円、そういう形で進んでおるところ、合併になりました。旧首長の話では、合併特例債などの活用も含めて18年、19年には総合福祉センターが整うでしょうという形で旧町民は聞かされているわけです。もうこの17年9月から2年がたちました。本当に武雄市としてどう財政、本当にいろんな計画を進める中、私たちはまだまだその話になっていませんって議員たちも尋ねられるたびに「本当に言っていきますので、ちょっと待ってください」という形を市民の方をお願いしておりました。ここで2年がたちましたし、庁舎前の土地のところもだんだん荒れてきますし、三間坂駅前の周辺の整備ということも含めて、あと、旧の旧の庁舎が残っております。それも景観上よくないということですね。あと、商工会がそうして庁舎内に入ることになれば、話によりますと、そこは取り壊されるということも聞いておりますので、そういうことを含めて、この用地購入した土地並びにその周辺の整備の計画を早急になさなければならないんじゃないかというふうに思っておりますが、その計画をお尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

古賀副市長〔登壇〕

お答えいたします。

ただいまの件につきましては、昨年、ことしにかけまして町の老人クラブ、そしてまた区長会、商工会、多くの方々の御参加を得まして、市のほうに要望書が出されております。大変熱意を感じたところであります。ただ、そのとき申し上げましたように、最近の財政状況は大変厳しいものがあります。そういう形で、当分の間、新しい箱物の建設については計画がないというお答えをしたかと思えます。つい最近の県知事の発表によりましても、県におきましても3年後はこのままの状態であれば赤字再建団体に陥るといような厳しい見解がありました。県のほうでも今後どのような財政建て直しをされるのか、見きわめていきたいと思っております。

それとあわせまして、つい最近、いろんな話をしておりますけど、山内町の方におきましても、このような厳しい財政状況であるから見直したらどうかとか賛否両論あるということも聞いております。幸い山内町出身で杉原議長もいらっしゃいますので、これからまた議長を含めてこの話を進めていきたいと思っているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

おっしゃることは、私たち要望を出している団体も本当によくわかっております。もう本当にはっきりしないといけない時期に来ているんじゃないかというふうに思われます。そして、山内の活性のもととなるこの施設をここ十数年計画してきたわけです。それでは、この福祉センターに見合うところで旧町の空き庁舎を十分に活用できるように、先ほどおっしゃっていただいたように、市民活動に与えてもらったり公民館のほうを図書施設にあるものを生かすというところで、準備していただいたりとか、この総合福祉センターの計画に入っていたものを、じゃあどう生かすかということになると思うんですね。だから、本当に私たちは子供たちに借金、負債を残したくないですね、これ以上に。母親としてもそうですが、そのときに本当にどの計画がいいのかというところを打ち出していただきたいなというふうに思います。

それと、老人会の方たちも、本当に自分たちが憩いの場となって、さらには、最終的には孫たちの世話をしながら異年齢の交流ができて元気にできる場をと思っておられましたので、新市になりました、じゃあ新市になって北方には長寿園もあります。そして武雄にも日輪荘があります。じゃあ、そういう活用の仕方旧山内の方たちの老人会にも本当に投げかけていただきたいし、総合福祉センターで決定できれば本当にいい形ではあったと思うんですが、そういう計画のところを示していただきたいなというふうに思います。

それと、これは建設をするという形で土地購入がなされているんですが、じゃあその後この計画がなされないときには、そこを公園化するとか駐車場にするとか、新しい計画がいつごろから、何年間はできないとかそういう形があると思うんですが、次の計画がなされるん

でしょうか、お尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

古賀副市長〔登壇〕

老人福祉センターにつきましては建設をしないという最終結論は出しておりません。そういう形で、まだ新たに購入をされた土地の利活用についての検討には入っていない段階であります。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

総合福祉センターを建設しないということは、決まっていないということですね。でも、本当に訪れてもらったらわかると思うんですが、旧々庁舎が建ってしまして、そして用地も購入されているんですが、本当に駅前、支所周辺として、これから三間坂駅とか三間坂として訪れる人が多くなっております。そういうときに、市長が武雄温泉駅に大楠をシンボルとされて本当に景観をよくされているように、山内町の三間坂、その土地の活用を早く整備する必要があるんじゃないかというふうに思います。これで商工会も出られて、商工会も取り壊されてそこはほんとあくわけですし、社協も北方に一つになっております。そして保健センターも半分閉まったような状態でございますから、私たちも総合福祉センターで新しい箱物をとるところから考えなくても、有効活用ができないか、本当に少ない投資額で整備ができないかという検討も旧町のときにしておりましたので、そういう分を含めて、計画がありませんということで、これですうっとこのまま整備されないままでいくのでしょうか。それは武雄市がこれだけ観光とか人を呼んで定住策とかを打ち出しているときに、とても誇りを持って、ここで子育てをしたいとか本当に魅力ある場所だなというふうには思えないんですが、そういうところを含めて答弁いただきたいと思いますが、市長はどうでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私は、議会はそもそもこういう政策の論争をする場だというふうに考えております。そういった意味で、私は先ほど御提案のあったように、そういった計画をきちんとつくって、きちんとそれを協議して、それでどういうふうにするかといったことについては、本当にこれは必要だということを質問を聞きながら思いましたので、計画の策定作業に入っていきたいというふうに思っております。ただ、その間、さまざまな関係者の皆さんの意見を聞くこととなりますので、そのときには、ぜひまた御協力方をお願いしたいというふうに思い

ます。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

そのときには本当に私たち団体も一生懸命やっていきたいと思います。

それともう1つ問題が、あとに上げておりますコミュニティーバスというところでも上げますが、三間坂駅前がもう住宅が並んでいますので、道を広くするということはできないという形で、予定にはなっていないんですが、ここが高校生とか通勤の方のラッシュで朝夕がととも混みます。そのときに、本当に私も経験しておりますが、そういうときに保健センターとか支所前とか、その駐車場がそういう方たちのために確保されるならば、それが本当に解消できます。そういうところも含めて新しい計画を立てていただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

では、最後の項目の少子・高齢化社会対応のまちづくりというところでお尋ねいたします。

これは1番目にコミュニティーバスの運営と、2番目に高齢者の活用の場の一層の拡大についてということで上げております。

昨日も前田議員が申されていましたように、今回、この循環バスとか乗り合いタクシーという形で議員さんたちが五、六人上げておられるそうです。昨年私も一般質問で上げておりましたが、もう本当に私が主婦で家計簿をあずかる者として、この数年、このようなお金を投資するというか、早く解決策を立てなければならないという問題点じゃないかというふうに思います。私の身近なところで乗り合いタクシーというのがありますが、これが平成11年ぐらいから運行されて、二、三年は乗る人があられたそうですが、ここ数年、旧町のと時からほとんど空で走っている状態です。昨年私も言いましたように、何らかの対策で、本当に効率化ばかりは言っておられませんので、どうしても必要な方にはタクシーチケットとか、福祉チケットじゃないですが、何か本当に違う形の運行がなされないかなというふうに数年思っておりました。

もう本当に市の財政もそうです、家計の中の家計簿も本当皆さん同じだと思うんですが、2,500千円ほど、この乗り合いタクシーがそうです。0.3人ぐらいしか乗らないで走っておりますから、全体を考えて私も調べましたところ、私も通りまして、まだこの武内若木線には乗ってありませんが、本当に海正原のバス停のところを見るんですが、それはたくさんの方が利用されています。ニーズに合わない形のものが走っているんじゃないかなというふうに思っております。それと利用しやすい打ち出し、そういうことではないかというふうに思っておりますので、今回たまたま一般質問を先に出してありましたら、9月の市報に本当に執行部のほうから投げかけてあります。私の地区の区長さんも、町民の方にどうか利用してくださいってもう数年言っておられます。でも乗る方がいらっしやらない。ではそれを本当に

早く対処するべきだと私は思います。自分の家計の中だったら、本当に一番に対策をしたいなというところだと思います。そこを含めて、きのう本当に私がしゃべりたいと思っていたところを市長が言われたんですが、うまくいっている自治体があります。

それは1つ私が知っているところは、キャラクターとか京都屋さんの使っているようなレトロバスとか、そういうのを走らせて町民の方が活用されているところですね。それが本当は町民優先だったのに、観光客が乗りたがってすごく満車になって困っているという自治体がありました。

あともう1つは、きのう言われましたように、四季のそらが今、自分のところを出されているバスと思いますが、この自治体も協賛金、ゆめタウンだったら、バス停をゆめタウンとか病院とかよく市民の方が利用されるところに停留所をつくって、その事業者から協賛金をいただいて運営するという形が成功している事例でありました。

そういうところを含めて、先ほど少子・高齢化というところから、高齢者の方も社会参加する意味でこれが利用しやすいものであることと、子供は少なくなりました。そして、甘えさせて車で送り迎えをしているわけじゃないわけですね。本当に治安が悪くなって危険がたくさんあるから、明るくてでも親は送り迎えをしないといけないという状態になっております。もう朝夕の高校生の送り迎えなんか本当に渋滞をお聞きしております。その時間帯にコミュニティバスというか、そういうバスがNPOとかであればいいと市長も言っておられました。本当に欲しがっているニーズのところを運営できるような体制で計画していただければというふうに思っておりますが、済みません、長くなりましたが、答弁いただきたいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

コミュニティバスにつきましては、議員御指摘のとおりということで、運営経費につきましても年間2,429千円というふうな経費を補てんいたしております。1台当たりの利用者数としましても、三間坂船ノ原線につきましては0.3名というようなことで、かなり効率が悪いというふうになっております。

今後の対応策というようなことでございますけれども、利用者のアンケートの結果を見ますと、高齢者の通院がほとんどでございます。こういった分を含めまして見直しをしたいというふうには考えておりますけれども、今回お願いをいたしております公共交通会議の中で十分議論をしていきたいというふうに思っています。この中では今議員の御指摘がありましたように、なるべく空車で運行をすることがないように、例えば登録予約制にするとか、デマンド方式というふうなことでございますけれども、それらも踏まえて協議をしていきたいというふうに思っています。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

会議が今後開かれるということですので、よくこういうのが新しく決まるときに、本当に住民の身近な声、本当にニーズに合ったものになるために、そういう声をぜひ入れていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次、最後になりますが、少子・高齢化社会対応のまちづくりの中で2番目に上げております、老人力とか高齢者の活躍の場の一層の拡大についてというところで質問いたしたいと思っております。

武雄市としては、私も聞き取り調査の中で、いろんな形でこの事業を用意しておりますよということでありましたが、それが教育委員会であったり、福祉課であったり、こども部であったり、いろんなところで打ち出しはされております。しかし、なかなか住民にとって、市民にとっては参加ができていないんじゃないかというふうな声も聞かれますので、どういふふうな事業がありますかということと、その活用の仕方、利用度のぐあい、そういうところをお聞かせください。

議長（杉原豊喜君）

松尾こども部長

松尾こども部長〔登壇〕

お答えいたします。

老人力の活用でございますけれども、現在、市内各地で子供たちの通学合宿とか放課後子ども教室、また、異世代間の交流など、これを総称してトムソーヤ事業と言っておりますけれども、これを現在行っておりますけれども、その中で老人の方々の力、特にこれまでの知恵とか知識、経験を生かしていただいて、子供たちの健全育成、コミュニティーの活性化につなげていっております。今後も老人の皆様方のそういう知恵、知識、経験等を生かした事業を展開していきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

福祉関係で老人クラブ等をやっているわけでございますけれども、老人クラブ等に国、県から補助金をもらいまして事業を行っております。その中で異世代交流ということで、花づくり、しめ縄づくり、グラウンドゴルフ、こういうような事業を行っております。プログラムにつきましては、やはり老人クラブさんも考えておられますので、地域の方とお話できればということで、どんどん御意見を寄せていただければと思っております。

そして、長く永続的に続くというのはやはり地域の中でやらないといけないということで、

私も公民館にありましたけれども、お金を流したらその補助金がなくなれば、事業もすぐ終わるわけですね。やはり地域の方が地域で必要なものをどうするかということを考えていただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

2部長の答弁に補足をします。

8月15日に武雄のがばいばあちゃん「G A B B A」の方の平和教育がR K Bであったのをごらんになられたでしょうか。これは、実はもっと戦争ということを自分の現体験で、1人の人が自分は残留孤児になりかけたと言ったりとか、いろんなさまざまな御苦労、妹を亡くされたりとか、それを生きる知恵、生きる喜びを包含して子供たちと、あれは山内西小学校だったと思います、そこでがばいばあちゃんと山内西小学校での特別の授業があったのが18分間にわたって8月15日に放映をされました。これが視聴率が10.3%という極めて驚異的な、あの時間帯での数字だったということからかんがみると、こういった自分たちが背負ってきた人生、あるいは苦労した経験というのを伝えるという場が教育の場にもう少しあればいいなというふうに思っております。ただ、カリキュラムはカリキュラムとしてありますので、それは最大限尊重しなければいけません、例えば、もうR K Bには許可をとっておりますけれども、この前のビデオ、DVDがもうあるわけですね。これをぜひ一たん地域、先ほどの交流の場、あるいは教育の場に取り入れてもらって、それでもやっぱり生で聞きたいということであれば、そういうふうにまた機会を設けていくということが必要なのではないかなというふうに思っております。

例えば、おじいちゃんとかおばあちゃんとか、我々大人がダイレクトに言っても、やっぱり子供は「うっ」てなるわけですね。僕なんかはおじさんが来んさったとかと言われるわけですね。だから、そういう今、映像というのはやっぱりすって入っですもんね、子供たちに。だから、そういうふうに、うまくきっかけづくりをやらなきゃいけないのかなというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

3番山口裕子議員

3番（山口裕子君）〔登壇〕

本当に今社会問題がいろいろ起こっておりますが、一番大切なところがここに私はあると思います。やっぱり生きる力とか、本当に先輩たちから、親たちから次々に伝えられていかなければならないものが何かしら欠けていって、いろいろな問題が起こっているんじゃないかなというところをやっぱり執行部側として努力されて、いろんな事業を打ち出されている。しかし、なかなかそれが活用されなかったり、たくさんの補助金を出して用意されているけ

ど、なかなか本当に参加してほしい人に参加いただけないとか、そういう形態もあるということをお聞きしましたので、もう今、市長の答弁にありましたように、旧山内町の中には黒髪大学というのが老人会のほうであります、この黒髪大学の方たちが生涯学習の交流で西小学校で交流するという場が、老人の方たちもすごく元気になって、子供たちも老人の方たちからいろいろなものを習って、すごくいい交流ができていますということをお聞きしております。

だから、今後ますますこういうふうにと人と人がつながっていくところですね。それと生きる力というんですか、戦争体験とかこうやって生きてきたんだよとか、そういうところを家庭とか地域というところで本当は取り戻さないといけないんでしょうが、今はもう家庭も核家族になっていって、やはりそこを取り戻さないといけないんですけど、その力を借りたくないという子育て中の親たちとか、私たちは本当に知らない部分で来ているところがあると思いますので、ぜひいい事業がなされておりますので、それに参加しやすいような形で行政のほうもやっていただきたいなというふうに思います。

今1階のキッズルームとか北方の子育てルームができましたので、そこで案内されると、また若いお母さんたちも目にとまると思いますし、どんどん私たち子育て中の親たちは自分たちだけではどうしようもないところに来ておりますので、ぜひ先輩方の力をかりて子育てをやっていきたいと思っております。

あと、いつも市長がぬくもりのある武雄市というふうにと人と人が触れ合って助け合っているような、市民と行政と一緒に協働できるまちづくりに努めてまいりたいと思っておりますので、今後とも本当によろしくお願ひしたいと思っております。

これをおもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉原豊喜君）

それでは、以上で3番山口裕子議員の質問を終了させていただきます。

次に、19番山口昌宏議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。19番山口昌宏議員
19番（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。きのうからきょうと、後ろのほうを見ておりますと傍聴の方が非常に多くて、武雄の関心は高いのかなと。今、山口議員　私も山口ですけども、山口裕子議員が質問をされたので、ずっと帰らすとかなと思って、どうしようかなと思っておりましたけれども、幸いにして残っていただきましたので、ありがとうございました。

それでは、通告1問だけですけども、私の一般質問を始めたいと思っております。

私は、太陽、水、空気、この3つは命の源だと思っております。その中の1つである水、それを題に今回は一般質問をさせていただきます。その水というのは下水道事業です。

今、武雄市では公共下水道が12月から供用開始なされようとしております。そういう中で、武雄市は公共下水道、農集、そして小型合併浄化槽に武雄市の市営住宅等々は合併浄化槽と

ということで、この4つから成っておりますけれども、昔、小型合併浄化槽をするときに私が執行部のほうに質問したとき、執行部はどう言ったかということ、小型合併浄化槽は20ppm以下じゃなくて、10ppm以下でいきますということだったんです。それはどうしてかということ、武雄市は六角川の源流にもありますので、あるいは観光のまちでありますので、10ppm以下でいきますよという話だった。それが今農集、あるいは合併浄化槽がどれくらいの水質になっているのかを、まずお尋ねをしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

議員の御質問は、合併浄化槽と農集の放流の今の状況ということでよろしいでしょうか。

〔19番「はい」〕

まず農集のほうからお答えを……。今、農集では、処理区、大野地区が今オープンしたばかりでちょっとまだ出ていませんけど……

〔19番「平均でよか、平均」〕

済みません、1つずつ言わせてください、平均していないものですから。

〔19番「はい」〕

矢筈が年間平均でBODの5.7、それから、立野川内が1.5、三間坂が2.42、それから、橋下が2.4、宮野が1.5、それから、鳥海が1.6という状況で、矢筈以外はすべて5未満ということ。

それから、合併浄化槽では、これは平均で出しております。住宅関係が5住宅ですね、それから、学校関係が9校、そして競輪場に3基ということで、それをすべて平均しまして4.0ということになっております。

議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

今、橋下が2.幾らですか。

〔まちづくり部長「2.4」〕

2.4ですか。せっかく出すのであれば、答弁と私の資料とかけ合うような資料を出してくださいよ、そしたら。私の資料には橋下は5.76と書いてある。そがんきのうきょうで上がるはずなかでしょうが。

そいぎ、私が質問したいのは、実は小型合併浄化槽は10ppm以下でいきますよって。あいどん合併浄化槽、要するに市営住宅等々の合併浄化槽は、基準は20ppm以下ですよ。その10ppmの差のあったわけでしょうが、当初から。それで、どのくらいあるかと。さすがにその当時言うた人たちは先見の明のあったとかなと。20ppm以下であっても10ppm

以下の基準を今しよおですよて褒みゅうで思うとったわけですよ、実は。ところが、そういうふうな言い方をされれば、私のととは全然違うごたあ状態になるわけです。再度答弁をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

今の議員おっしゃられた橋下の5.76というのは、これはトータル窒素ですから。

〔19番「はい、わかりました」〕

議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

それでは、矢筈地区の5.7、立野川内、三間坂、鳥海、宮野、橋下、仮に橋下を2.4として、矢筈地区だけ もちろん基準には満たしておるわけですね、5.7やけん十分に満たしております。そいぎ、今矢筈が8年ぐらいたっていますかね。8年ぐらいで5.7になるものか、それとも機械が違うのか、その辺のところの答弁をまずお願いしたいんですけど。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

確かに議員おっしゃられるとおり、矢筈は5.7という、ほかの地区に比べて悪い（130ページで訂正）数字が出ています。これにつきましては、うちのほうで今機械の操作のやり方、例えば、曝気時間を1時間のうちに30分にするとか、あるいは15分に縮めるとか、そういう形での操作のほうで、もうちょっとどうかできんやろうかというところを検討中でございます。

〔19番「機械が違う」〕

議長（杉原豊喜君）

機械が違うか違わんかて聞いてある。

松尾まちづくり部長〔登壇〕（続）

それから、機械の種類ですけど、矢筈と橋下は同じ機械でございます。JARUS-14型を使っています。それから、立野川内、三間坂、宮野、鳥海、これは 済みません、矢筈と橋下は連続流入間欠曝気という処理方式ですけど、こっちのほうは層が1つになっています。層が1つになった 今ちょっとど忘れしました。処理方式がちょっと違う機械を使っています。

議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

公共下水道がことしの12月にいよいよ供用開始になるわけですが、公共下水道の今回の分の総額が1,610,000千円ですか、その中で一般会計からの繰入金約142,000千円、それと起債が下水道債ということで687,000千円ですか、そういう中で、起債償還はもちろん平成17年度から起債償還もやらなければいけないかと思えますけれども、そういう中で、今度は受益者、要するに公共下水道の受益者がおられるわけですが、その人たちの負担の基礎算定は、どういうふうな基礎の算定をして、例えばこれだけですよという基礎の算定の方法を市民の方にわかるよう詳しく説明をしていただけますでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

使用料を決定する場合、これは先ほど議員おっしゃられた公共下水道は今現在で16億円の事業費を投入していますが、これはこの中でも補助金をもらっていますので、その補助金をもらった補助金以外の分ですね。市が負担する分と、それから維持管理費に幾らかかるかということからの計算をしていきます。これでよろしいでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

そしたら、矢筈地区の農集が今済んでいるわけですが、矢筈地区の農集の個人さんの負担、平均3.5人で月3,800円の、それプラスの消費税ということで今なっておりますけれども、これはこの算定の、今部長答弁にありましたけれども、赤字という言い方はおかしいかもわかりませんが、一般財源から持ち出しというのは、3,800円はあるんですか、ないんですか。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

18年度の決算の分で御答弁申し上げます。

矢筈地区につきましては、維持管理費が1戸当たり月平均で6,600円かかっております。それに対しまして、使用料としては4,700円いただいているということになります。ですから、一般財源を投入しているということになります。

議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

そしたら、今6,600円から4,700円引くぎ、1戸当たり1,900円一般財源から出していると

ということですね。はい、わかりました。

昨日来、市長を初め答弁者の多くの皆さん方が、財政的に非常に厳しいという答弁がなされております。そういう中で、21年には県もつふるっこたあ、市もつふるっこたあという中で、1戸あたりは少ないでしょうけれども、今1,900円の一般会計からの持ち出しなんです。

そこで、小型合併浄化槽の今までの補助基数が2,012個あるわけです。補助金総額1,167,000千円、財源内訳として国が約344,000千円、県が342,000千円、それに武雄市の持ち出し分が480,000千円、これで小型合併浄化槽を行ったわけですがけれども、この補助金に対して私はいろいろ言うつもりはありません。これは、かかった分は水質がきれいになったと思っております。ただ、私がここで疑問に思うのは、小型合併浄化槽の維持管理費はすべて個人持ちというところなんです。

私は今から十六、七年前ですか、この補助金を使っての小型合併浄化槽設置に当時100千円を武雄市から特別に補助金を出しますよという制度をつくったときに反対をした1人です。必ずや、いつかこれは弊害が出てくる。例えば、今まさにこの公共下水がそうなんです。公共下水道に取り付けるときには、公共下水道が完成したときにはどうかというと、小型合併浄化槽は公共下水道につながなさいとなっているわけですね。その当時私が言ったことは、小型合併浄化槽をつくった者は、そしたらどがんあとやと。仮にこれば真っすぐつなぐとはそれでいいでしょう。しかし、小型合併浄化槽をつなぐとはそれでよかでしょうけれども、単費として出した100千円の責任はだれがとるか、その当時私は聞きました。その当時も答弁はありませんでした。ですね。

そいぎ、そこで考えなければいけないことは、公共下水道あるいは農集は一般会計から持ち出しますよ、やりますよと。そいぎ、小型合併浄化槽をつけた2,000基以上の皆さん方は自分で負担ばしんさい。公共下水道、農集は、例えば、機械が壊れたときには行政がつくりかえましょう、小型合併浄化槽ばつくうときは補助金ば出しますよ。あいどん修理代、次に壊れたときの全体的なかえる部分、その部分については一切補助はありません、これが行政の指導のあり方なんでしょうか。まことに失礼ですけれども、石井前々市長さん、古庄前市長さんにお仕えになられた副市長にお尋ねをしたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

古賀副市長〔登壇〕

小型合併浄化槽を推進してきた一人であります。当時もう20年ぐらい前かと思えますけど、その当時は公共下水道をつくるという計画は武雄市には持ち合わせておりませんでした。そういう形で水をきれいにしようと、有明海に流す水としては10ppm以下だとか、いろんな議論をしてきまして、小型合併浄化槽の奨励をしてきたところです。私も10年ぐらい前に実

はつくったわけですけど、そのときもまだ公共下水道に着手するという計画はありませんでした。そういう形で今日まで建設費の一部を補助してもらいましたけど、あとは自己管理で行っているわけです。それで、今回新しく公共下水道ができることになりまして、大変よかったなという感情を持っておりますけど、先につくった私どもとしましては、公共下水道ができたから使用料の云々という考えは今は持ち合わせておりません。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

我々平民と違いまして、それなりのお金があるところはなかなかいいでしょうけれども、私がこれを言いたいのは、公共下水道をつくるときには、もちろんそれは環境美化の関係から、私は大いに賛成だと。しかし、自分のしたことは、要するに自分のことは、受益者負担の原則ということがありますように、自分のしたことは自分が金ば出すとがほんなごとやろうもんと私は言いたいわけですよ。それはなぜかというぎ、小型合併浄化槽をつくった人たちは、補助金があったにしろ、その後はすべて自分で負担なんですね。その後壊れても自分で負担なんです。そしたら、この間くしくも市長が持続可能な料金体系ばせんばいかんじやろうとおっしゃいました。その持続可能な料金とは幾らなのか、御答弁をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

持続可能ということは私が再三答弁で申し上げているとおりでありますけれども、具体的な数字を挙げて答弁をしたいというふうに思っております。

下水道事業の現在の使用料設定では、平成18年度で使用料収入は維持管理費約1億円の7割程度になっています。また、平成19年度は山内町大野地区がふえたこともありまして、維持管理費に対する今度は不足額です。不足額が約50,000千円となる見込みであります。今後下水道事業を持続させるためには、数値の上では経費の節減と使用料値上げが必要となります。

最後になりますけれども、公共下水道事業において持続可能な料金ということであれば、最低限維持管理費を賄う処理原価、1立米当たり240円が必要であるというふうに数字の上では考えられます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

はい、わかりました。そしてもう1つお尋ねは、今農集にしても、公共下水道をつくったばかりで耐用年数がどのくらいと聞くとちょっと聞きにくかような話ですけども、農集の機械とか、要するに公共下水道の終末処理場の機械等々の耐用年数がどれくらいあるのか、わかったら答弁をお願いします。あれですよ、何が1年、何が10年と、そういうふうなのじゃなくて、大体何年から何年ということでも結構ですので、わかれば。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

簡単に申し上げて、ポンプ系で10年から15年と言われていています。それで、コンクリート系で50年、そういうふうに分けられていますけど、一番長いので50年ということです。

議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

コンクリート系というのは、要するに箱物でしょう。箱物が50年くらいですね。あと機械類が10年から15年、長くても20年というところでしょうけれども、さっき一緒に質問をすればよかったんですけども、起債の償還は何年くらいまであるわけですかね。例えば農集と公共下水道の起債の償還年数をお尋ねします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

5年据え置き25年償還と3年据え置きの25年、この2種類がございます。

議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

私が何を言わんとするところは、今わかったでしょう。機械の耐用年数が10年から、よくても20年、そして償還する年数が例えば両方とも据え置きの25年、25年ということになれば、耐用年数の過ぎたとよりも償還がもっと後までいくわけですね。そいぎ、箱物は50年やけんがよかでしょう。しかし、その中の機械は金を返す前に壊れるわけですね。そしたら、その壊れた機械は行政で、こいはつくりかえんばいかんわけです。そのつくりかえるときに、まだ済んでおらんとに次の起債を起こしてつくらんわけにはいかんわけでしょうが。（「起債借られん」と呼ぶ者あり）理屈はそうでしょう。そういう中で、市長が先ほども申されました持続可能な料金体系ができるのかと思うわけですよ。例えば、これはどこがどうのこうのじゃなくて、農集だって起債が117億円くらいあるわけですね。先ほどの話じゃないですけども、公共下水道が6億何ぼかの起債があるわけでしょう。まだ償還もせんうちに、機械

の壊れたときのその辺のところ、持続可能な料金体系がどういうふうな組み方をされているのか、その辺のところのお尋ねですけれども、御答弁できますでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

これは下水道法並びに一般会計と独立採算制の組み合わせでお答えしたいと思っておりますけれども、基本的に下水道事業については原則として下水道事業の経営に伴う収入、下水道使用料により賄わなければならないというふうになっております。これは大原則であります。これが私が申し上げるところの持続可能な下水道体系になろうかと思っておりますけれども、しかし、独立採算の原則に貫徹すれば、高額な使用料と相成ります。したがって、ここは先ほどの機械の更新であるとか、いろいろあるかもしれませんが、現実的に、この部分については例外的に一般会計の繰り入れに頼らざるを得ないというふうに考えられると思っております。

議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

一般会計に頼らざるを得ないでしょうということです。そしたら、小型合併浄化槽との整合性をこれは何とか構築していただかなければ、行政が推進して小型合併浄化槽をつくってもらった皆さん方に申しわけないと私は思っております。うんにゃ、それは当たり前くさんある人とお話をする機会がございまして、話をしたときに、自分のしでかしたことは自分ですとがほんなごとやろうもんということで話をしました。（発言する者あり）まさに私はそうだと思うわけ。そのつくって何でも一緒ですね。つくってやるのは行政がつくりましょうと。しかし、大原則として受益者負担の原則が大原則なんです。その償還期間の云々はもちろんあるでしょう。しかし、それは行政がしましょうということです。

こういうふうな話もあるですね。マンションを購入したときには、自分たちの次の住む、要するに耐用年数が来たときにつくりかえるときのための基金ば積み立てるとでしよう、マンションは。そういうふうな時代なんですね。しかし、今、後ろのほうで話がありよりました、市有財産ですので、それは無理でしょう。しかし、自分が使った料金は自分が払うというのが大原則だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

大原則はそうだと思います。

議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

余り簡単な答弁で、立つ機会をなくすような答弁でした。

いずれにしても、この問題というのは、要するにさっき一番初めも言いましたとおり、公共下水道、農集、合併浄化槽に小型合併浄化槽ですか、この4つあるわけですね。しかし、最終的には下水道事業というのは独立して、これは私の気持ちなんです。やっぱり同じ料金体系にせんばいかんとやなかろうかと思っております。片方は、例えば、これがどうのこのじゃないんです。これは今までの各自治体が決めて、そして合併しての話なんです。今から先煮詰めていかんばいかんでしょう。しかし、最終的には同じ料金体系にして、やっぱり使用料だけは自分が使用した分については自分で払うというのをさせていただかなければ、矛盾が生じると私は思うわけです。

例えば、小型合併浄化槽をつくられた方の味方をするようですけれども、小型合併浄化槽をつくった人たちは、年に例えば60千円払うか70千円払うか、私が「大体月7千円ぐらいやろう」と、その当初そが言いよったわけですよ。それで、このごろは「うんにゃ、5千円ばんだ」という話で聞きました、5千円ぐらいでしょうと。そいぎ、小型合併浄化槽をつくった人たちは5千円は自分で払いますよという話なんですよ。そして、一般会計から持ち出す分については、目には見えんでしょうけれども、自分たちの分は払うた上に、小型合併浄化槽をつくった人たちは、また別に税金として投入しよおわけです。それはなかところは、我々んごと田舎の東川登であり西川登であり 山内はできたですね。若木、武内、この辺だって、いつの日か（発言する者あり）朝日町は今言いよつです。いつの日か（「橘も」と呼ぶ者あり）橘も下水道なり、あるいは農集なり来るであろうという希望を持って金を払うのはやぶさかではないと。ところが、手前に前段で言った人たちは、極端な言い方をすれば二重投資になるわけですね。二重に払いよおごたあ感じになるわけですよ。そういうふうなことだけはどうしても避けていただきたい。そのためには、やっぱり料金体系というのは1つにしななければならないかなと思っております。

最後です。行財政改革で言うて、武雄市行政改革への提言書、武雄市行政改革市民会議というのの提言書が出ておりますね。これは皆さん方もらいんさったですね。その中にがん書いてある。市町村の財政運営は厳しいと。それはきのうきょう始まったわけじゃなかですね。厳しかとは事実。それで、武雄市の財政の中で義務的経費が全体の51%ありますよと。そして公共下水道、農集等々が大体12%ぐらいです。要するに、きのうからずうっと言われるとおり、危機的状況にある。これを打破するためには、健全な財政運営がなされなければならない。そいぎ、そこで最後に、行政だけでは限界があるというまとめがなされているわけですね。ということは、さっきのお話に戻るようですけれども、やっぱり自分のことは自分でしましよと。受益者負担の原則、あるいはその前に市長が言われた持続可能な料金体系というのを今後取り組んでいかなければならないと思うわけです。そういう面で、きのうの下

水道課の皆さん方と話をしている中でも、ちょっとこれは難しかです。もう私たちはパニックになあごたあばんだという話なんです。確かにいろんな料金体系があるもんですから、行政、要するに職員さんたちは、どっけどがんすつきよかろうかにゃと頭を痛めとんさあです。そういうふうなことをわかった上で、今後3年のうちにつぶれんような武雄市をつくっていただくよう望んで、一般質問を終わります。

議長（杉原豊喜君）

それでは、以上で19番山口昌宏議員の質問を終了させていただきます。

ここで議事の都合上、11時まで暫時休憩をいたします。

休	憩	10時50分
再	開	11時2分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

執行部から発言の訂正の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

先ほどの山口議員の質問に対して、訂正させていただきます。というのは、矢筈の処理場の放流水が他の地区の放流水に比べて悪いという言葉遣いをしましたが、他の処理場のBODの値に対して高いというふうに訂正をさせていただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

次に、22番平野議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さん御苦労さまです。日本共産党の平野邦夫でございます。改めて自己紹介をさせていただきます。議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めたいと思います。

本当に、ことしは暑い夏でした。熱い戦いも相次ぎました。この間、一般質問者言われるように、夏の甲子園での北高の優勝というのは全国にその感動を広げたと、感動を共有した点では私も一緒であります。全国にこの感動を広げたという点では、早速、北海道の私の知人、高齢者の方ですけれども、外尾静子さんという方からはがきをいただきました。ルーツは武雄出身です。関係のところだけ言いますと、「佐賀は高校野球全国優勝おめでとうございます。決勝戦は私もテレビで見えていました。逆転したときは、本当に立ち上がって拍手をしてみました。何の戦いでも同じですね。苦境にあってもくじけずに仲間を信頼し、励まし合って戦う姿のすばらしさがあります」、まさにこの人は学校の先生出身ですから、その感動の中身、教訓というのをここに表現されたというふうに思っております。

「はだしのゲン」も感動いたしました。それぞれ立場の違いもあって感動の仕方は違うんでしょうけれども、家族愛のすばらしさというのを一つ学びました。もう1つは、戦争は絶

対あってはならないことだと、あの悲惨な戦争、二十数年前に「はだしのゲン」の映画会を武雄文化会館でやったんですけれども、子供たちを中心に二千四、五百名が集まって見えました。その映画と比べましても、戦争に対するきっぱりとしたお父さんの発言といいますが、これには感動をいたしました。と同時に、一刻も早い核兵器の廃絶、これを願わずにはいられませんでした。そういう点では、武雄市の60%を超える人たちがテレビを見られたということ、一緒にいるんな思いを持って見られたという点では、大きな財産になっていくのではないかと。日本の今後の平和に大きく寄与したのではないかとというふうに私も考えております。

さて、政治の世界も熱い戦いでした。ここにおられる方々も本当に汗水流して頑張ってきたらと。日本共産党が得票は伸ばしたんですけれども、議席が減ったことについては、私も極めて残念なことであります。しかし、これを、参議院選挙の結果をどう見るかと、全体を大局的、歴史的に見るならば、自公政権の大敗、これは戦後初めてのことで、参議院の与野党が逆転したということはですね。それ自体としては前向きな大きな変化、そう考えております。それは市長は笑っておられますけれども、立場の違いでそうでしょう。あなたは残念な結果を迎えたということなんでしょう。

古い政治の枠組みを続けていては、日本の前途はないと、国民の理性的な厳しい審判が下った結果であります。年金、政治と金、閣僚の相次ぐ暴言、スキャンダル、3点セットの逆風と言われましたけれども、それだけにはとどまらずに、貧困と格差を広げた弱肉強食の構造改革路線、これに対する国民の審判、あるいは戦後レジームからの脱却を掲げた憲法改悪の押しつけ、いわゆる自公政権の基本路線、これにノーの審判を下したというところに歴史的であり、大局的には前向きな政治変革を求めたというふうに確信をしているところであります。また、このことは自公政治にかわる新しい政治の中身を探求する新しい時代といいますが、新しい政治のプロセスが始まったということだと思います。

最近、私も「朝ズバッ！」というのをよく見るんですけれども、司会のみのもんた氏が、今政治がおもしろいと、ことわけの中におもしろいというのは不謹慎かもしれませんがという断りもありましたけれども、政治がおもしろいと。その変化、激動に対するおもしろさといいますが、そういう見方だろうと。政治も熱い激動の時代の始まり、参議院選挙の結果はそういうことを示していると、そう確信をいたしております。

さて、質問に入りたいと思います。合併に係る未調整事項についてであります。

2006年3月1日に1市2町が合併し、新しい武雄市になって1年半がたちました。この合併を考える際に、いろんな枠組みが1転、2転、3転、4転したんですかね。この背景には何があったのかと。合併を考える際の基準、物差し、改めてこの間の議会での論戦を整理してみますと、1つは、住民の暮らし、住民サービスや住民負担はどうなるんだろうかと、これが第1の物差しだったろうと思います。2つ目は、住民にとっての利便性はどうかと。

3つ目には、住民の声や実情が行政や議会にどう反映していくんだろうかと、定数52が30に減ったわけですから、住民の声がどう十分に反映されるんだろうかという心配、危惧。そして4番目には、地域の将来、経済はどうなっていくんだろうかと、こういうことが考えられたわけありますけれども、またこういう角度から地域ごとに考えられてきているわけですが、そこで、合併協議会ですべての課題が合意されて解決し、新しい市がスタートしたというわけではありません。合併に係る未調整事項を残しています。

そこで最初の質問ですけれども、私がいただいた資料の中では3つに分けて整理されておりました。上水道、下水道、あるいは条例規則など合併協定項目での未調整は、今到達が幾らなのか、未調整がどう残っているのかと。あるいは補助金関係はどうなっているのかと。公共団体の統合関係でその進捗状況、資料に基づいて私も持っておりますけれども、改めて答弁をいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

未次企画部長

未次企画部長〔登壇〕

合併の調整事項についてお答えをしていきたいと思います。

合併の調整事項につきましては、所管部局において調整を行っているところでございます。原則といたしまして、平成19年度までに調整を行うことというふうにしております。

項目ごとに申し上げますと、合併協定項目につきましては、対象未調整事項として45、調整済みが16、未調整が29、進捗率で35.6%というふうになっています。補助金関係につきましては、対象の未調整事項として27、調整済みで20、進捗率で74.1%、未調整ということで7項目、公共的団体につきましては、対象未調整事項としまして27、調整済みとして21、進捗率が77.8%、未調整が6というふうでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今、資料に基づいて答弁いただきましたけれども、そこで、合併協定項目で19年7月時点、これはさっき言われたとおりですね。そこで、この資料をずっと見ておきますと、上水道、下水道、先ほど論議があってございましたけれども、料金の不統一に関することですね。市長が武雄市行政問題専門審議会に諮問をして答申を受けて、議案として成案をし、議決を求める。こういう調整というとおかしいですけれども、解決の方向が示されている。そしたら、都市計画事業で見ますと、都市計画区域及び用途区域は、現行のとおり、新市に引き継ぎ合併後必要に応じて見直しを行うと。都市計画審議会については、新市において平成19年9月に新しい審議会を設置する。先ほど部長は、19年度中にはすべて調整が進むようなことを言われましたけれども、20年のものも書いてありますよね。平成20年を目指すとか、まだ目標

年次が書いてないところもあります。そうしますと、行政問題専門審議会で解決する分、あるいは関係部局で解決する分とか、あるいは地域審議会に諮る分だとか、そういう未調整項目についてはどういう機関で解決されようとしているのか、そのの答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

お答えをしていきたいと思えます。

合併の未調整事項につきましては、行政全般にわたっているというふうなことでございまして、所管部局で所掌し調整を行っているところでございまして、下水道使用料、水道料金につきましては、行政問題審議会で審議をしているところでございまして、未調整事項の全体の進行管理という分については、行政改革課の推進本部で行っているところでございまして。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

合併協定項目の3番目にある条例規則等の取り扱いについては、各課必要に応じて議会提案をし、これは平成18年4月に調整済みだと。ここでいう議会に提案される条例規則等とあるのは、この等の中に要綱も入っていますか。議会に提案されるというその条例規則等、この等の中に何が入っていますか。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

お答えをいたします。

原則的に条例は、議会のほうに提案をします。要綱については、条例に付随するものもあるかも知れませんが、基本的には告示のほうですというふうになります。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そんならわざわざ、条例規則等の取り扱いの「等」は抜かしてもいいでしょう。これは、各課必要に応じ議会に提案するんだと、平成18年と書いていますね。私が要綱と言いました。確かに条例を提案されるときに、本来ならば条例と規則はセットして、そして、条例を議会提案し、議会で審議をし、そういう規則まで含めて審議をし、議会で採決に付すと。案外条例だけ出てきて規則までセットされませんか。だからこれは、今からそういうふうにするんだらうかなと。「等」とありますので要綱もそういうふうな取り扱いになっていくのか

など思いましたので、あえて質問を求めたところです。

それで、どうしてこれを質問しているかといいますと、武雄市自治公民館建築費等 ここにも「等」がありますね 補助金交付要綱について質問するわけですが、この告示は平成19年5月21日から施行し、19年度分の補助金から適用すると。未調整の問題点の指摘としましてはどうなっているかといいますと、旧市町間で補助金額の格差があり過ぎるため、各自治公民館における新築、増築等の調査を実施する必要がある。この格差を是正し、格差を正して平準化することは当然だと私もそう思います。結果として、旧武雄市については、これまで自治公民館の建設については、上限300千円までと、集会場はその対象にはしませんと。あるいは、山内、北方それぞれ建設費の3分の1まで補助しましょうとか、補助金の取扱要綱につきましてはそれぞれ違いますよね。新しく告示された内容を見ますと、旧武雄市にとってみますと、これがあるなら集会場もつくろうとか、あるいは増改築に取りかかるろうとか、そういうところが出てきます。しかし、山内、北方にとっては、これはある意味中身は従来よりも後退している向きもあると。こういう場合に、地域審議会にはかけられたのかと、ここはどうですか。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答えいたします。

今回の自治公民館等の改築費等の補助金交付要綱については、地域審議会等にはかけておりません。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

この地域審議会が合併と同時に1市2町それぞれにできました。その地域審議会の所掌事務、新市建設計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関し、市長の諮問に応じて審議し答申すること。あるいは2つ目には、執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べることと。こういうふうに所掌事務を3つに分けて書いてあります。それで、7月30日の臨時議会が終わった後の全員協議会で、市長も忙しい中出てきて、このことに関する議会への提案、審議がなかったということに対する陳謝をされました。

そうしますと、改めて市長が諮問することができる、地域審議会はそれに対し意見を言うことができるという役割がありますね。ですから、地域審議会を市長としてどう位置づけられているのか、料金の不統一、これを統一させていく、地域の人たちの意見を酌み上げる場、そういうことからしますと、確かにこの間、北方町地域審議会3回、山内町地域審議会も3回、それぞれ3回開かれています。合同の会議も3回開かれています。議事録を見せてもらい

ましたけれども、この件に関しては触れられていません。

そこで、市長どうですか、この市長が諮問する、そういうものはこの専門審議会にすべて限られてくるんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

ものによると思います。地域審議会というのは、基本的にもう少し大枠でざっくりしたような、例えば、新市建設計画の執行状況であったりとか、あと各種計画の見直しであるとか、もっとこういうふうにしなさいであるとか、あるいは福祉、廃棄物処理、消防等の施策で地域に深くかかわる部分については、私は地域審議会が審議すべき事項だというふうに理解しております。

私は、この統一料金の件が前回は要綱だったというのは失敗したというふうに思っております。これは、私は議会マターだというふうに思うんですね。ですので、今回の件は要綱ということで議会に深い御理解と私もおわびを申し上げましたけれども、次回こういう料金が絡むこと、あるいは住民負担を伴うようなことは、きちんと条例で審議をお願いしたいというふうに思っておりますので、これは地域審議会、あるいは審議会というよりは、むしろ最終的には議会のマターだというふうに理解しております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長が今答弁されたように、こういう場合、これは要綱にはそぐわないと、むしろ議会でしっかり論議して、全市的な意見をそこで集約させていく、これは当然だと思います。要綱というと条例、規則、要綱になっていくわけですから。しかし、料金を統一するとなりますと、ほかのごみ処理、し尿処理は条例案件ですよ。ですから、市長がこの前7月30日に陳謝された中身が今わかりました。そのとき議長も知らない、副議長も知らない、福祉文教常任委員長も知らない間に要綱が決まったと、議長はこういうことが二度とないようにということを改めてそこで表明されましたけれども、そういう点で、今言われたこういう料金の統一、料金の変更については所管の常任委員会はもちろんですけども、議会全体で審議をしていく、その道筋をつけられたという点では、これはこれで評価をし、次の質問に移りたいと思います。

未調整項目の中のごみ・し尿処理事業について質問を移していきたい。

これはまさに条例で定められた料金体系ですね。そこで、武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、平成18年3月1日、これは合併と同時に議決をされております。もちろん我々今の30人の議員というのは、この条例の制定にはかかわっていません。ですから、合

併の手引きではどうなっているかといいますと、これは私の認識をただす意味で質問しているんですけども、そのやむを得ない事情がある場合についての暫定措置だという位置づけですね、そこは間違っていないか。合併に伴う条例規則の暫定施行についてというのがこの手引きの中にあります。暫定施行できる合併規則の内容では、暫定施行の決定に当たっては、合併期日までに調整がなし得ない等、市にやむを得ない事情がある場合についての暫定措置であることに十分留意することと。ここで言う十分留意することというのは、武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例ではどこを留意したのか、そこを答弁いただきたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

合併協議会にかけられたときのし尿処理に関する文書がございますが、この中で、北方は杵東地区衛生処理場組合に属しており、江北町、大町町及び白石町と均衡する必要もあるため当面現行のとおりとするという、これは案の段階です。それを受けて、そのまま合併協議会での確認事項としては、し尿処理については、武雄市山内町衛生処理組合及び杵東地区衛生処理場組合の処理能力及びその対象地区の状況から現行のとおりとするというふうに確認がされております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

先ほど言いました十分配慮することとそういう体制上の違いだけですか。それは具体的に条例にあらわれていますよね、どういう点を配慮したかということはどうですか。その質問に行く前に、手引きによりますと名称や内容は類似しているけれども、合併関係団体のいわば1市2町、制度に差異があり、新設団体 新武雄市ですね 設置日において統合等の調整が困難なため新設団体において統合案を決定する必要があるもの。ですから、暫定施行だと、この条例はどうですか。

そこで今、そういう体制の違いがあって配慮したんだという説明ですね。そこで、ごみ・し尿処理事業の条例に関して、一般廃棄物手数料についての合併前の武雄市、山内町、あるいは合併前の北方もそうです。2つの制度で徴収されております。別にこれはどちらが云々ということはここでは質問しませんけれども、この料金の違い、部長は配慮の一つだと言いますが、料金の違い、制度の違い、これで実施していくんだと、条例上の根拠はどこにあるんですか。暫定措置といえども条例は条例ですよ。その根拠を示していただきたい。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中の第18条に、別表1により算出した額を徴収するというふうに決まっております。それでよろしいですか。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

部長としてはそう答弁するしかないですね、別表1に書いてありますので。

私が言ったのは、その配慮の中に附則で示されている第18条、これは今部長が言った一般廃棄物処理手数料の別表に関してくると、第19条は減免措置。私が問題にしているのは、この附則です。第27条以下、附則、この条例は、平成18年3月1日から施行すると。経過措置、3月1日前後、3月1日までの分は、従来の条例でやりますよと。3月1日以降の徴収については、以前の料金体系で徴収しましょうと。これは経過措置ですね。

もう一つは、この経過措置の中の3のところです。当分の間、処分手数料の項中のプラスチックに係る規定は、合併前の武雄市及び山内町の区域には適用しないと。北方町は、プラスチック類は袋を設けて徴収していますよと。これは、旧武雄市、山内町に適用しませんよ、北方町だけですよと、こういう位置づけですね。

もう一つは、附則のところに、小規模企業者に対する指定袋の特例、これは従来山内町、北方町は事業所袋を請求されていませんでした。合併と同時に事業所袋を実施すると。ただし、小規模企業者が排出する事業系一般廃棄物については、当分の間、家庭系廃棄物の取り扱いによる指定袋でいいですよと、小さな商売をやっているところは、事業所だけれども、それは家庭用袋で出されてもいいですよと、こう附則で書いてあります。ところが、先ほど私が質問した別表1の中にあるし尿収集事業についての2つの制度、2つの料金体系、割合からいいますと北方町のそれまでの歴史があるわけですから、そこそこの事情がありますので、ただ、制度の違い、料金の違いは別表の中に書かれていますね。別表の中には、プラスチック袋についても1枚につき20円という規定があるんです。

このし尿処理に関する、し尿収集に関する手数料については抜けておるんじゃないですか。別表1だけでいいんですか。事業所ごみ袋とプラスチックについては附則で書いているけれども、これについては附則で決められていない。これはどういうことですか。これは市長に聞きましょうかね。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

条例のその別表1の中に、山内と武雄はこうこうする、北方はこうするという表がありますので、これが根拠になっております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

別表1で全部片づけるというわけですか。それは何でプラスチックごみはこうだ、事業所ごみはこうだとそこだけ附則に書いておるんですか。これは本来附則に書くべきだという答弁もあっていいんじゃないですか。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

合併協議会の確認事項の中に、ごみ処理については云々かんぬん合併後、速やかに調整するという言葉が入っています。し尿処理については、現行のとおりとするということで調整するという言葉が入っておりません。そういうことで、ごみ関係については、調整があるということです。

〔22番「なるほど」〕

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

ということは、当分の間と書いているこの2つについては、暫定措置じゃなくて新しい条例で制定するけれども、し尿収集手数料については、この制度の違い、料金の違いそのままずうっといくんだと。先ほど末次企画部長が言ったように、19年度中に整理すると、その整理の対象から外れているんですか。市長、それでいいんですか。料金というのは、同じ条例規定でしょう。これは、ずうっと新条例の中にもその料金の不統一、制度の違い、そのままずうっといくと、例外規定だけ設けるんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

末次企画部長が答弁したように、いろんな今合併未調整事項については協議がされております。正副市長にその話が上がってきた時点で、適切かつ迅速な対応をしていきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

部長答弁と違うじゃないですか。迅速、適切な対応というのは、私言いましたように、部長答弁では、し尿処理手数料についてはそのままいくんだと。市長が言う適切、迅速に対処すると。どういう方向で上がってくるかによって正副市長で判断するということですか。そうすると、さっき公民館の補助金、交付金の違いは議会できちんと議決すべきだったと。暫定措置という位置づけですよ。やむを得ない事情がある場合は暫定措置で条例を専決処分すると。専決処分したのは、市長代理者ですよ。これは暫定措置だから、19年度中には新条例を制定して議会に提案すると、こういう道筋がここで示されているはずだと思うんですね。そういう点では、いつまでもこれにこだわりませんが、条例で通させていくのか、あるいは制度の違い、料金の違いをこのままずっと延ばしていくのかと、これはちょっと、結論だけは市長答弁してくださいよ。迅速、適切な対応というのは、条例できちんと統一するのかどうかということを含めてですね。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私は、熟慮に熟慮を重ねるタイプの人間であります。そういったことから勘案すると、私が迅速かつ適切と申し上げたのは、決めた時点でそれについて速やかに議会の皆様に報告、御相談をするという意味であります。私は、今この議会でこういう質問があって、こういう問題があるということを知り初めて理解をしたところであります。

そういうことで私は、庁内できちんと議論をしてもらって、先ほど答弁したとおり、正副市長でしっかりした判断をして、その上で議会の皆さんたちにお諮りをしたいと、このように考えております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

議会の質問で初めて知ったというのは、それは遅過ぎますよ。質問の通告締め切りは30日でしたよね。各課の勉強会等でもあったんでしょから、質問を通じて初めて知ったというのは、それはあんまり歓迎する答弁ではありませんね。

次は福祉行政に行きます。

最初に、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度について質問を移していきたいと思いません。

制度の要綱、その目的は既に市長御存じですよ。もう長いこと昭和25年からこれは制度化されているわけですから。改めて言うまでもないかも知れませんが、その制度の要綱、その目的は、このパンフレットの貸し付けの御案内の中にも書いてありますとおり、いわば低所得世帯、高齢世帯、障害者世帯などに必要な資金の貸し付けと相談援助を行い、世

帯の経済的自立と生活意欲の助長並びに在宅福祉と社会参加の促進を図り、安定した生活を送られるよう支援することを目的とします。これは、事業主体が佐賀県の社会福祉協議会、ここが発行したパンフレットの制度の説明です。独立自覚に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる者、これは県が要綱で定義している低所得者世帯という場合の定義です。これは、NHKがこの間、ワーキングプアというのを2回にわたって放映しました。第3弾を放映するというふうに予告がございましたけれども、まさにそこに象徴されるように確実に貧困と格差の度合いというのは広がってきております。

厚生労働省社会援護局地域福祉課が全体の統括をやっているわけですが、実施主体は佐賀県社会福祉協議会、平成14年以降5年間の実績を福祉のほうにつくっていただきました。この実績を見ていますと驚いたんですけれども、果たしてこれは全国に共通した実績なのかどうかというのは資料がないのでわかりませんが、何でこんなに、実績を見ましてね。5年間の経過を見ようということをつくってもらったんですけれども、平成14年、佐賀県全体では226件、これが新規貸し付けとして出されております。全体の貸付総額が214,000千円、平成15年が、そのとき武雄市がどうだったかといいますと、14件。中身は武雄が6件、山内が2件、北方6件と。平成15年、県は210件、194,000千円。その段階で武雄市は1市2町合計しますと11件、これが平成16年にがたっと落ちるんです。平成16年は県全体では44件、いわば5分の1に落ちてしまう。金額も57,000千円で抑えられる。武雄市は1市2町あわせて全くゼロと。平成17年、これはすべてゼロですよ、武雄市も佐賀県全体もゼロ、何が起こったのかと。平成18年、幾らか取り戻したって全県で6件ですから、やっていないのと一緒にですよ。これは、何で16年度以降、特に17年何が起こったんですか。これは県ですから、前もって事業主体は佐賀県社会福祉協議会ですよ。この実績は県を通じて出された資料ですよ。最初にいただいた資料は、県がつくった資料ですが、新規貸し付けは書いていなかったんですよ、これじゃわからんと。毎年低所得世帯がふえているのに、こういう公的な資金貸し付けのセーフティーネットとしましては、唯一そこしかないわけでしょう。16年から17年にかけて何があったんですか。

これは答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

国井くらし部長

国井くらし部長〔登壇〕

この貸付金の制度のつきましては、今議員おっしゃるとおり、社会的弱者の救済、生活支援ということっております。特に16年度から減っているところがございますけれども、16年度に滞納額が264,000千円ということで、原資が1,338,000千円、現在既に10億円貸し付けています。原資が目減りしているということで貸し付けが少し厳しくなっているようにございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

いわば県がやっている貸付制度で、他の市中銀行とは違う、ましてや消費者金融とは違いますよね。その社会福祉協議会が貸しはがし、貸し渋りに入ったんですか。一番わかりやすいでしょう。260,000千円の滞納がある、13億円の原資。この13億円の原資というのは税金でしょう。この負担割合はどうなっているんですか。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

負担割合については、ちょっと調べて後でお答えいたしたいと思いますが、一応貸し渋りというより、県のほうとしましてもやはり滞納という部分を考えまして、貸さないというわけじゃないと。ただ、保証人等がしっかりしたということで、貸し付けは行っております。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

先ほどは部長から答弁したとおり、余りにも貸して、それで原資がなくなってきて、その点本当は貸したいけれどもその原資がなきがゆえに、やっぱりなかなか今の状況では貸せないといった状況下でありますので、いわゆる銀行等の貸しはがしとか、貸し渋りとはちょっと意味が違うんじゃないかなというふうに思っております。

そして、先ほどちょっと答弁すればよかったんですが、質問のときに初めて知ったと言ったことは、質問通告のときに初めて知ったということでもありますので、十分勉強したつもりであります。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

例えば、大銀行の不良債権処理、バブル崩壊後一番銀行がいわばあおったわけですよ、バブルは。それで、結果としては不良債権が生まれてこれはどうするかと、結局、今回収めているとはいうものの国民の税金を投入したわけでしょう。そうですよ。

そして、部長今答弁しましたけれども、こういう厳しい条件ではあるけれども、保証人等々を出してもらってそれでも貸していると。しかし、今さっき言いましたけれども、17年度は県でゼロじゃないですか。貸さないということでしょう。260,000千円の滞納がある、いわば不良債権という言葉は使いたくないですけども、わかりやすい言葉を言えばそうで

すよね。この原資の13億円というのは、国が3分の2、県が3分の1出している、原資としましてはね。13億円というのは佐賀県の人口規模によってでしょうけれども、少な過ぎますよね。どうしてかという、低所得者層が佐賀県には少ないのかという判断が一方にあるでしょう。ですから、そういう全体の判断をしますと、これは県のほうでしょうけれども、もちろん県で取り上げてもらうように言っております。

もう1つは、市長がやっぱり県に強く意見を出すべきだと。武雄市の最低賃金というのは611円が1時間8円上がったと、619円ですよ。佐賀県は下から2番目ですよ。沖縄の618円、そして佐賀県619円、1日8時間フルタイム働いて、25日働いて月125千円しかもらえない、まさにワーキングプアですよ、これを進めていっている。そういう人たちに対する公的資金の貸付制度は県がやっている生活福祉資金、これが一番いいんです。

そこで、市長に県に強く意見を上げてくれと言っていることの一つですが、これは日本弁護士連合会が「日本の貧困と格差の拡大」という昨年出した本ですが、そこでも公的資金、公的融資制度は、生活困窮者の施策の一層の充実を求めるという意見書を上げています。これが、例えば弁護士会の人たちは、グレーゾーンの問題で法定金利と異常に高い消費者金融の出資法との関係で、グレーゾーンを解決していくんだと、かなり一定の成果を上げられました。

そうすると、今度は消費者金融が貸し渋りするんじゃないかと、いわばサラ金のほうが貸し渋りするんじゃないかと、ますます所得の低い人たちが緊急時、奨学金だとか、生活資金だとか、生業資金とか、何とか手だてをしたいというときに保証人が厳しい 後で言いますけれども、なかなか貸してくれない、じゃ、どこにいきゃいいのかと。市中銀行は相手にしてくれない。結局、消費者金融に行くしかない。しかし、消費者金融も金利を下げられましたので貸し渋りに走る、一体どこに行きゃいいのかということになりかねないんです。

ですから、そういうときだからこそ生活福祉資金、社会保障制度の一環として日弁連が提案しているのは、貸し付けに保証人は不要とみなさいと、これは国に対する意見書です。金利を無利子にみなさいということなんですよ。簡単に言いますとね。社会保障政策の一環として位置づけるべきだというのが日弁連の公的資金の貸付制度に対する意見書の中身です。パンフレットを見ますと、無利子がありますよ、就学資金、奨学金とか就学支度金だとか、これは無利子です。そして、据え置き期間もあります。償還期間が20年。それから、療養介護資金、これも無利子です。償還期間は5年。

この同じ県が事業主体でやっている生活福祉資金貸付制度と中小企業向けの貸付制度、これは、バブル後に県が新しく採用した中小企業貸付制度の中で、無担保、無保証、そして金利が2%ぐらいでしたか、2.ちょっとだったと思います。この福祉制度よりも中小企業向けの貸付制度のほうが制度としてはいいんですよ。これはかなり利用者からは喜ばれている。中小業者に関しましてはね。そうであればあるほどこの福祉資金の位置づけですけども、

社会保障の一環にすべきだとして政府に働きかけていく必要があるし、事業主体である県に市長を通じて強く意見を上げてほしいというふうをお願いをしたいと思います。

そこで、部長にお聞きしたいんですけども、これを借りる場合の連帯保証人は厳しくなったという経過もあるんですか、先ほどちょっと言っておられましたけど、それを答弁してください。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

先ほど申しましたように、16年度から回収がなかなか難しいということで、県のほうで保証人とか、そういうところを貸し付けの基準として少し厳しくしているようでございます。ある程度の資産があるとか、ある程度の所得があるとか、そういうところで貸し付けを判断しているようでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

事業主体は県ですけども、窓口は市社会福祉協議会ですよ。本当に厳しくなったという意見は私も聞いております。今部長が言うように、連帯保証人の保有資産の状況報告書を出さないといけませんね。ちょっと厳しくなったぐらいのもんじゃないですよ、これ見ますとね。とてもじゃないけど私は保証人にはなれない。公務員の人も資産の次第ではなれないんじゃないかと。保証能力を有することを証明できる保有資産、連帯保証人の保有資産の状況申告書を見ますと、不動産のなし、あり。ある方は土地が幾らあるのか、農地が幾らか、山林が幾らかと。建物については、自宅が何平米、その他、これは普通出しますよね。しかし、少なくともその宅地か、農地か、山林かまで聞くとところあったかなと思いますけれども、市中銀行はともかくとして。預貯金の状況、なし、あり。ありの方は普通預金は計幾らですか、定期預金計幾らですかと、株券等有価証券、種類、推定金額、ここまでは普通書きますよ。ここまで書かんところもありますね。ここまで調べなきゃいかんのかと、申告せにゃいかんのかと。

もう1つ驚いたのは、負債の状況、負債の。借入先はどこかと、借り入れたのはいつか、借入金額は幾らか、目的は何かと、年間返済額は幾らかと、残額は幾らかと、完済予定日はいつかと。これが連帯保証人の保有資産の状況申告書です。ちょっと厳しくなったというには余りにも中身が厳しいです。不動産を持っていない公務員なんか保証人になれないという話も聞きましたよ。そこにもハードルを高くしている。社会保障制度の一環じゃないですね。

私はそういった意味では、制度の目的にあるように生活の安定向上、世帯の経済的自立と生活意欲の助長、生活意欲の助長をさせたい、子供たちを大学に行かせたい、高校に行かせ

たい、しかし、授業料が高い、何とか貸してくれるところはないのかと、教育ローンに入る余裕もなかったと、そういう人たちがいわばセーフティーネットの一環でしょう。これを利用しようとしたときに、ここまで厳しくしますと保証人になり手がいないですよ。ですから、ちょっと連帯保証の要件が厳しくなったという程度のものじゃないです。制度はあっても、まさに形骸化し、ないのと一緒だと。

一連のことを紹介しましたがけれども、市長は県知事と近いでしょうから、ここを打開していくといえますか、こういう点では感想をどうお持ちですか、意見を聞かせてください。市長、感想はありませんか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

非常に難しい質問であります。

私は基本的にこういう福祉政策もセーフティーネットという役割と、もう1つそれを担うところの持続的な運営というこの2つがどうしても求められるものだというふうに思っております。とりわけこの県社会福祉協議会の事業につきましては、国費、県費ということになると、我々の税金がそこにのしかかっているということでもありますので、一概にこれがセーフティーネットばかり言うのがいいのか。ただ、先ほど議員からあったように、余りにも今は持続的運営のためにそういうふうには走っていると、そのバランスが必要だというふうに思っておりますので、趣旨に見合った適正な運営をするようにしてほしいということにつきましては、私から県のほうには申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私は、武雄市民の置かれている経済的な状況、あるいはそういう本当に貧困と格差というのがずっと広がっていているんですけども、特に求職活動をやっている人たちは早く自活の道をつくりたいと、生活を安定させ向上させていきたいと。私もハローワークに何回か行きますけれども、本当に若い人が多いですよ、30代、40代、50代と。しかし、50代、40代後半、50代前後はなかなか仕事難しい。

どういう状況なのかと、ハローワークが出している月報を見ますと、まず、6月、7月を紹介しましょうかね。月間就職率が全体の50.8%ですよ。なぜか中高年は76.3%と高いです。若い人がむしろ排除されているんでしょうかね。月間の有効求職者は6月が2,000人、7月が1,960人、7月の就職率が54.7%。たくさんかえって見えていますけれども、1カ月単位で見ますと半分ぐらいしか就職できていないという状況なんですよ。

ですから、景気が回復しているのは大企業、ぼろもうけしているでしょう。空前のもうけを上げていますよ。そういう低所得者の犠牲の上に空前のぼろもうけをやっているんですよ、契約社員だとか、派遣社員だとか、3人に1人が非正規雇用と言われてます。30代以下に至っては2人に1人は非正規雇用だと。こういう人件費のコスト削減という犠牲の上に大企業はぼろもうけをやっているんです。空前のもうけだというんでしょう。

ところが、実際に武雄の状況を見ますと、果たして景気が回復したと言えるのかと、こういう状況にある。それだけに奨学金だとか、あるいは生業資金だとか、何とか貸付制度を生かしてほしいという方もたくさんおられると思うんです。平成18年には、武雄市で相談に来られたのは18件か17件だったと思いますけれども、しかし、いわば武雄市の社会福祉協議会としては何とかしたいけれども県がなかなか言うことを聞いてくれないと、じゃどこに行きやいいのかということなんですよ。

もう一つは、毎年税務課につくってもらっているんですけれども、給与所得の収入金額に関する調べというのを毎年いただいております。市全体で納税義務者の給与収入金額が42,663,000千円。大体前年比であんまり変化はありませんけれども、変化があっているのは20,000千円を超える金額が31名から35名になったと、いわゆる富裕層が4名ぐらいですから、そう大きな変動はないのかもしれませんが。しかし、納税義務者の給与収入金額が3,000千円以下というのは全体のちょうど50%、8,717名です。年収3,000千円といたしますと、月に250千円でしょう。月に250千円ですよ、これは年齢は書いてありませんけどね、その周りにパート収入だとか、そういう方々がたくさんおられますね、納税義務者以外の人たち。こういうことを見ていきますと、決して武雄市の勤労者の収入というのは、都会と比べますと高い水準ではない。それだけに本当に苦勞されている。そういう状況を見た上で、こういう公的な資金制度はいざというときの、それこそ命綱の一つでもありますよ。そこを私はぜひ政治家を強調される市長に期待するところですが、県が市に窓口業務は委託しています。そうであれば、本当に相談に乗れるような体制、制度の充実、このことを強く県に働きかけていただきたい。もちろん我々も、武雄市だけの問題じゃありませんので、全県的に6件とか、ゼロだとか、やっていないのと一緒ですから、県議会でも取り上げてもらうように連絡をとっておりますけれども、ぜひひとつ市、県あわせてここの打開をしていただきたいということで市長にも強く要請をしておきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

質問の途中ですが、議事の都合上、午後1時20分まで暫時休憩をいたします。

休	憩	11時58分
再	開	13時21分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

22番議員、質問を続けてください。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

次に、生活保護行政に質問を移していきたいというふうに思います。

ここで私は改めて読み上げる必要もないんでしょうけれども、しかし、この質問の前提になる国民の生存権、これを国の憲法は25条で、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」、この憲法25条の生存権の理念に基づいて制定されたのが生活保護法。ここで言うまでもありませんけれども、その第1条の目的を見ますと、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」、しかも、これは第2条で言われている、無差別平等の原則に基づいてということがうたわれております。

そこで最初の質問ですけれども、平成18年度の相談件数、その武雄市における実績、これ表にさせていただきました。これ平成18年度を見ますと、武雄市で生活保護の相談に来た人たちが118人、申請が26、実際に開始されたのが22ケース、そして年度に廃止したのが35。これが全国あるいは佐賀県と比べてどうなのかというのを見てみますと、佐賀県が保護世帯数が4,539世帯、6,102人、7.10パーミルというのでしょうか。全国を見ますと、108万4,753世帯、152万5,512人、11.9パーミルですか。これで見ますと、武雄の水準というのは、決して抜きんでいる状態ではないと思いますね。それは武雄市の経済状況、勤労者の置かれている状況、こういうことの100%のあらわれなのかどうかはわかりませんが、この数字からはですね。先ほどいろいろ参考になる就職率だとか、あるいは武雄市内の勤労者の平均収入だとか、そういったことを紹介しましたけれども。

そこで質問したいのは、生活保護法によりますと、施行する際の国の基本的な考え方、基本通知。これによりますと、法7条、申請保護の原則。これを生かすためには、一般の国民から見て、申請がしやすいように、保護の実施機関といたしますので、福祉事務所ですか、工夫をすべきであるというふうに基本通知はその方向を示しております。先ほど示した118の相談件数に対して申請が26件、この差を見ますと、92世帯。この人たちに申請用紙をまず渡したのかどうかというのが第1点であります。

もう時間の関係で次の質問もあわせてしますけれども、国の基本通知によると、7条の申請保護の原則。この趣旨を生かす上で、執務の方法について次のように明らかにしております。紹介しますと、申請は様式行為ではないから、申請書の記載が整理されていなくても、所要の事項が尽くされておれば、たとえそれが手紙の形式であったとしても、申請を受け付け、それを受理する。ただし、所要の事項、必要最小限の事項ですね、これはまず申請の意思、そして家族の構成、保護を必要とする理由、これが明らかであれば申請を受理する。そ

の後、必要ならば調査をする。これが原則だと。今、申請を受け付けるかどうかという、これが最大の問題になっていますね、特に北九州のいわゆる水際作戦。受け付けない、窓口で追い返す。そういう事態が進行してきている中で、いろんな不幸な事件が起こっている。ですから、申請がどうあるべきなのか。この基本通知の中には、いわゆる手紙の形式でもいいんだと。これは今日では口頭でもいいんだというふうに通知の解釈そのものがそう変わってきております。

そこで、最初に質問したように、92世帯、その人たちには申請書を渡したのかどうか。この中で、渡した人が何人おるのか。渡さずに帰ってもらったという人も含まれておるでしょう。その答弁からまずお願いをしたい。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

お答えします。

118件の相談ということでございますけれども、この方々が全部生活保護の相談と申しましても、例えば、生活保護は世帯での保護というのが原則でございますので、私だけ保護してくれとか、それとか医療費関係で医療費がないけど、どうしたらいいだろうかと。それは高額医療の制度を利用してくださいと。そういうふうな方、諸々ありますけれども、そういうことで納得されております。

それから、申請書につきましては、全員には渡しておりません。ただし、今申しましたように、生活保護にはいろんな決まり事がありますので、やはり誤解のないように、申請書をばらまくという、そういうことはいたしておりません。やはり申請できる、そしてまた申請されても却下、そういうことがないように、適切なところで判断して申請書を渡しておるところでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私は申請書をばらまけと言ったんじゃないですよ。ひどいところは、これは北九州のある区の福祉事務所ですけれども、申請書を金庫の中に納めておる。そして申請の相談に来ますと、係がいません、金庫のかぎがないので帰ってくださいと。これ行き過ぎた例ですよ。あるいは北九州の各区では、その区の福祉事務所の1カ月申請書を渡す数というのは12枚。と同時に、廃止件数は5件、ノルマを課せられている。これはサンデープロジェクトとか、朝日系のテレビで報道された内容ですけれども、もちろんこの弁護士会の報告に載っています。そうしますと、今部長が答弁した、全員に渡してない。この人には渡すべきだ、この人には渡すべきではないという判断、だれがするんですか。申請書を受け付けて、そしてその

後必要ならば調査をする。そして2週間以内に結論を出す。その結論を出す期間はありませんよね。決して担当者が個人で判断するわけにはいきません。そうすると、この人は生活保護の適用ができるかどうかを窓口で判断をして、生活保護の申請の意思があるのに、その申請書を渡さない。担当者の判断でいいんですか。これひとつ答弁してください。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

申請書につきましては、今申しましたように、一応、面接をして、そして生活保護というのがどういうものかの説明をいたします。そして説明して、その中で、ああそんなら私どもは生活保護にはちょっと該当しないなどが、そういう方々もかなりいらっしゃいます。それから我々も全然申請書を拒否しているわけではありません。申請されるという方については申請書を出しております。そしてその後、議員が申されたように調査という形になっております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そこが今最大の問題になっているんですよね。申請主義なんですよ。もう1つは職権保護もありますよね。相手が窮迫な状況の場合には職権で保護するという、申請と職権保護という2つの方法がありますね。今、部長が答弁したように、92世帯の人たちには申請書を必ずしも全部やってない。その中には生活保護を申請したいという人も入っているはずですよ。その人たちの申請をしてもらって受理をして、そして福祉事務所で一定の期間、決裁期間と申しますか、そこでこの人はどうなのかと。必要ならば調査をして、そして適否を決める。これ集団で決めているはずですよ。面接は複数で対応されている。面接は複数で対応して、この人たちが適するかどうかという判断をして、渡さないというのは、これは行き過ぎじゃないかと。ですから、全国的にも申請書をきちんと窓口において、そして申請の意思がある。その人たちには必要な書類を出してもらって、その後、面接、調査をしていく。そして2週間以内に集団で適否を決める。このことが私は全国的にも求められているし、この差が大き過ぎますからね。このことは強く指摘をしておきたいというふうに思うんです。

もう1つは、この同じ資料を見ても、18年度資料を見ますと、35件の廃止、そして17年度、17件の廃止です。18年度が35件廃止したと。これ自然減もあるでしょう。高齢者で亡くなったという方もおられるでしょうね。そういうことを加味した上でも、前年度倍になっている。この廃止というのが、また一方でかなり厳しい内容のところもあります。本当に世界で最も豊かな国である日本と言われている、経済大国第2位だと言われている。しかも飽食の時代だと。そう言われている今日、貧困を要因とする餓死事件、この報道が後を絶た

ない。象徴的なのが、先ほどから言いましたように北九州。3年間で毎年餓死あるいは自殺、孤独死、昨年また自殺。2000年から2006年の間に、新聞に報道された生活困窮世帯の餓死、自殺、この一覧表というのがあります。これ日弁連がまとめた表ですけども、本当に中身は深刻ですよ、一件一件見ますとね。この2000年から新聞に報道されただけでも35件、41人の方。こういう方々が今の経済大国だと言われる中でも餓死されている。こういう事態を佐賀県はもちろんですが、武雄市ももちろんですけどね、絶対出さないということが特に貧困と格差の広がりの中で求められておるなということでもあります。

もう1つは辞退届け、これが強要された。これは北九州市の例。ほかにもまだあります。広島高裁の判決では、確定判決したところでは、自立のめどがあるかどうか、客観的に判断せず廃止するのは不法だという、これ広島高裁の確定判決した内容ですね。こういうことを考えていきますと、これは9月8日の朝日新聞でありますけれども、この朝日新聞の見出しを見ますと、「生活保護、そして辞退届けの強要禁止、国が自治体を指導」と、こう報道しています。中身を見ますと、9月6日の都道府県の担当と政令市の担当者呼んで会議を開いた。そこで国は自治体に何を指導したのか。余りにも悲惨な事件が相次いでいますので、1つは辞退届けの提出を強要してはならず、保護廃止を決める際には、自立のめどを聞くなど、十分に留意する必要がある。これは当然といえば当然ですけどね、改めてこういうことを言わざるを得ない。2つには、辞退の意思が確かであることが、廃止が適法であるための要件だ。そして廃止決定の際には、自立のめどを聞くなど、直ちに窮迫した状況に陥ることがないよう留意すべきだと、こう指示しております。北九州で昨年起こった事件というのは、本人が辞退届けを出していますね。本人の意思で出したと担当は言っている。実際にそうかどうかわかりません。しかし、その人が残したノートには、辞退届けを書かされた、残念だと。働かないなら死ぬというのかと。そして28日間、水だけで生活している。隣近所の人たちもこれを見ていますよね。そしておにぎりが食べたいと言って亡くなっていく。こんなことが許されるのか。したがって、国は改めて辞退届け、強要してはならないという、当然のことを改めて指示しなければならないという事態になってきております。

ここで、武雄市はそういうことはないだろうという前提で聞くんですけども、35件廃止になっている。この中には自活の道、自立の道。就職ができて、安定していく、新しい生活ができる。こういう人たちも含まれているだろう。35というのは、前年比に比べて倍以上になっていますよね。その中身どうなっているんですか、答弁していただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

国井くらし部長

国井くらし部長〔登壇〕

お答えいたします。

廃止の35件でございますけれども、世帯員の傷病の治癒ですね、病気が治ったから、働く

ことができたというのが1件、それから死亡の方が10件、それから働きによる収入の増加が8件、そして扶養者からの仕送りの増加、それから親類等の引き取り、それから老人福祉施設内の入所が4件、その他ということで、転出、保護辞退、これは年金担保で借りていた年金が償還しましたから、年金が入ってきますから、保護を辞退しますというような形であります。あとはちょっとあれですけども、刑の確定とか、逮捕とか、そういう部分があるところでございます。

それから、辞退届けについてですけども、18年度は18件、うちの方もっております。ただし、よその京都の事例のように、病気が治って、退院したからあしたからとか、そういうふうな形ではいたしておりません。我々は例えば働き先が見つかったと、仕事が。しかし、収入が安定する1カ月、2カ月、それから病気が治っても、2カ月程度は見て、そして廃止のめどがついたというところで、こういうときは辞退届けを書いてもらっているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

病気回復するまでは本当に早く健康になってくれと、病気を治してくれと。それが最優先の助言指導ですよ。病気が治ったからすぐ仕事につけるかということ、これもまたその人の身体的状況によって違う。ですから、基本通知では、被保護世帯、すなわち生活保護を受けている世帯の身体的条件や医師を無視して就労指導や調査などは、これは憲法で保障される基本的人権を侵害することになる。もう1つは、法27条は何を決めているかと言いますと、指導及び指示。27条の2には、相談及び助言することができる。相手の相談があった場合ですね。そうしますと、今気になるのは、親類の仕送り、親類の引き取り、いわば扶養ですよ。扶養のことを言われているんだと思うんです。扶養という問題は、これもなかなか難しい問題ですよ。先ほど武雄市内の、扶養という場合、武雄市内に限らないかもしれませんよ。しかし、扶養という場合には、相手の生活状況、経済状況もありますよね。非常に核家族が進んできている中で。そこに扶養で生活保護を廃止させる。これも行き過ぎがあると、先ほど言いましたように、基本通知に反することになる。

そこは次の質問ですけども、ここで言う27条の指導及び指示、あるいは27条の2に言っている相談及び助言。特にこれは稼働年齢と言われる64歳以下18歳以上、この方々があられますよね、今病気で入院しているとか、病気療養中だとか、あるいは仕事がないとか。そういう人たちが訪問回数としては多いですよ。訪問する際に、毎月1回あるいは2回という方もおられるかもしれん。そうすると、この27条の精神に基づいてされているんだろうと思いますけれども、例えば、訪問の仕方というんですか、あるいは指導及び指示、どういうふうに行われているのか。先ほど紹介しました基本通知と27条の法精神からして、どうで

すか。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

まず、生活保護におきましては、年度当初にその世帯に見合ったケースの検討会議をいたします。その中で、生活状況、病状、その他把握しまして、訪問に行く格付をするわけでございます。A世帯は就労、要するに就労可能な人がおると。そういうのは毎月行って指導をする。そしてB世帯は病気等とか持っておられても、就労可能なところということで、2カ月に一遍、それから3カ月に一遍が大体老人世帯、それから半年に一遍が施設入所者のところというふうな形で、ケースの格付をして、その中で要するに就労指導、病状の療養指導とか、そういうふうな格付をしながら指導を行っているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

生活保護世帯をA、B、C、D、Eぐらいにランクづけするというのは、どうも私も。執務上、それが必要だということでしょうけども、大体人間をランクづけするというのは余りよくないことですがね。あなた方の指導上、仕事上やっているというふうに理解しておきます。私が聞いたのは、27条の指導及び指示。これは生活保護法で規制されていますよね、条件つけられていますよ。この中身を私聞いたんですよね。そこはどうですか、どういう指導、指示をやられておるんですか。特に就労可能な人とさっき言われましたね、Aランクと。Aランクというのはおかしいけれども。Aの人 どうも言いづらいですね。稼働年齢の人たち。どうですか。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

就労指導の件でございますけれども、一応就労稼働年齢層というのが18歳から64歳までということになっております。一応、大体その年齢に該当される方が130人、そのうち就労可能な方、130人のうち働いてもいいだろうと。これは病状調査、その他と勘案してですけども、その方が31人。そしてそのうち19人の方が働いておりますので、我々としましては、その就労可能な方の12名に対して、一応就労援助ということ、支援ということを行っております。特に平成17年度から始まった生活保護受給者就労支援事業ということですけども、これは国の方が力を入れて、就労支援をなさいということになっておりますので、職安と一緒にやっております。平成17年度は県で就労者数が22人、そのうち武雄の事務所で5人。平成18年は県全体で38人のうち武雄が6人ということで、これは就労支援の結果だと思って

おるところでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

その病状、そして就労可能な状況になるまでに、いろんな激励もしながら、そして援助もしていくということが大切ですよね。そこで、改めて中身を部長言いませんから、この27条の 、 、 に分けてあります。そこでは生活の維持、向上その他保護の目的達成を目的とした被保護者の自由を尊重し、必要最小限にとどめ、被保護者の意に反してはならないと。これが27条の 、 、 の中身ですよ、本人の意思を尊重しなさいと。今、部長は一生懸命命数を言いますけどね、そういう法の精神に照らしてやっておられるだろうということ聞きよるけど、中身はなかなか言われぬ。どういう立場に立ってやられておるか。国は決して相手の立場、被保護者の立場に立ってというのは、なかなか難しいんですよ。老齢加算は廃止する、母子加算は廃止する、生活保護基準と年金の基準は違うから、生活保護基準を引き下げて年金に合わせるみたいなね、その行革が今進められてきている。そうすると、当然この27条の指導及び指示というのは厳しくなってきますよね。その象徴が北九州にある。そうでしょう。

1つの例だけ言いますと、7月に大腸がん、肝臓がんの摘出手術をした。そして退院されましたけれども、まだいまだに抗がん剤の適用を受けている。抗がん剤を投入している。抗がん剤を入れますと、1週間ぐらい吐き気、倦怠感、脱力感、なかなか体が思うように動かない。そういう人がおられるんですよ。がんを摘出したら、すぐ仕事できるよみたいなことを言われる。軽作業ならできるでしょうと言われる。二、三時間なら仕事できるでしょうと言われる。受け取る側の気持ちを考えたら、厳しいですよ、これは。だから、私が先ほど強く言いましたけれども、27条の言う指導及び指示というのは、もっと相手の立場に立って、さっき言いました法の精神に立って、そこをいかにサポートしていくか、これが基本なんですよね。そこは今後ぜひそういう立場に立ってほしい。生活保護というのは最後のセーフティーネットですから。ですから、働く場所が確保されてというのを援助していく。職安と連携していく。ハローワークの人に聞きましたけれども、車の所有が結局ネックになってくる。例えば、AさんならAさんの場合、車が使えらば、車があるならば、既に5件ぐらい就職可能だったと。車の使用については制限がありますよね、資産の活用という。資産の活用についても、利用価値と処分価値と比べた場合に、利用価値が高くて処分価値が低ければ、むしろ利用価値の方を残せと、車をですね。もう10年たてば大体資産価値はゼロみたいなもんですよ、査定はね。そういう活用の仕方をさせてほしいというふうにハローワークの人は言うておられました。そこで、ぜひ日弁連のこの本によりますと、車の利用ができれば自活への道も早い。就職率は先ほど紹介しましたけれども、50%前後ですけれどもね、そ

れでも車があれば、その可能性はもっと広がる。そこをぜひ運用を柔軟に対応していただきたいというふうに考えるんです。そこはぜひ先ほど例を出しましたけれども、その人の置かれている身体的状況、例えば、療育手帳Bを持っている女性に働きなさいと、8月いっぱいですよと、覚悟しておきなさいと。療育手帳を持っている人にこんな指導はないですよ。ですから、そこは本人の自由意思、人格を尊重する、法のもとに平等と言われるわけですから。そこの訪問する人も大変だと思います。しかし、保護を受けている人はなかなかもっと大変だと。どうやってそこから抜け出すか 抜け出すという言葉ちょっと撤回します。どうやって自活の道を拡大していくか、生活向上を図っていくか、安定を図るかという立場ですから、ぜひそこは心して対応していただきたいということを指摘をしておきたいというふうに思います。

そしたら、生活保護の最後の質問ですけれども、車の活用というのが、いわばある意味ではネックになっています。そこは厚労省の意見を上げることも大事ですね。普及率にしたって、もう80%超えておるでしょう。そうしますと、車を利用することによって仕事の範囲が広がるということになりますので、国への要請という点では、最後に市長の見解を、この件については聞いておきたいというふうに思います。

もう1つは、他人の車を借りて仕事に行く。これは可能なのかということがあります。その車さえあれば仕事ができる。そうしたときに、他人の名義、親類から借りる。そしてこれを使って仕事に行く。これは可能なのかどうなのか。これは福祉事務所の判断でやれるわけですから、そこは部長でも答弁いただきたいというふうに思います。

最後の景観条例と建物の高さ制限について、質問しておきたいと思います。

これは12月に条例化したいと、答弁は後でいいです。答弁いただきますよ。ではさきにいただきますでしょうか。よろしくお願いします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

答弁に入ります前に、確認しておきたいことがあります。先ほど大腸がんともう1つのがんですぐ働きなさいと言っていたことを議員は主語なしで言われましたけれども、これ一体だれが言っているんでしょうか。だれがどのタイミングでおっしゃっているのかということをもっと明らかにして質問していただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは質問のやり取りの中で、だれがとか、だれがどう言うた、どう言われた。それを明らかにするというのは、確かにそうかもしれません。これはプライバシーの問題、人権の問

題かかわってきますね。そして言うた言わんやったという事実関係もあります。ですから、私はこれはここでは言いませんよ、名前は明らかにしませんと。こう言われたという問題は幾つも例あります。それは課長なり担当の人にはこういう事例がある、ああいう事例があると言っておりますので、必要ならば、そっちの方から聞いていただきたいというふうに思います。それでいいですか。（発言する者あり）

それは、ここで質問するからには、事実確認しませんと、推測とか予断とか、そういうことで私は言いませんよ。そしてまた、先ほど紹介した人は、ことしの3月議会でも保険の問題で紹介した人です。以後、病気療養中です。通院されているという状況で、もう何カ月すれば抗がん剤も打たなくて済むようになる、健康体に取り戻せる。こういう人たちに対して、就労指導もされている。それは入院した人に言っているわけじゃないですからね。そういうことはちゃんと部長、認識されているわけでしょうから。ここで名前を言うとか、だれが言ったとかいうのは、私はそういうことはしません。

では、景観条例にいいのでしょうか。これは12月に条例化したいということですから、今後、討論する場があるでしょうからね。2点について、後で答弁いただきますよ。だから質問して、そして答弁いただいて、時間が来ればやめなければいけませんからね。先に質問だけしておきます。ここで簡単に言うておきますと、京都が9月3日から新しい景観条例を発足させた。ここで屋上広告物は禁止する、ネオンは全面禁止する、建物の高さは10階程度。結論から言いますと、大体この3つのことが条例化されて、9月3日からスタートした。私はここで言う景観条例の中で、自然の景観あるいは文化的な遺産、それも景観の1つ。そうした場合に、建物との関係で言いますと、その一定の地域、自然の景観、例えば、御船山の周辺、桜山の周辺、あるいは黒髪山周辺、そういった本当に子孫に残していかなきゃならん、開発をしないという前提で景観条例されるでしょうから。そうしたときに高さの制限も当然出てくるでしょう。そうしたときには、私有財産との関係がありますね。いわば土地の利用が制限される。ですから、そうしたときに、合意形成をどうされていくのかというのが1つあります。アンケートの結果を見ますと、高さ制限というのは、賛成、反対、大体賛成の方がちょっと多かったんじゃないですかね、あのグラフを見ますとね。そういうのが1つあります。それからもう1つは、地球温暖化が叫ばれておる中で、これは一定の業者に指定しますと、パチンコ業界の人たちがけばけばしいネオンやっていますよね。あれはいわば景観という側面から見ても、あるいは射幸心をあおることからしても、そういう点で、あれは規制した方がいいんじゃないかなと。広告というのは伝達の表現方法ですから、ですから、そんなに上からびちっと規制するというのは余り好ましくないかもしれません。しかし、そこは話し合っただけで地球温暖化の問題、CO₂削減の問題等々ありますので、そこは市民の合意を得られるんじゃないかという点での市長の見解をお伺いしたいと思います。

それからもう1つは、風俗営業店のネオン、看板等々については、これは青少年健全育成

という立場からしますと、これはやっぱり佐賀県の広告物条例でも規制できるわけですから、こういう点での一つの市長が言う哲学といいですか、その表現の方法、伝達の手段としての広告、これはいい場合、悪い場合あります。そこは規制、条例化する側の考え方を聞いておきたいと思います。

いよいよ最後ですけれども、質問だけしておきます。温泉ハイツの陶芸教室、これが8月いっぱい終了するというので、いろいろ決算の状況資料ももらいましたけれども、ただ話を聞きますと、武雄はいで湯と陶芸の里というのが売りですからね。また人間国宝中島宏さんが青磁の分野で、これは武雄市の財産にとどまらず、佐賀県の財産であり、いわば世界に誇る財産ですよ、人間国宝に認定されたというのは、まさに快挙だと思います。そういう点では、陶芸教室が果たしてきた歴史的な流れがあります。10月から新しく模様がえして再開するという話もありますけれども、そういう点ではどういう方向になっているのか。これは時間があれば答弁いただきたい。そのことで、まずくらし部長の方から答弁をいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

国井くらし部長。

国井くらし部長〔登壇〕

まず、病気の方の就労指導ということでございますけれども、一応、我々もケースワーカーから上がってきたケースを読んでおります。そして内容によっては手術後に就労を勧めているというようなことはほとんどありません。それで、我々も勧めて厳しかったら、もう少し猶予を見たらいいんじゃないかというような指導はしておりますので、多分、絶対そうとは申しませんが、やはり病気が治られて、ある程度我々もお医者さんの判断とかは聞いて就労指導しているところありますので、その辺は申し伝えたいと思います。

それから、車につきましてですけれども、車については、確かに借りた車で乗れるかということですが、過去、新聞配達等、それについては認めたこともありますし、また車の保有につきましても、短期間の保護の方、処分するよりも、やっぱり持っていて、自立するためにいいということについては、認めているところがあります。ただし、認めているのが、病院とか、例えば、子供さんが障害児とか、そういう通学等についても数件認めておるところがあります。ただ、言うように、何もかんもということは、ちょっと反対に補償の問題とか、いろいろ本人にかかってくるものがありますので、それについては制限をしているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

先ほどだれが言った、言わないかということに関して、ちょっとだけ言わせてほしいと思

いますけれども、これは言われた人を明らかにしてくれじゃなくて、ケースワーカーなのか、あるいは所管の人が言ったのかを明らかにしてほしいということを申し述べたにすぎません。

その上で景観条例について考えると、基本的に私は高さであったりとか、けばけばしさであったりとかというのは、建築基準法等の兼ね合いありますけれども、景観条例にもきちんと書こうと思っております。これは協議になるか指導になるかは別であります。これ従わない場合は、私は業者名を公表するといった強い規定も盛り込みたいというふうに思っております。いずれにしても、武雄の景観は財産であるというふうに考えておりますので、それに沿った景観条例にしていきたい、このように考えております。

〔22番「パチンコ屋のネオンはどうですか」〕

パチンコ屋のネオンについては、基本的に景観の最重点地区については、そのネオンというのは規制はかけられるべきだと思っておりますけれども、これはやっぱり私有財産との関係がありますので、そこは協議ということになるかと思えます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

陶芸教室の再開については、10月から形を変えて再開するという話聞いておりますので、また改めて必要に応じて文書を求めていきたいというのをお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

それでは、以上で22番平野議員の質問を終了させていただきます。

次に、11番山崎議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

皆さんこんにちは。昼食後の大変きつい時間とは思いますが、あと2人でございますので、最後までひとつよろしく願いいたします。

ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回は防災の中でも水害対策について。また2項目めに、おつぼ山神籠石の今後について。3項目めに学校施設についてお伺いしていきたいと思えます。

水害対策についてお伺いする前に、7月初めの大雨により被災された皆さんに心よりお見舞いを申し上げます。また、その際、夜を徹して活動していただきました地域の皆さん並びに消防団員の皆さんには、心からお礼を申し上げます。大変被災者の方は喜んでおられました。

それでは質問に入ります。昨年は、4月10日、それと6月25日、またことしは7月の初め

から、大雨が降り、特に7月6日の朝から7日の朝にかけては、聞いたところによりますと、約200ミリ以上の雨が断続的に降ったそうです。そこで今回の雨において、床上、床下浸水、並びに国道、それに市道等が冠水し、いろんな災害が出たと思います。そこで、まず最初に、武雄市全体での被害の状況並びに各地区、橋地区の災害状況について御報告をお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず市全体での被害状況でございますけれども、床上浸水11戸、床下浸水69戸、道路21カ所、河川8カ所、急傾斜地5カ所、市道冠水15路線、農地13カ所、農業用施設5カ所、農林地崩壊1カ所、林道が4カ所。その中で橋町でございますけれども、床上浸水が11戸、床下浸水が60戸、道路崩壊が1カ所、市道冠水が7路線ということになっております。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

ありがとうございました。いつものことではございますけれども、本当、橋町は毎回のように床下、床上浸水が起こっております。また、農地の冠水もありまして、本当、農業的にも被害をこうむっておるところでございます。

そこで、今回、6日の朝から7日の朝にかけての大雨に対して、市においても災害警戒本部ですかね、そういうものを設置されたと聞いておりますけれども、その災害警戒本部はいつ、何日の何時ごろで、どのような対策をとられたのか、お伺いいたします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

災害対策の本部までの設置に至る、時系列で若干申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、6日の19時25分に大雨洪水警報が発令されまして、武雄市防災情報連絡室を設置いたしました。7日の0時に非常に災害がまた被害が出るというような想定がされましたので、7日の0時に武雄市災害警戒本部に体制を切りかえたところでございます。それから7日の3時15分に、武雄河川事務所より堤防決壊おそれのため、高橋排水機場のポンプ1基停止予定報告ということがございましたので、ケーブルテレビによる広報、区長さんへの電話連絡、市広報車とか消防車両による広報活動を行ったところでございます。7日の6時30分に災害警戒本部会議を持ちました。これにはそれぞれの部長を招集いたしまして、浸水家屋の調査、し尿、ごみ処理、消毒関係についての協議を行って、それぞれの調査に向いても

らったというところでございます。7日の12時に武雄市災害情報連絡室に体制を切りかえまして、13時45分に警報から注意報に切りかわったところで解散をしたということでございます。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

今聞いておりますと、7時から、また12時に警戒本部をつくったということではございませんけれども、実際、私が12時ぐらいに見て回ったときには、確かに国道498号線、全面通行どめであったと思います。そこに道路の通行どめ等に出動しておられた方は、皆さん消防団の方やったような気がいたします。そこで、今回、私はその現場を見て、何でこの警戒本部をつくって、私が12時から多分6時半過ぎぐらいまである程度、橘町を見回っておりましたけれども、警察の車、土木事務所の車、河川事務所の車等は私、その時間帯、全然会わなかったわけですね。それで、あれ、じゃあこういう警戒本部ができて、どのような連絡がとれているかなど。実際その日は夜中であつたし、金曜日でもありましたよね。そこで職員さんたちの待機も少なかったとは思いますが、実際、そういう関係課にはどのような連絡をされたのか、お伺いいたします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、随時流れてくる情報といたしましては、気象情報については、佐賀県防災総合情報システムより随時連絡がございます。あと河川情報につきましては、武雄河川防災情報提供システムにより河川の外水及び内水の状況の収集を行っております。それから、消防署及び警察署からは、住民の被害状況の報告を受ける。それから、武雄土木事務所からは、ファクスで県河川の洪水情報を受けております。それから市内3カ所、これは本部、矢筈、狩立・日ノ峯、3ダムでございますけれども、このダム事務所からファクスで洪水、調整情報をいただいております。それから、NTT及び九州電力からは、災害情報をファクスでいただいている。それから、河川水位及び家屋、道路の冠水状況等につきましては、消防団のパトロール等により状況報告を受けているというところでございます。それから、片白の自主防災会の総括班の状況報告というようなことで、排水機ポンプ稼働状況とか水門開閉の状況、市道冠水状況等々について、情報をいただいていたというところでございます。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

わかりましたけれども、その警戒本部というのは、多分、今どの辺が冠水しているというのを実際自分たちでも確認には、すべて情報をここに集めたのをそのまま出しているというような体制になっているわけですかね。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、警戒本部の設置の基準でございますけれども、これはおおむね区域内に各種警報が発表されて、災害が発生した場合というようなことで設置をすることございまして、今回、そういった基準に基づいて警戒本部を設置したところでございます。あと、警戒本部につきましては、それぞれ各部、総務課、福祉課、健康課、農林商工課等々、建設課含めて担当者に出動してもらっております。特に建設、農林商工については、市道冠水等の現場確認等には行ってもらっております。農業被害等については、当日はわかりませんので、後だって区長さんからの報告を受けながら現場を確認するというようなことを行っているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

私が何でこう言うのかといいますと、片白の防災組織の会長が一生懸命市役所とお話をしておられるわけですよ。その担当の方は、そのときは任意の要請だったと思いますけれども、どういう経路でその片白地区に来ればいいのか、職員さん自体もわかっていらっしやらないんですよ。それで、私がちょっとかわりまして、榎崎からこう山を通過してということで誘導しましたけれども、実際、この辺が冠水していれば、ここが使える道路とか、そういうふうなものも市としては、ある程度把握をしてもらった方が、もしあとの食料備蓄にも関係しますけど、いろんな面で地元住民の方も困るところが出てくるんですよ。それで、できれば、片白地区と南片白、鳴瀬、今度は鳴瀬まで冠水しましたけれども、この辺までの水位が来れば、どの道路が使えるというような、地区防災組織の片白地区には防災マップとして、どれぐらい降ったらここまでわかりますよというのはありますけど、市役所としてはあるのか、今後つくるようにしてあるのか、お伺いいたします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

現在、市の方では持っておりませんが、国土交通省でつくられた分を利用させてもらっていると。今後につきましては、きのうの質問にもございましたように、ハザードマッ

プなりのようなものをつくりまして、今議員おっしゃるような行動に際しての、そういった経路をどうするのかと。こういったことについては、十分地元の意見等を聞きながら整理をしていきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

昨年の4月の雨のときは、ああやぐらしか、来んでよかなというごと、警察のパトカーとかなんとか来よったわけですよ、あれは朝方でしたので。しかし、今回は夜中の12時以降やったので、その辺の自分たちも危ないと思ってあるかもしれませんけど。実際考えてみれば、本当、地域の消防団だけが橘町を何か今回は守っていただいたような気がしてですよ。そういう警察、国土交通省とかありますから、やっぱりいろんな面で情動的じゃないけど、直接来て、どれぐらいかなというような感じを受けておられれば、実際本当つかってくるときの水の早さですかね、そういうのもわかっていただけるんじゃないかと思ったので、私はこういう質問をしました。

次に、今までは有明海の水が満潮を過ぎると、意外と内水も早く引けたような気がいたします。しかし、今回は特に雨が多かったと思いますけれども、あのときのあれでは、1時半ぐらいが満潮だったと聞いておりましたけれども、3時過ぎぐらいまで水がふえていたような気がします。そこで、さっき部長の答弁でありましたように、ファクスで国土交通省の方から、河川事務所の方から堤防が決壊するおそれがあるから、もしかしたらポンプをとめるような状況になるかもわかりませんよというような連絡が来たと言われましたけれども、この連絡が消防団の団長さん、橘分団長さん方と自主防災の会長さんに連絡が来たわけですよ。そしたら、皆さん、水ががんふえよとこれ、またとめでもするなら、また大変なことになろうだいというようなことを言われていましたので、実際そこでそのポンプを、3基あるうち1基とめたとか、そういうふうなことが行われたか、お伺いいたします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

特に今回のポンプにつきましては、建設省河川事務所の方で、六角川ポンプ運転調整方針というのを決められております。これはハイウォーターに応じて、どの高さまで来れば運転をとめるとか、そういう方針のもとに随時連絡がありました。特にこれにつきましては、副市長でございます古賀危機管理監の指揮のもと、影響を受ける行政区、今回、高橋排水機場がそういう状況にあるというようなことでもございましたので、久津具、二俣区、高橋区、南上滝区への連絡を行っております。あと防災行政無線、ケーブルテレビ、公用車、消防車両

等によって住民への周知及び警戒パトロールを実施しております。これはとまるかもわかりませんよという情報連絡でございます。特に古賀危機管理監と武雄河川事務所長との間で、先ほど申しましたポンプ運転調整に関しまして、協議を数回にわたって行っていただきました。その後、先ほどおっしゃいましたように、3時15分ぐらいに最終的にうちの方にも危ないというような情報がありましたので、まだ厳しい状況でございましたけれども、その後、降雨が小康状態になったというようなことで、最終的にはポンプは停止せずに済んだということでございます。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

水がどんどんふえている中に、そういうことを聞くと、本当、被災者並びに関係者は、こがんことをされるなら、どうしようもなかねというような話になっておりましたので、それはポンプ調整というのは、規約とかで、下の堤防がもてない、溢水すれば堤防も決壊するというので、それはやむを得ないことかと思えますけれども、できる限り確かな情報を、あとどれぐらいすればポンプをとめるとか、決壊すれすれだからというようなことをもっとはっきり言ってもらってしてもらえれば、皆さんも納得はしないかもわかりませんが、決壊したらまた大変なことになりますので、そういうふうな対応も少しはとっていただきたいかなと思っております。

それでは次に、水害後の後片づけについてお伺いいたします。

実際、床上浸水したところは、畳はまずぬれます。それと家財道具かれこれ、いろんなものが多分ぬれて廃棄処分にしなければならない。その次は、これは床下でもありますけれども、トイレのくみ取りを早急にさせていただかなければならないということになっておりますけれども、今回そういうぬれた家財道具、畳等、またし尿のくみ取りについては、どのような対応をとられたのか、お伺いいたします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

くみ取りにつきましては、54世帯の分をくみ取っております。それから、廃棄物といいますが、使えなくなったもの、これは通常の収集で集めております。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

くみ取りは54世帯と、あとほかの畳関係、家具関係は通常の収集でということでございます。

すけれども、これに対する費用はどのようになっておるのか、お伺いいたします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

畳とか、ごみになった分ですね。それは集めるところに全部持って行って、市の方で処分しています。それでくみ取り料については、くみ取りにかかった分の半分の費用を補助しているということです。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

畳等はその集積場所まで持って行ったら無料で処分ということですよ。そしてくみ取りは半額補助。それでは、実際その後に、ここにもちょっと私、同僚議員から写真をいたいたんですけれども、我々俗に百姓では「あず」と言いますけれども、大水の後に田んぼの麦わらとか何とかのくず、ごみ、あれがどうしてもこの写真を見ますと、道路の方にしっかり集まっているわけですよ。この分に対しては、今までは、やはり地域の方が皆さん出たいて、本当、皆さんで片づけをしていただいております。そこで、水害の後にはいろんな仕事があるんですよ。自分の家も掃除せないかんけども、ごみも出さんばらん、それから、よそにも手伝いに行かんばらんとかですね。そういう面ではいろいろあるんですよ。特に今言われた、くみ取り料の半額、私はできるだけ早めにくみ取りをしていただけないと、また生活的に困りますし、そこで、できればこういう緊急、年に二、三回と思いますけれども、被災された皆さんの顔を見ておきますと、何でも本当自然につかたこれ、くみ取り料の半分も出さんばらんとやろうかと、これも見てくんさあぎよかいどんというふうな、その地域の声でありましたので、その辺はどうか市の方で考えていただけたらと思いますけれども、できる限りのことによろしゅうございますので、ここをどうか市長答弁でもいただければと思いますけど。よろしくをお願いします。

議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

古賀副市長〔登壇〕

先ほどからいろんな御指摘を受けておりますが、まず最初に、市の今回の水害に対する対応につきまして、警察署、そしてまた河川事務所、そして市役所、いろんな役割をしておりますけど、市におきましては、夜の大雨が大きくなってからの現地への視察、それから朝明るくなりましてから、また現地の視察、それ十分行っております。たまたま山崎議員とお会いしなかったことだけでありまして、これは私も両日とも行って、現地の住民の皆さんと顔を合わせてお話ししてまいりました。

それから、被災者に対する床下浸水、床上浸水の家屋のくみ取り料でございますけど、このことにつきましても、今、急に生じたことではありませんで、過去にも何回となく同じようなことを繰り返しております。古くは平成2年の7月災害ですね。あのときにも朝日町ではたくさんの人家でこういうことがありました。そのときもいろいろ住民の方々、そしてまた区長さんたちとも話し合いをしまして、2分の1補助が妥当だろうという結論に達しまして、今日までそのようにずっと2分の1の補助という形で行っております。今後ともいろんな面で被災者の方には助成をしていくつもりでありますので、皆さん方の御理解をさらにお願ひしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

申しわけございません。私はずっと現場の方におったもので、ぐるぐる見回っていたわけじゃありませんので、本当、会わなかったかもわかりません。申しわけございませんでした。今言われたとおり、平成2年からという、もう17年ぐらいたっていますよね。やっぱりある程度、逆に言えば厳しくなったから、もっと無理よと言われるかもわかりませんが、もう十四、五年なれば大分昔の話よというような感じで、特に合併したもので、新市になって北方町かれこれも冠水したりしますので、新たな援助策として、新市としてもつくっていただきたいと思ひます。

それでは次に、今回、8月の市報に、非常食の備蓄、これを完了しましたというようなことが載っております。そこで、その日は、また片白区の自主防災組織の方が、朝6時半ぐらいたったと思ひますけれども、消防団員の皆さんや地区の皆さん、被災された方に握り飯の炊き出しまでしていただいたんですよ。そのとき本当私もうれしかったですね。仕事は大変疲れましたけれども、朝のおにぎりでも何か疲れが一遍に取れたような感じがした次第でございます。本当、片白地区の自主防災の婦人会の皆さんにはここで厚くお礼を申し上げます。

それでは、本題に入ります。その備蓄のされている場所が、山内町と北方町というように書いてありました。そこで、どうして場所を北方町と山内町に決められたのか。そして、いざ災害のときに、どのような計画で配布をされるのか、お伺ひいたします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

備蓄の関係でございますけれども、北方と山内の支所に置いておりますけれども、これは災害の種類によりまして、災害地区に近い支所に分配をしたということで、北方支所については、浸水被害に備える。それから山内支所については、土砂災害に備えるというような意

味合いで、この両支所に備蓄をさせていただいております。

それから、備蓄食料の搬送でございますけれども、これは災害対策組織の中で、食料班と
いうのを明確に位置づけておりますので、危険がないルートで確認をしながら、この食料班
で搬送していくということになると思います。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

わかりました。そしたら、今回の水害でも一緒ですけども、国道498号線の釈迦寺から、
多分今回は南檜崎までが通行どめになったわけですね。北方も何ぼかつかっているかもし
れませんが、もしこれが昼だったら意外と迂回道を使ってでもその食料搬送もできま
すけれども、もし今回のように夜中に道路がつかってしまうと。それで、北方地区において、
その搬送がうまくできるかなと思いますけれども、その辺については、9月2日の総合防災
訓練、そのときにうちの7分団の消防団の方が、今まで消防団の訓練では、多分食料搬送と
か飼料とかの搬送も我々が受け持っていたもんねと。今度だけ何で我々やなかとやろうかと
というような意見も出ておりましたけれども、実際、高橋と朝日と橘は多分ポートもあります
よね。その舟艇班がいて、そこに食料搬送業務並びにいろんな家畜の搬送業務までしている
方がいらっしゃるんですよ。そこで何でわざわざ市の方が運搬するような形にされているの
かなというとも、おかしいんじゃないですけど、私はちょっと納得いかないなということで
ございますので、その辺については、どのように。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

まず、経路によっては冠水をして運べないというようなことも今回の大雨で経験をいたし
ましたので、まず、浸水被害で孤立する避難所が発生するというようなこともございますの
で、これにつきましては、避難所への分散備蓄という方法も今後考えていかなければいけな
いというふうに思っております。ただ、あと備蓄をする場合には、自治公民館等をお願いす
ることになるかと思っておりますので、これについては施設の管理者と十分話し合いをしながら、
その分散備蓄についても検討を進めていきたいというふうに思います。

それから、今回、食料を市の職員で運んだということで、これは備蓄計画に伴いまして、
防災計画の中でも先ほど言いましたように、食料班というのを位置づけておきまして、この
食料班がその担当に当たったと。議員おっしゃいますように、それぞれの町におきましては、
また消防団の中でそういう役割をされておりますので、今後、その消防団と地元とも連絡を
とりながら、その備蓄をどなたに渡すのかとか、その辺は今回まだ訓練の中で築いておりま
せんので、今おっしゃったような御指摘も受けながら、そういう方法も十分検討していき

いというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

私も橋であれだけ使うのに、何でわざわざ北方から持ってこんばらんとかなと。できれば今のところ片白の避難所が自治公民館になっておりますので、そこに分けてでも置いていただく。片白はまた片白で置いてもらうような、やっぱり分けて備蓄をしていただいた方が、より効果的に使えるかなと思いますので、その辺はひとつよろしく願いいたします。

今度は市長にですけれども、橋町というところは市長が就任される選挙戦のときから、水害に見舞われるということで、びっくりされたという感想を最初に聞きました。そこで、今回、市長は7月19日、市長が会長である六角川改修期成同盟会で、国交省九州地方整備局に、新聞に大きく書いてありましたけれども、河川版まちづくり交付金を提案されたと聞きましてけれども、この内容について詳しく御説明をお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私は、さきの浸水のときに橋町に伺って、個々の床上浸水の御自宅はいらっしゃるところはすべて回っております。そのときに感じたのは、これは幾ら堤防をしても、ポンプをしても、これはつかるところはつかるといふのを率直に言って思いました。私はこれまで国交省が頑張っていたいて、いろんな堤防であるとか排水ポンプであるとか、いろいろさまざまな対策は実施されてきたと。これは率直に認めたいし、感謝をしたいというふうに思っております。じゃあ、今までどおり同じことをやって、この自然災害をカバーできるかというのはいもう無理だと。ある種のアきらめがあります。そういった中で、どうすればいいのかというのをつぶさに、これは古賀副市長と一緒に見て回ったときに思ったのが、ある意味、家屋を移転すべきではないかということ率直に言って思いました。ただ、家屋は強制的に移転をしないかといえる我々は権限も何もありません。したがって、このまちづくりの交付金の基本的な考え方は、地域内の家屋移転あるいは家屋のかさ上げを強要するものではないと。しかし、浸水被害よりは移転をしていただく場合に、少しでも補助というか、そのお手伝いができればいいという考えであります。もとより、もし家屋、橋でつかって、それが佐賀市に行ったら、それはだめです。しかし、例えば、橋町の同じ地区だったら同じ地区内での移動ということであれば、それはコミュニティーの再生維持にもつながりますので、そういった限定をかけながら、国・県・市町村が一体となって、こういう制度をつくるべきではないかと。私に関して言うと、余りつまらん段階でいろいろ言うなという意見もあります。しかし、私はあれをつぶさに見たときに、これは言わずにおられないと思って、私は六

角川の会長でもありますので、すぐさま地方整備局に申し上げて、なおかつ国交省に事務次官、あるいは技監、河川局長にすべて言ってきました。今、国交省の中で、この制度が激論になっております。というのも、今のこういうのはないわけですね。だけど、中ではこういう意見を言ってもらってありがとうございましたということで、自分たちは堤防とか、そういうハードばかり考えたということで、ありがたいというお言葉もありながら、これをやるとほかの制度に波及するから、ちょっとそれは慎重に考えるべきではないかということで、今、国交省において議論をしていただいているところだというふうに聞いております。いずれにしても、私はこれは絶対まだ必要だというふうに私自身は思っておりますので、これは国交省等にも今後とも引き続き要求をしていきたいと、かように考えております。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

市長、すばらしいんですけれども、ただ、今、言われましたけど、宅地のかさ上げでも、その補助対象になるような今答弁でありましたけれども、それもなるんですかね。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

かさ上げは、先ほど理論上としては申し上げましたけれども、基本的にそれは難しいかなというふうには思っております。ただ、国交省に言うとき、これはどの役所もそうですけど、なるべく広めに言わんと、すぐ削られるとですね。だから我々の戦法としては、なるべく広く言うということで、かさ上げもその対象の中には入れたいと思いますけれども、いざ補助金あるいは交付金がついたときに、そのかさ上げが認められるかといったことに関しては、私は厳しいかなというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

わかりました。橘町片白近辺は、土地はいっぱいあるんですけれども、なかなか宅地というのが少ないんですよ、農地ばかりで。そういう場合、個人でかさ上げしても、できればそこまでの対象になるような、これからの活動をお願いいたします。

そうしてみないと、実際、床上がなくなっても、多分、田んぼとか床下はこれからも続くと思いますけれども、去年から鐘搗川には毎秒1トンの排水ポンプ、またことしは東川の排水ポンプが5トンのやつが8トンに今増設工事が行われております。やはりそういうハードなものも今までは大分していただきました。しかし、これからは今市長が提案されたようなこと。また最終的には、できれば国道自体もまずつからないような、実際、家もつからんし、

国道もつからない。主要国道だけでもいいんでしょうけれども、実際、国道もつかったら、そこから身動きとれんわけですよ、雨が降ったら。そこで、できれば国道もつからない方法もあわせてハードな面も少し合わせながら、今後、市長によろしくその辺をお願いしておきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。次は、いつも毎回言っていますけれども、おつぼ山神籠石についてお伺いいたします。

まず、教育長は今回初めてでございますので、おつぼ山神籠石の認識について、どう認識されておられるのか、お伺いいたします。

議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

浦郷教育長〔登壇〕

お答えいたします。

昭和38年がポイントかと思えますけれども、神籠石論争に終止符を打った考古学史的に重要な遺跡であろうというふうに思っております。ふるさとのかけがえのない文化遺産、歴史的資源として、遺跡を活用した地域づくり等に生かせないかという思いであります。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

どうもありがとうございます。それでは、このおつぼ山については、昨年より土地の買い上げが行われております。昨年は3万平米の土地が買い上げられたと思えますけれども、用地交渉をしたときの地権者の対応的なものはどういうものであったか、まずお伺いいたします。

それから、またことしは約5万平米の土地を買い上げる予定になっておりますけれども、現在、どの辺までの作業が進んでおられるのか。また5年計画でしたので、今後、3年間の購入計画について、御説明をお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答え申し上げます。

18年度は3万平米を公有化いたしております。土地所有者の方、3名だったと思えますけれども、非常に用地交渉には協力的な姿勢で臨んでいただきまして、登記まで順調に終えたというようなことでございます。

それから本年度ですけれど、約5万4,000平米を対象にしております。現在、土地の測量を行っておりまして、その後、立木の調査を行いまして、10月ぐらいから所有者の方との交

渉に入っていきたいと、そういうふうなことで考えております。

それから、公有地化計画は5年間、22年度までの5カ年計画ですけれども、面積的に非常に広いということもございますし、それから共有地も非常に多いというようなこともございますので、共有地の分については、最終年度に公有地化を図っていきたいというふうを考えております。地元の皆さんの御協力よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

わかりました。それでは、あと1点お聞きいたします。体験型歴史公園という構想のもとで、現在、買い上げが進められておると思いますが、実際、橘町、町民みんな、どがんとのできるとやろうか、どがんなつとるとというような感じで、概要ですら、まだまだわからない状況であります。そこで、市全体のことでしょうけれども、地元の橘町の町民の皆様方にも、やはりこういうふうな感じの公園をつくろうと思っておられるけれどもというような、ちょっとした概要的な説明というのが、今まで何もされておられませんので、できればあと3年もありますから、まだゆっくりいいと構えてあるかもわかりませんが、やはりある程度の概要ぐらいまでは、やはり少し説明をしていただければと思いますけれども、その辺の計画はあるかないか。あったらいつぐらいにということで御説明をお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

実は庁舎内部、関係課でつくった基本的な考え方というのはございました。それに基づいて関係する文化庁とも協議、お話を一応してきたわけでございますけれども、あちらの方もちょっと担当者がいろいろかわってまいりますので、我々が一応描きましたたたき台というものも、また改めてその担当者の方ともお話をさせていただくということになります。ただ基本的には文化財、それから自然景観を生かした施設を考えたいというふうに思っております。

今後の計画ですけれど、21年度ぐらいから学術的な専門家の方も入っていただきまして、委員会をつくりまして、その中で計画をつくっていきたいというふうを考えております。当然、文化庁とも相当の詰めをやっていかななくてはならないというふうを考えております。その際には、できれば地元の方からも入っていただければと、そういうふうな考え方も一応持っております。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

21年度に専門の方も入れて委員会をつくるということですかね。私は思うんですけど、専門の方を入れてつくる前に、地元の方の意見を聞いて、少しはそれに入れ込むような、専門の方がつくんさったが、本当にしっかりしておるなと皆さん安心されるわけですね。そして橘町なら橘町にマッチしないような公園になるかもわかりませんので、できれば、その専門の委員会とかいうのをつくる前に、町民の意見も聞いていただいて、そこに町民の代表も入っていただいてよろしいでしょうけれども、意見もそこで一緒にしていただくような計画にしていれば、もっとよいものが生まれるんじゃないかと思えますけれども、その辺も一応検討に置いて、今後の計画をお願いしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の学校施設について質問させていただきます。

橘小学校は校舎が平成9年、そして体育館が13年と、本当に立派な施設において子供たちは勉強しております。そこで、現在、皆様方もまず見ておられると思えますけれども、校門の手前、通用門から入った体育館までの通路と駐車場ですね。あそこのところが不等沈下とも言うですかね。そこでこっちの高さとこっちの高さが実際はかつてはおりませんけれども、大分落差があると思えます。実際、教育委員会としては、それを見られて、これも3年ぐらい前やったか、4年ぐらい前から多分あつと思えます。そこで、見られて、どのように感じられたか、お伺いいたします。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

橘小学校の方にもたびたび出かけておりますけれども、今、議員おっしゃっていただいた建物、手前の特別教室と、それから体育館の周辺もそうですけれども、地盤沈下が進んでおるというような状況でございます。それで、建設してから、造成してから10年ぐらい経過しておりますけれども、以前、給食室の壁のところにもちょっとクラックが入っていると。それから、手前の受水槽、あそこのところも地盤沈下した関係で、手前に補強をしたというような経過もあっているようでございます。おっしゃるとおり、恐らく手前の方では20センチから30センチぐらい、北側の擁壁の部分から言いますと、差があるというような状況でございます。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

今言われたとおり、ほんと30センチぐらいまで段差があるところもあります。実際、あそこは雨が降った場合、何日も水が引かないんですよね。そこで、駐車しようにも長靴はいてこんばらんごたっ感じで、皆さん大変困っておられますし、それだけだったらいいんですけども、実際あれだけ水がたまっておりまして、あそこは今度新しく校舎をつくる時に用地買収したところじゃないかと思います。そこを造成するときも、あの辺の地盤が悪くて、実際、物すごく注意をして埋め立てをされたというふうに聞いております。しかし、もう校舎ができ、体育館もできて、約10年以上なるということで、ある程度地盤も落ちついてきたんじゃないかと思って、私は今回質問しております。このままほっておいたら、ますます地盤の方に水が入って、もっと段差が大きくなっていく可能性もありますので、できれば、早目に手だてをしていただきたいと思いますけれども、その辺について、どう思われるか、お伺いいたします。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

建物の建っております部分は、基礎ぐいを打っております。それから北側のフェンス部分については土壤改良をしたというようなことで、相当苦労をしているというようなことをお聞きいたしております。それで、建設課の担当ともちょっと協議をさせていただきましたけれど、抜本的な対策を講じるということになりますというと、これ非常に相当の費用も要するというようなこともございますので、地盤沈下がおさまるまでの当面の雨水対策というようなことで対策を講じたらどうかというような考え方もお聞きをいたしております。それで、一つの方法というようなことになりましようけれども、排水ますを設けて、それでもって水たまりをなくすというようなことで検討をしてみたいというふうに考えております。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

今言われたように、まだまだ沈下する可能性があるとはですかね。私が思うのは、あそこは校舎つくるときに埋め立てましたよね。多分、体育館をつくる时候にもあれは搬入道路として多分使ったはずですよ。その辺で大分段差も出てきたんじゃないかと思うんですよ。体育館ができたのは10何年でしたから、大分たっていますよ。私はもう地盤は多分落ちついていと思いますけどね。地盤が落ち着くまでと何十年も待たんばじゃなくて、（発言する者あり）体育館は平成13年ですよ。もう5年ぐらいはたっているんですよ。5年たてば、普通山盛りしておった泥でも落ちつきますよね。その辺も考えて、ちょっと答弁をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

私も専門家ではございませんけれど、一応とにかく体育館の方まで全部歩いて見ました。それで、以前、修復をした場所をちょっと見てみたわけですが、それにもかかわらず、現在、クラックができて下がっているというような箇所も見受けられましたので、まだ完全にとまったわけではないなというような印象を私も持ちました。そういうふうな面で建設課の担当とも協議をさせていただきましたけれど、まだおさまっているという状況ではないというような判断でございましたので、それじゃ一応の対応としては、先ほど申しましたような形でやっておくしかないかなというようなことで申し上げました。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

わかりました。それではたまっている水を排水できれば、多分その沈下もおさまるんじゃないかと思います。今のところ、たまって水が基礎の方に入っていくわけですが、泥の中に。それで、ずっとひどくなっていると思います。まず排水をしていただいて、多分私は大々的な改良はせずに、私も専門家じゃありませんけれども、大丈夫と思いますので、その辺はよろしく願いしておきます。

最後に、橘小学校のプールのトイレのことについてお伺いします。

小学校のプールは、聞いたところによりますと、45年に建設されております。その中で、一昨年前に塗装とか、いろんな改修をプールはしていただいておりますけれども、あそこにちょっとあります更衣室並びにトイレが建設当時のままになっておりますけれども、教育長は見られたかなと思いますけれども、部長は見てあるでしょう。では、感想をよろしく願います。

議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

浦郷教育長〔登壇〕

これいただく前、あるいは雄武町がプールを使用しました。それより前という形、何回か拝見しております。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

トイレを見られて、どう思われたか、お伺いしているんですけど。

議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

浦郷教育長〔登壇〕

お答えします。

学校施設でありますので、安全、衛生、一番気を配るところであります。その衛生面、それからプール使用、あるいは運動場の使用、そこらあたりに幾らかもう支障が出ているんじゃないかなという思いで見せてもらいました。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

教育長は幾らか支障があるんじゃないかと言われましたけれども、私が聞いた話によりますと、今回はプールのときにはそこは使用禁止に学校でしたそうです。なぜ使用禁止にしたのか、皆さんおわかりになると思いますけれども、それだけあそこのトイレに対しては、私自身、この年だったら慣れていますが、今の子供たちだったら、多分、トイレしたくてもできないような状況だと思います。そういうふうに教育長は少し支障と思われたというのは、ちょっと見解の相違かもわかりませんが、私からすれば、ちょっとかなと思います。今の子供たちでは、あれじゃトイレやめとこうかなというような感じのトイレになっておりますけれども、その辺はどう思いますか。

議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

浦郷教育長〔登壇〕

お答えします。

幾らかというのは失言でありまして、つまり私の言う幾らかというのは、プールのときとか、運動場を使用するときの幾つかの外のトイレということの使用の機会を言うつもりで発言してしまい、非常に申しわけなく思っております。

更衣室の方、トイレの方も打ちつけてありまして、先日はそれをはがしてまでは見なかったわけでありまして、さきの雄武町から見たときももちろん使っておりませんし、もう一方に仮設のトイレがまたあるわけでありましてけれども、実際に校舎の方を使ってプールに行くというような状況でありますので、その面では学習指導、運動場での体育指導等々に不便をいたしているというふうに把握しております。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

どうも申しわけございません。今、言われましたように、プールのトイレ、そして校庭にはプレハブのトイレを、あれは学校がつくったものじゃなくて、体育館をつくるときに、体育館建設推進委員会とかなんとかで、あれは学校の土地を使用願いを出して建ててあるトイ

してございます。今どきの子供たちにあのトイレでせろと言っても、やっぱり難しいところがあるんですよ。実際、午前中から経済的に厳しい厳しいという質問ばかりでございましたけれども、市長、去年、覚えていますか。橘町で市長と語ろう会の中で、まず第一に出たのが、このプールのことでしたよね。その答弁の中で私はよく覚えていますのが、自分が見て、結論を出しますというようなことでしたから、今聞いたら、見ていらっしやらないとかな。いいですけど、ちょっと市長、見たつもりで答弁をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

優先順位と思うわけですね。全体の予算で橘小学校のトイレであるとか、いろいろちょっとトイレでもどこから改修するかというのは、優先順位をつけて、その優先順位が高いということであれば、改修をきちんとしてほしいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

11番山崎議員

11番（山崎鉄好君）〔登壇〕

市長は優先順位と言われますけれども、私があそこが1番じゃないかと思っております。実際、市長、のぞいて見てやってください。橘小学校は児童も120名ぐらいと少ないでしょうけれども、やはり同じ将来の武雄市を担う子供たちでございますので、そういう生活の面での苦勞はできるだけさせないようにお願いしたいと思っております。心より早期実現をお願いいたします。私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（杉原豊喜君）

それでは、以上で11番山崎議員の質問を終了させていただきます。

ここで議事の都合上、3時15分まで暫時休憩をいたします。

休 憩 15時4分

再 開 15時15分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、4番松尾陽輔議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、私、公明党、松尾陽輔の一般質問を始めさせていただきます。

本日最後ですので、気合を入れていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いしときます。

それでは、今回質問の順番を、申しわけありませんけれども、一部変更させていただき、

まず最初に、財政基盤の充実、次に環境整備、子育て、防災対策の順で、各分野から住みたいまち、住みやすいまち武雄へのさらなる提言をテーマに質問をさせていただきます。

最初の財政については、財政基盤の充実・安定があつてこそ、行政の運営がなされているおかげで、今の緊縮財政の中にあつては、行政は最小限の費用で最大限の効果を生み出していく、知恵を出していく、さらには、あるものをいかに有効的に活用していくかが求められております。その中で当然、事業の選択、事業の仕分けも出てくるでしょう。ただ、行政は費用対効果だけでは判断できないところがありましよう。

以前、私も一般質問で言いましたが、行政は木を見て森を見ずではなく、まず、森を見れば効率的にどこから木を植えていけばいいのか、わかるのではないのでしょうか。

また、目的地に行く手段として、当然に自家用車を使えばすぐに行けるわけですが、目的地が一緒であれば、相乗りしていけば経費は半分で済むわけです。ここで、「森」あるいは「相乗り」と私は表現をさせていただきましたが、このことは、今後の行財政の効率化を進めていく上で、基本的なわかりやすい考えだと思います。ぜひ取り入れをしていただきたい。このことを踏まえていかないと、武雄市も財政健全化計画で示されたとおり、何も改善、努力、手をつけていかないと、5年後、平成23年でしたか、財政が破綻するという予測も公表されたところであります。

そこで、財政破綻を回避するためには、歳入歳出の財政の見直しが急務であり、このことは私自身、さきの6月定例議会でも一般質問で確認をさせていただき、一層の努力を執行部のほうに指摘をさせていただいたところでもあります。

今回は、この財政の歳入歳出、収入支出をわかりやすく、私自身、家計簿に例えてみました。財政の家計簿には、一般会計、特別会計、企業会計で区分されております。独立採算が一番いいわけですが、この一般会計、特別会計、企業会計はそれぞれにつながりがあるわけです。もう少しわかりやすく市民の皆さんに申し上げれば、一般会計が親会社であれば、特別会計、企業会計は子会社などに例えてみましょう。この親会社である一般会計で、人件費、あるいは投資的経費等を大幅に削減しても、子会社である特別会計、企業会計で大幅に赤字を出しては、親子連結決算で見ますと、せっかく親が苦勞して財源を確保したものの、その効果があらわれないのと一緒にあります。

そこで、子会社で企業会計である市民病院の18年度の決算が本議会に提出をされておりますので、この決算の中身を検証させていただきながら、最初の質問に入っていきたいと思いますが、先ほど言いました子会社である企業会計の工業用水道事業、さらに市民病院事業ですが、非常に厳しい決算内容が続いております。具体的には、工業用水道事業が開始されて、はや13年、14年目を迎えようとしていますが、いまだに採算がとれず、毎年60,000千円弱の一般会計からの資金が投入をされている状況であります。また、市民病院事業においても、国立病院から引き受けて、はや8年目を迎えた中で、この決算書を見させていただき限りで

は、非常に厳しい内容だと判断せざるを得ません。

それではまず、この工業用水道事業、市民病院事業に、今年度までに総額どれぐらいの金額が親会社である一般会計から繰り入れがなされたのか、各関係部署から御答弁をいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

工業用水に一般会計から繰り入れていただいた金額でありますけれども、平成6年の供用開始以来、13年間で730,000千円でございます。

議長（杉原豊喜君）

田代市民病院事務長

田代市民病院事務長〔登壇〕

お答え申し上げます。

平成11年度から18年度まで8年間で、一般会計から病院事業会計への繰り入れ額は1,302,000千円でございます。なお、19年度の繰り入れ額につきましては149,000千円で、財源の主なものにつきましては交付税ということでございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

親会社から、一般会計から子会社である工業用水道事業、それから市民病院に幾ら繰り入れたのかということでお尋ねをさせていただいたところ、工業用水道事業で7億円ですか、市民病院で13億円ということで、もう少しそれに深く入り込んでみますと、工業用水のほうから少し話をさせていただくと、工業用水の決算も出ております。18年度が一般会計から57,000千円、工業用水道事業に繰り入れをされておるわけですね。ただ、決算処理では、営業外収益という部分で、この57,000千円が一般会計から繰り入れをしているわけですよ。営業外収益ですよ。

そういった状況の中で、今、一般会計から累計で何億円入れられたかということ、7億円入っているわけですよ。これが決算上で見えてこんわけですよ、補助金を繰り入れた額が。要は、一般会計からの借り入れと一緒にですよ。これが、決算上では営業外収益という形で表現されて出てくるものですから、その7億円という数字が見えてこないわけですね、この決算では。その辺をよくつかんでいかないと実態が見えてこないわけですよ。

そういうことで、今回そういうふうな提起の中で、工業用水の今までの繰り入れ額の総額と、市民病院の総額13億円をちょっと明らかにしていただいたところですけども、た

だ、これは工業用水道事業、あるいは市民病院の事業だけじゃなかわけですね。午前中にも質問が出ておりました農業集落排水事業、あるいは公共下水道、いろんな今からのこういう子会社の部分で、資金の投下が何十億円という部分が出てくるわけですよ。その中で、親会社がしっかり足を踏ん張っておかないと、平成23年、財政破綻という部分が出てくるわけですよ。

そういった状況の中で、今回は市民病院ということで、もう少し掘り下げて質問をさせていただきますけれども、ただ、工業用水の部分でも、もう少し話をさせていただくと、工業用水は毎年赤字ですね、57,000千円の補てんをしております。そういった意味で、工業用水道のこの赤字をどうやって埋めるのかと。

2つしかなかと思うですよ。1つは、企業誘致していただいて、いかに今の工業用水を使う企業を武雄に引っ張ってくるかということが1つ。もう1点は、工業用水の使用用途を変更できないものか。柔軟性を持たせて、別の収入財源として新たな財源収入を確保できないかどうか。それは国のいろんな制約がありますけれどもね、2点目に関しては。そういう方策をとっていかないと、先ほど言いました赤字がもうあと、相当埋まらんはずですよ、今の状況では。今の工業用水の許容からいけば、10%に満たないぐらいしか使ってないわけですから。

そういうふうな状況の中で、企業誘致の責任者として大田副市長に、赤字の補てんといいますが、赤字解消の決意をここで述べていただきたいと思います。お尋ねします。

議長（杉原豊喜君）

大田副市長

大田副市長〔登壇〕

昨年、副市長として就任して以来、企業誘致に努力しております。実現したのもございますけれども、さらに工業団地には1ヘクタールの土地が残っております。これを埋めるために最大限の努力をしておるわけですが、この工業団地の1区画について水を使う企業を最優先に考えたいと思っております。

さらに、新たな工業団地についても検討したいと考えておりますが、その際にも水を使う企業等、慎重に配慮しながら協議していきたいと思っております。

それから、目的外使用の話も若干出ましたけれども、既に御存じのように、ごみ処理センターについて、冷却水として使用している部分がございます。これは目的外でございますが、公共性の高いものとして認められたものでございます。

今後、そういう公共性の高いものの相談があれば、積極的に相談に乗っていきたいと考えております。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

ぜひともですね、この工業用水の赤字解消は大田副市長の手腕にかかっているということ
で思っておりますから、積極的に工業誘致のほうに当たっていただきたいと思えます。

それでは、本題の市民病院のほうに移らせていただきますけれども、奈良県の妊婦の方
が、転送先が見つからず死産されたニュースは皆さんも御存じかと思えます。このことは、
医療体制のミスといえますか、そういう状況の中で起こった事故だったと思えますけれども、
改めて私自身、地域医療のあり方を考えさせられ、また今回、地域医療の整備・充実、体制
の強化を強く望む一人でありますけれども、ただ、経営自体が行き詰まっていけば、医療体
制といえますか、地域に対する十分な医療体制が提供できないわけですよ。

そういった中で、この18年度の市民病院の決算書を見させていただき、また、市長も見ら
れたかと思えますけれども、市長として、また責任者として市民病院の経営実態をどう分析
され、また地域医療の方向性をどう判断されたのか、まずお尋ねをさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

現状認識は議員と同じであります。病院の責任者といたしまして、地域医療はきちんと守
っていくという側面と、もう1つは、今やっただいておりますけれども、経費の削減、
改善については引き続きちゃんとやっていただくということで、なるべく一般会計から繰り
出しをしないように、私も経営者の観点から見ていきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

認識はしていただいているようでございますけれども、もう少し数字的に詳しく実態を明
らかにさせていただきますと、この決算書を見てみますと、18年度の実質の損益、損失が、
76,000千円の赤字が市民病院で出ております。それで、これまで8年間、繰越損金が何と6
億円も出ておるわけですね。年々繰り越しの損失が膨らんできている状況であります。

ただ、償却前といえますか、後で詳しく申し上げますけれども、償却前では67,000千円ぐ
らいの黒字が出ておるような決算内容です。ただ、67,000千円から資本的収支といえますか、
支出といえますか、このうち67,000千円から57,000千円ほどが、いろんな返済金あたりに回
っておるものですから、実際現金は10,000千円ぐらいしかなかわけですね。そういうふうな
決算内容になっております。

ただ、減価償却は143,000千円されととですよ。経費として、次の設備のために保留し
ておくべき経費として保留されているのが減価償却ですけれども、それが143,000千円、経
費として処理されているのに対して、現金が10,000千円弱しか残っていない状況です。とな

れば、次設備をするときにはまた借入れをしてせんといかんということですね。

午前中にも、農業集落排水の件で19番山口議員が言われておりましたけれども、耐用年数と減価償却は一緒じゃなからんといかんとですよ、要は。耐用年数の中で減価償却の金額が決まってくるわけ。例えば、5年後償却したと、その間、減価償却で、例えば1億円ためたら、1億円でまた新たに機械を買いかえるというのが減価償却のあり方ですから。そういうふうな状況の中で、今143,000千円、市民病院は減価償却をしておるけれども、実際現金としては10,000千円弱しか残っていないと。それで、また次の医療機器ですから、次々と買いかえをしていかんといかんと。そういうふうな形で、また借入れを起こさないかんというふうな状況です。

また反面、累損が今6億円、来年もまたふえてくる可能性があるかと思えますけれども、ちょっと累損がふえ続けております。中身をもう少し見てみますと、累損がふえてくることによって余剰金が年々減少しているわけですよ。16年度の余剰金が247,000千円、18年度の余剰金になりますと96,000千円。151,000千円、余剰金が減っているわけですね。余剰金が減っていくと、資本のほうに食い込まざるを得んわけですよ。そういうふうになると、運転資金としての借入れをせんといかんというふうな状態が出てくるわけ。あるいは、一般会計からもっと資金を導入せんといかんというふうな決算の仕組みが出ておるわけですよ、詳しく言えば。そういうことで、非常に厳しい状態が今できつつあります。

そういった中で、市民病院としても平成17、18年度に経営診断をされているかと思えます。ただ、経営診断ですから、現状の分析の中で、問題点の抽出だったと思えますけれども、その経営診断書は14,000千円かけて経営診断をされとるわけですよ。その中で、私の見落とししかもわかりませんが、手元には、いろんな経費ごとの説明は書いてありますけれども、年度の目標数値を掲げていないといいますが、私の見落とししかもわかりませんが、その辺の具体的な年度ごとの今後の目標数値があるのかどうか、この診断書の中にですね。ちょっと御確認をさせていただきたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

田代市民病院事務長

田代市民病院事務長〔登壇〕

お答え申し上げます。

経営診断報告書に年度ごとの数値目標があるのかどうかということでございますが、目標数値はございません。ただ、目標管理というふうなことから、ミッションマネジメントの導入というふうなことの提言がございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

市民病院も一種の経営ですから、やっぱりどうしても経営には目標数値というのがつきものですよ。人間自身も、目標があって目標に対して努力をしていくわけですから。朝方も北高の優勝の話が出ておりましたけれども、彼らは甲子園に何としても出るという目標があったからこそ、全員野球の中であの優勝がなかったというコメントも出ておりました。そのような形で、必ず数値目標というのは経営に関してはつきものですから。ただ、今後早急にその辺の目標数値は出していないと、検証のしようがないといいますが、その辺がもし、今策定中であれば、いつごろ公表できるのか。

というのも、市民病院ですから患者に例えてみますと、こういう例えがいいかどうかかわからんとはすけれども、病状が悪化したときには処方せんを幾ら投入しても効かんわけですよ。やっぱり初期の発見のときに処方せんを入れれば効果がてきめんに効くわけですよ。だから、14,000千円もかけながら目標数値は今からですよという、ちょっと民間では考えられんような、せっかく投じたときには、その委託先と一緒にやって次年度の計画をどうやっていくのかというのを明確にすべきじゃなかですか。そういうことで、いつごろそういうような目標数値が出るのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

田代市民病院事務長

田代市民病院事務長〔登壇〕

お答え申し上げます。

数値目標の設定につきましては、今年度から診療収入、月別、あるいはまた診療科目別に行っております。今年度中に短期の財政計画を立てることにしておりまして、その中で目標数値を設定することを検討いたしております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

今年度中に短期の計画を立てていくと、短期はどのくらいを短期と判断すればいいわけでしょうか、もう一度御答弁をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

田代市民病院事務長

田代市民病院事務長〔登壇〕

お答え申し上げます。

短期の財政計画ということで、短期はいろいろ設定の仕方がございますけれども、19年度から23年度ぐらい、5年間程度ということで、検討委員会の中で職員をメンバーとして一応

検討しているということでございます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

短期ということで5年ぐらいをめどに計画を立てると。ぜひとも計画を立てていただいて、それに向けて努力をしていただきたいと思います。要は、先ほど言いました子会社で赤字を出しては結果的に一緒ですから、親会社で一生懸命そういうふうな経費削減、あるいは投資的な形ですね、市民の皆さんに負担を負わせながらさせていただく中で、やっぱり子会社であるそういうふうな市民病院、あるいは工業用水道事業、あるいは農排事業あたりも、その辺の対応策を明確に打ち出していないといかんとしますので、ぜひともよろしくお願いします。

その中で、答弁は要りませんが、私なりにもう少し市民病院に対して問題提起をさせていただきますと、この経営課題の抽出と方向性という中にも書いてありますけれども、異常に委託料が高いという数値が武雄市民病院の場合は出ております。ただ、結核病棟を抱える市民病院ですから、中身的にはいろいろですね、体制は違うかと思っておりますけれども、ちょっと比率を申し上げますと、県内市立病院、あるいは町立病院の指標が出とるわけですよ。

例えば職員の給与比、総収入、医業収入に対して武雄市民病院が56%。一番安いところで40%。反面、委託料においては武雄市民病院が13.6%ですよ。医業収入に対して委託料を支払うた総額の比率、13.6。ほかの病院は、一番少ないところで2%ですよ。2.3、あるいは4.7、5%前後がほとんどですよ。武雄市は委託料に倍以上かけているという、委託料の支出の分が出ております。

極端に言えば、同じ医業収入のですね、武雄市の医業収入が、16年度比率で申しわけなかとですけども、資料的にですね、3年前ですけども、医業収入が1,523,000千円。多久の市民病院も1,529,000千円、余り変わらんでしょう。医業収入はほとんど変わりません。それに対して委託料は、多久は83,000千円ですよ。武雄市は幾らと思いませんか。207,000千円ですよ。103,000千円の開きがここに出てきている、委託料という部分で。もう少し中身を検証せんといかんとですけども、そういうふうな中で、全体的にこの比率を今の武雄市民病院に当てはめると、2億円ぐらいの削減ができるんじゃないかと私は判断をさせていただいているところでございます。

給与の削減となりますと、聖域的な部分に入りますから、職員さんの、看護師さんの士気にも影響してきますから、それは最終手段のことであって、要は、委託料の部分をもっと見直して健全化計画の中に折り込んでいただきたいと思います。要は、その辺を改善していくと、国が

らの補助金の、18年度でもう終わりましたから、73,000千円ぐらいの、あるいは単年度赤字で70,000千円も、その辺の委託料の削減で補てんが可能じゃないかということで、私もシミュレーションをさせていただいておりますので、今その辺の計画を立てていらっしゃるということですから、後ほどその辺の委託料あたりの資料を求めますので、提出をしていただきながら、よりよい病院の経営を見ていきたいと思っておりますから、よろしくお願い申し上げます。

それでは、この辺で財政の整備・充実については終わりたいと思っております。

次に、環境整備の充実の面でお尋ねをさせていただきますけれども、この点は、救急医療体制の整備の観点から、以前申し上げましたAEDの設置推進について再度お尋ねをさせていただきます。

AED、わかりやすく言いますと、突然死といいますか、心臓がとまったときに電気ショックで正常に戻す機械ですね、これをAEDといいますけれども、9月1日は防災の日でございました。翌日の9月2日は、市民参加型の防災訓練が実施をされたところでございますけれども、9月9日は救急の日でございました。この辺の救急の日というのを、もう少し広報の中で皆さんにもお知らせをしながら、その辺の救急の体制を、もう一度、家庭の中でも、また地域の中でも考えていくべきじゃないかと思う一人でありますけれども、そういった救急の日を終えての中で、以前、先ほど言いましたAEDの設置の質問をさせていただいたときに、ちょっと高額で、まだ予算的な部分で予算づけが厳しい状況の中で、早急にとというのはまだ厳しいという市長の答弁でもございましたけれども、非常に今のAEDの普及、他市の状況を見てみますと、ほとんどの公共設備にAEDが設置されたというふうな情報も出ております。そういった状況で、今、武雄市のどこにそういうふうなAEDの設置をされているのか、まずお尋ねをさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

国井くらし部長

国井くらし部長〔登壇〕

今、市で把握している部分は、市内で21カ所ということでございます。学校施設が5つ、公共施設が6カ所、福祉保健施設が2カ所、宿泊施設が1つ、交通機関場所が2つ、あと競輪場に1カ所あります。それから、病院が3カ所、遊戯場が1つということで、一応21ということで把握しております。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

21カ所ということで、私はもう少し、10カ所ぐらいかなと思いつつながら、21カ所も拡大をさせていただいているようですけれども、そしたら、どこに設置をしているか、市民の皆さんに

も、もう少しお知らせといいますが、何かあったときには一番近いところに行かなければいけないわけですから、その辺の設置の周知の徹底も、何か広報を通じてしていただければという部分の中で、もう少し進めさせていただきますと、防災でも、兵庫県の前知事の貝原さんがおっしゃっていましたが、「公助、共助、自助」の助け合いの中で守っていかんやいかんという部分で話をされていた中で、要は、共助といいますが、隣近所の助け合いの部分ですね、救急医療という部分も、居合わせた人が応急処置をすることによって人命を取りとめたと、命を取りとめたとという事例もあちこちで報告されております。

そういった状況の中で、子供たちの夏休みの前後にも、安全講習会が各自治公民館単位で開催をされたと思います。また、そういうような講習会を多分にも多く講習された中で、消防署の救命士の方がAEDの使い方の説明をしていただきました。非常にもう音声がついてですね、ある程度、講習を受ければ、だれでもできるような装置でございます。

そういうふうな状況の中で、先ほど一番最初に申し上げました救急医療体制の整備という部分の中で、21カ所、十分していただいておりますけれども、全小学校区に何とか1基でもつけていただくような予算づけを、ぜひともこの際、お願いをしたいと思いますけれども、市長の再度の御見解をここでお尋ねさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私は、AEDは率直に言って、まだ時期尚早だというふうに思っております。あれはあってもですね、私もその場に実は遭遇したことがあります。講習も受けております。そのとき、私は高槻で講習を受けておりましたけれども、体やっぱり動かんですね。でも、何か今AEDをつければ、何かこう、よかごた風潮のどうもあって、私はそれを否定するわけじゃありませんけれども、もう少し時期を見て、入れるタイミングというのはあるんじゃないかなというふうに思っております。

そういった意味で、各小学校区というふうにありましたけれども、むしろそれよりは、あれはお風呂に入った後になるということ、あるいはスポーツをした後になるといったところでもありますので、基本的に民間の、例えば旅館とかホテルであったりとか、スポーツ施設であったりとか、そういったところに置いていただくように、こちらからお願いをするといったほうが、今の時点では私は現実的だというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

市長のそういう考えもあるかと思っておりますけれども、我々、現場にいる市民としては、先ほど言いました、いろんな安全講習会を受けさせていただく中で、AEDの必要性というか、

先ほど市長もおっしゃったように、あるからすぐ救助の手だてなるかということ、そういうばかりじゃございませんけれども、安心感があるわけですよ。

そういう面で、何とか早急に、各小学校区あたりへのA E Dの設置を切にお願いをさせていただくところですが、8月末でしたか、男性をA E Dで救助ということで、佐賀新聞のほうで鹿島市の高校の先生たち5人が、陸上競技で心肺停止に陥った杵島郡の公務員男性を自動体外式除細動器、A E Dを使うことによって、救命につなげたという報道もされておりますので、厳しい状況の中でしょうけれども、将来的にはそういうふうな民間からの設置もいいかと思えます。私も、そういうふうな形で呼びかけをしていきたいと思えますけれども、ぜひとも救急医療体制という観点からは、前向きな考え方で設置のほうをよろしくお願い申し上げて、次の有害図書という部分での教育上の観点から、お尋ねをさせていただきたいと思えます。

この有害図書に関しては、教育上、あるいは景観からも、設置というのは非常に子供たちにも悪影響を及ぼしている状況ということで判断をさせていただいておりますけれども、行政として、その有害図書の及ぼす影響と、現在、武雄市内に有害図書の設置場所が何カ所あるのか、また、どういう場所を認識されておるのか、お尋ねをさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

浦郷教育長〔登壇〕

お答えいたします。

今おっしゃいましたように、有害図書がはらんしていると、自動販売機以外でもやはり有害図書をあちこちに見るわけでありまして。悪影響を及ぼしていることは言うまでもないわけでありまして、私どもは子供ではなく、やはり大人、私ども大人がしていることであるということを改めて考えていきたい。そして、需要があるから自動販売機を置かれるという状況があるわけでありまして。

そういう意味で、現在、市内に4カ所ほど自動販売機の設置があるわけですが、それらも含めまして、本当に健全な性文化というのはどういうものなのかと、これは場、機会を利用して考えていきたいものだというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

ぜひともですね、市内4カ所、あるいは影響も非常に感じているということで、教育長の答弁にあるとおりだと思います。

ただ、撤去となりますと、いろんな利害関係が絡んでくるわけですね。土地の所有者、あるいはそこに賃貸という部分での金の部分の絡みが出てくるわけですが、例えば若木

町にも1カ所、そういうふうな有害図書の設置場所がございます。なかなか行政挙げて、あるいは区民挙げての撤去までは厳しい状況がございます。

そういった形で、撤去に対する行政としての支援と申しますか、あるいは景観条例も検討されている中で、また今回、武雄市の良好な景観の形成に向けた取り組みについてというふうな部分で、屋外広告物について屋外広告物法や関係法令を活用し、武雄市としても、最優先課題として、この屋外広告については取り組んでいきますということで資料も出していただいております。

その中で、今後の取り組み方針という中で、屋外広告物の形質に対し、指導監督を強化しますという部分でも明確にうたわれておりますけれども、そういった屋外広告物の中で、法的にこの有害図書の制限、排除が可能になるのか、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

景観法や屋外広告物条例、これによつての看板の内容というのですか、表示内容の規制はできないということになっています。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

法的には規制はできないという答弁ですけれども、何も手を打っていかないということではどうしようもないわけですから、何らか行政としても、その辺の排除に向けての御尽力と申しますか、指導の方をぜひともお願いしたいというふうな部分で、市長、何かいろいろ方法論があれば御答弁をいただきたいと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

こういう自家用広告物に限らず、我々が行政指導を行う場合は、絶えず司法のことを気にしております。これは恐らく、行政と置いた人とこれで争った場合には100%負けます。というのは、法の規範のなかけんが、法が規範しとらん部分はしてよかというのが日本の法治国家としての役割、役目でありますので、そういう意味で、私はこれは政権与党を担う公明党さんをお願いしたいのは、それはぜひ国会で言うてほしかわけですね。我々のところではなくて、国会でそれを言っていただいて、その法規範をきちんとつくっていただきたいということでもあります。それにのっつって、その法の規範にのっつって、条例で、それにのっつって細目をつくったり、そういったことがありますので、そういうことで、ぜひですね、そ

これは国会のほうで御議論を賜ればありがたいというふうに思っております。

個人的な見解でありますけれども、私もそういうふうなものがなければいいという立場は議員と同じでありますので、それは申し上げたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

わかりました。法的規範の整備をいち早くするように、私もある程度のルートを使って呼びかけをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

それでは次に、障害者のバリアフリーについてお尋ねを進めさせていただきます。

この障害者のバリアフリーとして、オストメイトの設置、それから活字読み上げ装置の早期導入を一般質問でも取り上げをさせていただいたところ、今回も予算をつけていただき、早々に取り組んでいただいているようでございます。

そういった中で、今回、オストメイトの設置計画と活字読み上げ装置のですね、特にオストメイトの設置箇所、どこに予定されておられるのか、また今後の予定。また、活字読み上げについては、どのような方法で、どこに設置を計画されておられるのか、お尋ねをさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

オストメイト対応のトイレにつきましては、昨年の予算で市役所のほうに1台設置したところでございます。今回予定しておりますのは、障害者自立支援法対策臨時特例基金特別対策事業により、平成20年度までに市内に3カ所計画しております。

まず、どこでもというわけじゃなくて利用者の多いところ、人の出入りの多いところということで、山内地区には山内の道の駅「黒髪の里」、これは観光都市ということでもありますので、観光客対応ということも兼ねております。それで、北方につきましては、北方公民館ということで考えております。それから、武雄市はあと1基、文化会館ということで、今のところ3台を考えているところでございます。

それから、音声コードの普及でございますけれども、設置場所としましては、市役所の窓口、それから、やはり人の出入りの多い市民病院、または図書館、そしてあとは貸し出し用というような形で考えているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

オストメイトは、健常者にとっては非常にわからん部分ですけれども、障害者にとっては

非常にありがたいというような声も聞いておりますので、ぜひですね、これはある程度の予算も必要ですけれども、各公共施設につけていただくことを切にお願いを申し上げながら、活字読み上げ装置に関連してですけれども、活字読み上げ装置と、今度、音声コードの普及も一緒に言われております。この音声コードの普及に伴って、音声コードをどこに、どういう文章に添付するのか、あるいは音声コードソフトの開発費、あるいは、今後、音声活字読み上げ装置の設置の拡大が必要という部分で予算づけも国がしております。そういった中で、武雄市自体のガイドラインがあれば、お示しをいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

お答えいたします。

音声コード作成ソフトについては、今回の4台に含めておるところでございます。

それから、ガイドラインにつきましては県も国もないということで、本市としても考えておりませんが、障害者の支援基金につきましては利用状況は要望等を考慮したいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

今後は、そういうふうなガイドラインが必要になってくるかと思っておりますから、早急に御検討していただき、お示しをしていただきたいと思っております。

それと、障害者のバリアフリーの関連ですけれども、以前、一般質問でも申し上げておりましたけれども、障害者の「害」の字を漢字じゃなくて平仮名でということで御提案をさせていただいたところ、市報でも障害者の「害」の部分は平仮名で表現をさせていただいているようですけれども、担当部署の障害係は漢字で障害係となつとるわけですよ。これも、障害であれば障がいと平仮名で、この辺が思いやりの部分といたしますか、だと思っておりますから、御検討をしていただきたいと思っておりますし、今回、中島宏先生が人間国宝として今度認定されましたけれども、駅前に横断幕がですね、「祝・中島宏」と書いてありますけれども、人間国宝とはどの部門で人間国宝に指定されたのか。例えば、「陶芸家・中島宏先生、人間国宝」という、その名称も入れとかんと、観光客が来られて、この人、何の人間国宝に指定されたのかという部分があるかと思っておりますけれども、その辺が市民に立った目配りといいますか、気配りと思うとですよ。

そいけん、その辺ももう少しお気遣いをいただきながら、表現をしていただければ非常にいいかと思っておりますから、その辺もかんがみ合わせていただいて、その障害者のバリアフリー

というふうな部分、あるいはユニバーサルデザインといいますか、その辺も合わせて考えて取り入れをしていただければと思いますので、切にお願い申し上げます、環境充実の面での最後の質問ですけれども、空き庁舎の活用についてお尋ねをさせていただきます。

市長の演告にもございましたように、「佐賀のがばいばあちゃん」、あるいは「はだしのゲン」、大反響だったですね。大いに武雄市の知名度、それから観光地としての効果もあったかと思えます。

一方で、視点を変えさせていただくと、映画そのものといいますが、映画自体も本と同様に、多様な価値観を与えてくれるということで、映画そのものを私は考える一人でありますけれども、その歴史、あるいは自然の美しさ、あるいは人との触れ合い、家族愛ということも午前中に出ておりましたけれども、そういった中で、映画文化がもたらす影響といいますが、映画の価値観を、今回はだしのゲン、あるいは「佐賀のがばいばあちゃん」をきっかけに、市長としての御見解をお尋ねさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

答弁に入ります前に、先ほど中島宏さんの話が出ましたけれども、私の指示であるようにしております。

基本的に、ポスターというのは、字ばかりあると、それだけでもう見る気がうせるわけですね。だから、簡潔かつ明瞭にするのが私の基本的な理解でありますので、それをもって障害者の方とか市民への目配りというのがないというのは、ちょっといかがなものかなと思って御意見を拝聴しておりました。

私は、子供、あるいは映画 映画に限らず、テレビでありますけれども、基本的に「佐賀のがばいばあちゃん」と「はだしのゲン」を市民の皆さんと一緒に作り上げたというのは、非常によかったというふうに思っております。なぜよかったかという、あれを家族みんなで見れたということですので、今、テレビと言うと、ともすれば1対1で見る、テレビと、例えば子供とか、親とか、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんが見る、この一緒に見るということについて、今回の2つのドラマがそのような中身でありましたので、これは非常によかったというふうに理解をしております。もとより映画文化、あるいはテレビ文化のもたらす影響については、これも物によると思います。私も1,000本以上は見ておりますけれども、よかったのは1割未満であります。そういう良質な映画を、あるいはドラマを見ていただく機会というのは、ふやしていきたいというふうに考えております。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

映画に対する映画文化といえますか、価値観は市長と一緒にだと思えますけれども、その中で、空き庁舎の活用という部分で、議場をコミュニティーシネマに活用していただくのはどうかということで御提案をさせていただきたいと思えますけれども、午前中の答弁の中で、学習室にという活用の部分で市長から答弁をいただいたようですけれども、ロケ地の観光という部分とあわせて、映画文化を武雄市にも浸透させて、また、子供たちに映画作成という部分の中で、物をつくる喜びといえますか、その分を、ケーブルワンもいらっしゃることだし、そういうふうな方たちの知恵をかりながら、映画文化の浸透をですね、議場の中で、また、そういうふうな施設に提供していただければという部分で、議場をコミュニティーシアター、あるいはミニシアターにという部分で御提案をさせていただきますけれども、その考えに対して市長の御見解をお尋ねさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

果たして、議場をコミュニティー映画館にしたとして、私は行かないと思えます。やっぱり映画といったら特別感があるからそこに行くと。だから、昔、武雄に大洋というのがありましたけれども、あそこに行かなくなった理由というのは、やっぱりそこに行こうという、こう言うとちょっと失礼な言い方になりますけれども、場所とかそういうのは特別なものでなければ私はいけないというふうに思っております。それと、もとより議場というのを、これは全部撤去せんばいかんわけですね、映画館にするには。それには1,300千円かかるわけです。

そういうことで、私は、より使うということに関して言うと、午前中の山口裕子議員に答えましたように、むしろ学習室、要するにニーズがありますので、そちらのほうがいいんじゃないかというふうに考えております。

映画については、私も今そうさせてもらっていますけれども、いろんなDVDを貸すお店もふえております。そういったところで、家族と一緒に見られる、それはもう自宅でも十分、昔と比べると可能だと思えますので、むしろそちらのほうが、今のところいいのではないかなというふうに考えております。もとより映画館が武雄にあればいいのですけれども、それはやっぱり採算性等、集客率等でなかなか来てくれないということがありますので、現実的にはそちらのほうがいいのかなというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

ただ、あるものをいかに活用していくかという部分も大事な部分ですから、特に議場というのは特別なつくりもしてありますから、いろんな考え方があっていいかと思えます。

ただ、今回は「はだしのゲン」、あるいは「がばいばあちゃん」というふうな部分で、映画というのが武雄市民にも根づいてきていますから、その根づいた部分を、映画文化という部分の中で、もう少し市民の皆さんに教育の面、あるいはいろんな形の中で活用する場として、施設の利用を提案させていただいたところでございますけれども、いろんな考えがあるのは当然いいかと思えます。私も、もう一遍ですね、持ち帰りながら、どういうふうな活用の仕方が一番いいのか、検討していきたいというふうな形で思っております。

それでは次に、子育て支援の充実の面からお尋ねをさせていただきたいと思えます。

この子育て支援の充実という部分で、今回、乳幼児の医療費の2分の1助成が就学前まで予算に計上されていると思えます。ぜひとも可決をしていきたいという部分の中で、以前、出産一時金の受領委任払い制度を制度化していただきました。今、300千円から350千円に出産一時金も上がりましたけれども、産婦人科に今までは入院費を払って退院しよったですけれども、手続をすれば、市役所が直接、産婦人科に、その医療機関のほうに300千円を支払うという委任払い制度の制度化をしていただいて、非常に喜んでいただいているところがございます。

今回は、以前も一般質問の中で何とか、就学前と言わず小学校まで医療費の無料化をということで、私自身も申し上げておりましたけれども、財政が厳しいということで、なかなか医療費の無料化まではなかったとですけども、今回やっと就学前まで医療費の無料化ということで、2分の1助成ですけども、なってきたようでございます。

そういった中で、年間の医療費の償還払いの処理件数と金額がわかれば、どのくらいの償還払いと金額が申請されているのか。それと、今回、就学前までに引き上げに伴って、どのくらいの処理件数と金額が発生するのか、あわせてお尋ねをさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

松尾こども部長

松尾こども部長〔登壇〕

お答えいたします。

乳幼児医療の償還払いの年間の処理件数と金額ということでございますけれども、平成18年度の実績で申し上げたいと思えます。まず、処理件数でございますが、1,864件です。それと、金額は6,428千円というふうになっております。

それから、今回、就学前までの入院の医療費助成、これは2分の1でございますが、引き上げに伴います処理件数と金額ということで、平成20年度で試算をいたしました。20年度は、個人負担の分が現在のところ3割でございますが、2割になる予定でございます。それで、2割で計算をいたしまして、年間で155件、金額で約3,500千円ということで見込んでおります。

議長（杉原豊喜君）

4 番松尾陽輔議員

4 番（松尾陽輔君）〔登壇〕

18年度で1,864件、6,400千円ですか。今回の引き上げの予定で155件、3,500千円というふうなお答えをいただきましたけれども、償還払いですから申請を市役所にしに来んといかんわけですね。申請をして現金を立てかえた分を払う、市役所のほうから来るわけですが、償還払いから現物給付に切りかえることによって申請の手間が要らない、あるいは現金がなくても診療にかかられるというメリットがあるわけですよ。この分に関しては、事務処理の変更だけで済むかと思えます。また、事務負担費用もさほどかからないかと思えます。

その最小限で最大限の効果という子育て支援の部分では、ぜひとも乳幼児医療の償還払いの部分で現物給付に変更申請ができないか。これも、先ほど言いました出産一時金の受領委任払い制度も、何回となく申し上げながら実現をさせていただいた制度化でございます。この分に関しましても、天草市あたりも償還払いから現物給付に変更をしている自治体も現にあるわけですから、いろんな形で、もしここに費用がかかれば今の財政の厳しい中ですから、申し上げるのは酷ですけども、費用的にも余りかからないと、また、申請にとっても、申請の手間、あるいは現金がなくても入院できるという部分のメリットがありますから、ぜひともこの部分に関しては早々に検討をしていただき、導入をお願いするものですが、御見解をお尋ねさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

松尾こども部長

松尾こども部長〔登壇〕

お答えいたします。

現在、3歳未満の乳幼児医療につきましては、現物給付ということで助成を行っております。これは、県内のすべて市町で実施をいたしておりますので、県が各医療機関と委託契約を結びまして、国保連合会に委託して実施ということで仕組みがなっております。3歳以上の医療費助成につきましては、県内すべての市町が現在償還払いということになっております。

これは議員御指摘のように、現物支給で実施するということになりますと、3歳未満と同様に、委託契約を武雄市独自で結ぶことになるわけですが、医療機関とか国保連合会では、医療費に伴います新たな電算システムの組みかえ、プログラムの開発が必要ということにもなります。国保連合会のほうへ市単独で事務委託を受けていただけるかどうか、また、プログラムの開発費について問い合わせをいたしたわけですが、国保連合会のほうからは、これまで自治体単独での委託というのは受けておりませんということで、今後も事務処理上、単独での委託というのはなかなか困難であると。それから、プログラム開発

をした場合には、約2,000千円程度の経費を見込まれるということでございました。

こういことから、3歳以上の医療費助成にかかる現物給付につきましては、県下全市町で取り組む方向がいいんじゃないかということで、他市町との協議をしたいというふうに考えております。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

単独では厳しいと、プログラムのシステムの費用にもかかわるとい部分でしょうけれども、もしよければですね、武雄市から発案をしていただき、早期導入を積極的にしていただければ、いろんな形で子育て支援の部分でも、お母さん方、あるいは子育て中の皆さんも助かるとお思いますので、再度また、この分に関しては進捗状況の質問等も考えさせていただきますので、これをきっかけに他市にも働きかけをぜひともお願い申し上げて、子育て支援の次の部分に入らせていただきますけれども、次は、周辺部の通学手段の整備についてお尋ねをさせていただきます。

この分に関しては、昭和26年ですか、道路運送法の変更に伴い、地域の実情に即したバスなどの運送サービスに関し協議する地域公共交通会議が今回立ち上げがされているようでございます。その中で、具体的に国の方針が出ていればどういう内容なのか、また、今回の輸送サービスの見直しの中で、どういう路線が見直し対象になっているのか、お尋ねをまずさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

お答えをしていきたいとお思います。

国の指針についてというふうなことでございますけれども、過疎化の進行や少子化の進展を受けまして、コミュニティーバスや乗り合いタクシーなどの地域のニーズに応じて運送形態は多様化をしているところでございます。自治体が主体となり、利用者やバス事業者も含めた中で、乗り合い輸送サービスの運行形態、サービス水準、運賃等について協議していくための仕組みとして今回制度化をされたものでございます。制度化のポイントといたしましては、住民ニーズに沿った運行、NPO等による新たな運行手法の制度化ということでございます。

議論の対象というふうなことでございますけれども、議論の対象につきましては、現在、市内を運行している路線のほとんどが議論の対象になろうかというふうに思っています。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

協議的内容的には住民ニーズの的確な把握、あるいはNPO等による新たな運送の方法ということ等、説明をいただきましたけれども、その見直しの中でも増便の見直しであればいいわけですよ。県もあと3年後には財政破綻の可能性があるとということも報じられている中で、恐らく減便といたしますか、その辺で、不採算路線に関しては廃止というふうな方向でのこの検討会議じゃなからうかという部分の中で、周辺部においては交通の利便性、あるいは交通手段を考えたときに、非常に今回の見直しに関しては危惧をしている一人であります。

そういった中で、周辺部の交通状況が非常に厳しいといたしますか、特に若木町あたりは、民間の昭和バスが朝2便、夕方、午後から2便と、4便しか通っていないわけですね。武内町においては民間のバスは何も通っとらんと。あるいは、三間坂の宮野地区においても1便しか通っていないというふうな、周辺部においては交通の利便性が閉ざされているというか、非常に厳しい環境の中で、市長自身の周辺部に対する交通環境といたしますか、交通対策をどう考えておられるのか、まずお尋ねをさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

お答えをしていきたいと思えます。

市としましては、市内循環バスと乗り合いバス、乗り合いタクシーを運行しているところでございますけれども、路線によっては非常に厳しい、効率の悪いものがございます。周辺部の交通手段の確保につきましても、ルートや便数の見直しを図るなど利用の実態を把握しながら、より効率的で、利便性の高い形で運行するよう検討していきたいというふうに思っています。

議員がおっしゃいました、増便なのか、減便なのかというようなことでございますけれども、その分も含めまして、今回、設置予定をいたしております地域公共交通会議の中で十分議論をしていただいて、利用状況に即した便数、ルートを検討していきたいというふうに思っています。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

この巡回バスあたりも周辺部に回していただき、特に武内若木路線あたりは利用頻度が高いわけですが、午前中にも話が出ておりました相乗りタクシーですが、0.3人ぐらいしか利用がないという部分で、いかに効率的にそういうふうな交通対策を講じていくかというのも非常に今後課題かと思えますけれども、早々にこの交通会議も開催をされるかと思

ますけれども、ちょっと今の周辺部の状況をしっかりと確認をしていただきながら、交通会議の中に反映をしていただきたいという部分の中で、今、巡回バスが武内若木路線、それから右回り、左回りということで、3路線ということで巡回バスが回っているかと思えますけれども、利用状況をちょっとお尋ねさせていただきたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

市内循環バス運行の利用状況でございますけれども、朝日橋武雄線、1日当たりの利用者数として21.8人、それから1便当たり利用者数といたしまして3.6人というふうになっています。それと、武内武雄線でございますけれども、1日当たりの利用者数50.8人、それと1便当たりの利用者数は10.2人というふうになっています。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

私も手元にですね、利用状況等を巡回バスの部分で資料をいただいております。

非常に武内若木路線の利用頻度が高いといえますか、年間でも利用していただく、乗っていただく方が、武内若木路線は1万5,000人ですよ。反面、右回り路線に関しては3,600名、左回りは2,800名ということで、非常に利用頻度の差があり過ぎるといえますか、そういった状況の中で、右回り、左回り合わせますと6回往復しとるわけですね。ただ、武内若木路線は5便しか通っていないという部分で、非常に利用頻度が多い割には、武内若木路線が5便しかないという状況になっています。

武内若木線の利用状況の時間帯をしてみると、特に学生が多いわけですね。朝方の6時、7時、あるいは病院に行かれる高齢者の方が9時ごろの利用客、あるいは夕方、学校帰りの利用頻度が非常に高いという部分の中で、もう少し全体的に右回り、左回りあたりも見直しをしていただきながら、ニーズの高い武内若木路線に、もう1便増便ができないかと。

特に学生あたりの就学の部分についての支援ということで、もう少し夕方に合わせた時間帯の対応ができないかどうかという部分で、今回御提案をさせていただきわけですけれども、これが武内若木線に限らず、山内の宮野あたりも必要性が非常にある地域だと思いますから、その辺の部分に関して、ぜひとも増便、効率をいかに、どこに回せばいいかという部分で、もう少し利用頻度あたりも明確につかんでいただきながら交通会議に臨んでいただきたいと思えますけれども、御見解をお尋ねをさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

お答えをいたします。

先ほども答弁をいたしましたとおり、今回、地域公共交通会議ということを設置することになっています。その中で、議員の御指摘もありましたように、全般的に見直しといたしまして、利用状況に即した便数、ルートを検討していきたいというふうに思っています。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

ぜひともよろしくをお願いします。

この地域交通会議の委員の方は、各地区の代表の方々、あるいは老人クラブの代表の方等、いろんな地域からの委員の方を選出していただくような形で案が出ておりますから、十分ですね、周辺部のそういうふうな交通の状況の状態を把握していただきながら、子育て支援の部分での対応も頭に入れていただいて、見直し、検討もぜひともお願いをしていただき、最後の質問に入らせていただきます。

最後は、防災対策の充実ということでお尋ねをさせていただきます。

今回、防災に関しては、もう何名かがお尋ねになっておりますので、重複する部分もあるかと思いますが、要は、1点目ですけれども、要援護者、災害弱者と言われる妊婦の方、あるいは幼児等の対応について御見解をお尋ねさせていただきますけれども、9月2日やったですか、住民参加型で初めての防災訓練が実施をされたところでございます。地域によっては、いろんな課題を抱えた防災訓練ではなかったかと思います。

そういった形で、課題は喫緊に、対策検討会でも開いていただいて、来年度にどう反映するのか、その辺も明確に、地域ともう少しコミュニケーションといたしますか、地域ともう少し話し合いの場を持つ必要があったんじゃないかという部分の意見も出ておりますから、その辺を全体的に防災訓練に伴う集約をしていただいて、来年具体的にどうしていくかということもお願いして、質問に入らせていただきたいと思いますので、どうかその辺は念を押しときますから、もう少し地域の実情に合わせてといたしますか、その辺の状態を、課題を収集していただいて、御検討をしていただきたいと思います。

それでは、その中で、ハザードマップという話も出ておりました。ただ、そういった中で地すべり地区といたしますか、避難場所のマップはあるわけですが、人的救済マップといたしますか、そういうふうな先ほど言いました要援護者、介護者、あるいは妊婦の方、あるいは乳幼児がどこにいらっしゃるのか、どこに住んでいらっしゃるのか、実態がつかめんであるわけですよ、現場としては。

その辺の状況の中で、行政として具体的に要援護者、あるいは災害弱者の救助を、まずはどういうふうな形でその方々たちを把握されていかれる計画なのか、また、そういうふうなことを把握されて、どう現場に提供というか、情報を流されていかれる計画をお持ちなのか、

ここにすばらしい地域防災計画というのができ上がっております。ここにも、3ページのほうに、災害時要援護者の避難支援についてという、支援は書いてありますけれども、実態としてそういうふうな形の、地域としては、どこにどういう方が住んでいらっしゃるのか、なかなかその実態がつかめない状況にありますから、この辺をどういうふうな形で行政としては周知徹底をされていかれる計画なのか、お尋ねをさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、9月2日の総合防災訓練の今後の活用でございますけれども、現在、総務課のほうでその集約をしているところでございます。いろんな御意見等もアンケートの中でいただいておりますので、アンケートの集約も含めて、これを生かしながら来年の対応を図っていくというふうに考えているところでございます。

では、御質問の、要援護者の支援対策でございますけれども、その把握の方法でございますけれども、（パネルを示す）まず、真ん中の防災担当局、これは総務課で担当しておりますけれども、ここから福祉担当部局とか住民基本台帳担当部局、介護保険担当部局、県のほうへ個人情報の提供依頼を行いまして、それぞれから個人の情報の提供をいただくということで進めております。特に、この個人情報につきましては、その取り扱いに留意をしないといけないというふうなことで、要援護者の個人情報の提供に関する整理を行ってきたところでございます。

まず、武雄市個人情報保護審議会に目的外利用を行うことについての諮問を行いまして、これについては異議なしとする答申を受けたところでございます。

それから、要介護認定者の関係につきまして、杵藤地区広域市町村圏組合情報公開のほうに個人情報保護審議会から諮問いたしまして、外部提供については妥当であるというふうな答申を受けておりますので、今後、この把握をした要支援者の部分につきましては、下のほうに書いておりますけれども、この情報をもとに、それぞれ要支援者の方に同意の確認をします。同意書をいただければ、今後、個人プランの作成を行っていきたいというふうに思っております。

この個人プランの作成を行いながら、災害時におきましては、1つは福祉関係団体、事業者のほうへ支援要請を行って避難誘導支援を行っていただくと。それからもう1つは、消防団とか消防署、それから自主防災会、民生委員さん等々に情報の提供を行って、こういうところにこういう要援護者がいらっしゃいますというような情報提供を行いまして、避難誘導支援を行っていただくということで、要援護者の避難がスムーズにいけるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

パネルでお示しをいただき、わかりやすいパネルだったと、ちょっと小さくて見えにくい部分があったとは思いますが、要は、その辺の要援護者、災害弱者の救済というのが一番人命にかかわることですから、その辺はぜひとも徹底をしていただきたいと思うわけですね。

現場としては、どこにどなたが住んでいらっしゃるのか、なかなか個人情報の部分で非常に公開が今しづらい状況ですから、その辺は何とか目的外使用の部分の申請をしていただいたということですから、その辺の情報提供は各団体等にですね、要は、避難場所をどこかに掲示しとけばいいんじゃないですかという話も出ておりました、避難場所についてはですよ。そういうふうな要介護者、あるいは災害弱者がどこに住んでいらっしゃるというのは、掲示まではできないかと思いますが、どこに聞けばその情報が入るかという部分に関しては、各地域ごとに明確に、その指示、伝達の部分に関しては、そこまで徹底をしていただき、把握に努めていただきたいと思っておりますので、よろしく徹底をお願いいたします。

それに合わせまして、防災無線と水害地域への対応ということで、最後の質問に移らせていただきますけれども、先ほど言いました兵庫県の貝原前知事やったですか、阪神・淡路大震災を教訓にされて、本も出していらっしゃいました。災害には「公助、共助、自助」の3つがあると。最終的には、共助と自助が大事ですよという部分の中で、共助というのは隣近所で助け合って人命救助に当たると、災害救助に当たると。あるいは、自助というのは自分の力で何とか乗り切っていくという部分でしょうけれども、そしたら、公助の役割は果たして何だろうかと考えたときに、公助というのは、いち早く地域の皆さんに情報を伝えるのが公助の役割分担じゃないかというふうな形で判断をさせていただいているところでございます。

そういった状況の中で、いかにその情報を伝えるかという部分の中で、防災無線という部分で、きのうおとといやったですか、話も出ておりましたけれども、いよいよ10月からでしたか、皆さんももうお聞きだと思いますが、緊急地震速報が本格的にテレビ、ラジオで流れ出します。そういうふうな状況とか、あるいは、地域では防災ラジオという部分で対応している自治体もあるようです。

この防災に関しては、自治体でもいろんな選択肢があるかと思えます。市長も答弁の中で、若木、武内地区のオフトークをいろんな形で活用できないかとか、北方の防災の部分に関しても話がある中で選択をされていらっしゃるかと思えますけれども、その若木、武内は今オフトークで活用していただいております。ただ、若木においては、そのオフトークが非常に老朽化で買い替え時期に来ておるわけですよ。ただ、ランニングコストは受益者負担

の部分で、年間、加入者が約10千円弱ぐらいの費用を負担してオフトークの運営をしておるわけですよ。そういった中で、買いかえの時期が来るともんですから、非常に買いかえとなれば30,000千円から40,000千円ぐらいの費用がかかるという部分の設備ですけれども、ランニングコスト、運営していく部分に関しては受益者負担ですから、いいわけですけれども、そういうふうな状況の中で、若木、武内あたりをですね、オフトーク、あるいは緊急防災無線のモデル地区として検討ができないかどうか、あるいは、そういうふうな形の中で、さっき申しました「公助、共助、自助」という部分での、行政の役割の中での防災無線の考え方について、市長からの御答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

オフトークに関しては、さきに牟田議員から私に御質問がありまして、しばらく検討させてほしいということで、やっぱりですね、そこに例えば30,000千円かけて、同じ地区で30,000千円かけて、いかにランニングコストがなくても、それで、うちが持ち出すとき、市民的な合意がとれるかというのは、ちょっと私も甚だ不安であります。別に、オフトークを否定しているわけではなくて、これにかわるものがないかなということで今検討を進めております。結論はまだ、済みません、出ておりません。

それで、防災無線に関しては、さきに答弁したとおり、私は有用性は、あの費用、5億円かけての費用対効果というのは、私はそんなにないというふうに思っておりますので、1つ着目しているのは、この携帯です。これは大庭総務部長の携帯ですけれども、この携帯になぜ注目しているかということ、前の前の新潟地震のときに、一番地震が起きたときに持ち出したもの、昔は位牌やったらしかですね、家の。今は携帯らしいです。大体財布は置いていくというのが基本で、そのときに、私は携帯がライフラインにやっぱりなっとうとかなというのを、前の前の新潟地震のときに思ったわけです。

しかし、これは電話回線はすぐシャットアウトされるわけですね。で、メールであります。ただ、高齢者の方はメールというのはなかなか使えないとか、使わないとかというのはありますけれども、今、音声読み取りのソフトとか、メールが来たら音声になって、逃げてくださとか、あるいはこういう地震がありましたとかという機種も、どうもNTTドコモに聞いたらあるようですので、そういう携帯を災害のときにきちんと利活用できないかというのを、先日NTTドコモに依頼をしております。金のかからない方式で、ちゃんと開発をしてくださということで言うておりますので、その結果をちょっと待ちたいということを思っております。

もとより、どんなにハードをしても、やっぱりそれで十分だということはないと思います。ただ、何かしら、ハードですね、やっぱり安全・安心のためにやりたいということは思って

おりますので、もう少しお時間をおかしいただければありがたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

そういうような防災無線というのは、地域がもし災害に遭ったときには情報が寸断されるわけですね。そういった面で、いかに情報を的確に伝えるかというのが、公助的な役割分担の中での一役を担っている部分だと思いますから、もう少し中身的に検討をしていただいて、オフトークも非常に地域住民としてはいろんな活用の部分があるわけですから、その辺ももう一回、地域としても考えさせていただきながら、防災無線の取り扱いに関しては、私自身も、もう一回、勉強させていただきたいと思います。

それでは、いよいよ最後になりますけれども、これは先ほど11番議員が言われました水害の部分で、非常に私も、片白、あるいは大崎の堂島交差点、堂島の先のガソリンスタンドが立ち退いて、はやもう四、五年になるかと思えます。まだ、あそこの水路の拡幅ができていない状況の中で、あそこの一画も床下浸水になっている住宅があります。

そういった中で、片白地区も、市長の答弁のように、もうハード面では厳しいというふうな部分で、人的災害も否めない部分だと私も判断をさせていただきました、現に行かせていただいて。それで19日、市長も、先ほどの新聞にも書いてありましたけれども、コメントの中で、費用対効果を考えれば浸水世帯の移転が一番妥当じゃないかというふうな部分で、相協調する部分がありましたので、その辺は前向きにぜひとも検討していただいて。

ただ、大崎の部分の水路の拡幅が非常におくれている状況だと思いますけれども、その辺の原因は何か、どう行政としてつかんでいращるのかを確認させていただきたい。先ほど、片白の分に関しては話もしていただいたようでございますけれども、大崎地区に分に関しては、その辺の水路の拡幅がなぜ今に至ってもまだ着工されていないのかお尋ねをしながら、最後の質問にさせていただきたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

大崎のところの分については、国道のところには国道橋があるわけですが、その橋のかけかえというか、拡幅ですね、それをあとやらにゃいかんわけですけど、そのためには仮設道路、仮設ヤードが必要になります。その分での地元との交渉がまだ残っているという状況です。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

片白地区で答弁を、さきの山崎議員の答弁にちょっと補足させていただきたいんですけれども、私は、そのハードがだめだからソフトと言ったわけではなくて、ちょっと言葉足らずだったんですけど、今までハード一辺倒だったのを、ここでもう、時代的要請も踏まえて、ハードとソフトと両面でやるべきではないかということを申し上げたく思っております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

当然ハードの部分とソフトの部分で併用していかれるのが一番妥当だと思います。そういった中で、仮設道路の交渉がおくれているという部分でしょうけれども、早急に解決をしていただきながらしていなかいと、地域の方々も迷惑されている状況ですから、その辺を切にお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

それでは、以上で4番松尾陽輔議員の質問を終了させていただきます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 16時43分